

甲府市史研究

創刊号

- 創刊に際して 甲府市長 原 忠三 (1)
発刊の辞 市史編さん委員長 磯貝 正義 (2)
甲府札差における天保主法改革 北原 進 (3)
古代の甲府—青箱・奥門二郷を中心として— 磯貝 正義 (14)
明治中後期に於ける甲府市の商業構造 斎藤 康彦 (22)
1920—30年代における甲府市周辺の農村生活 島袋 善弘 (38)
甲府市域の古墳分布と二、三の課題 田代 茂三 (44)

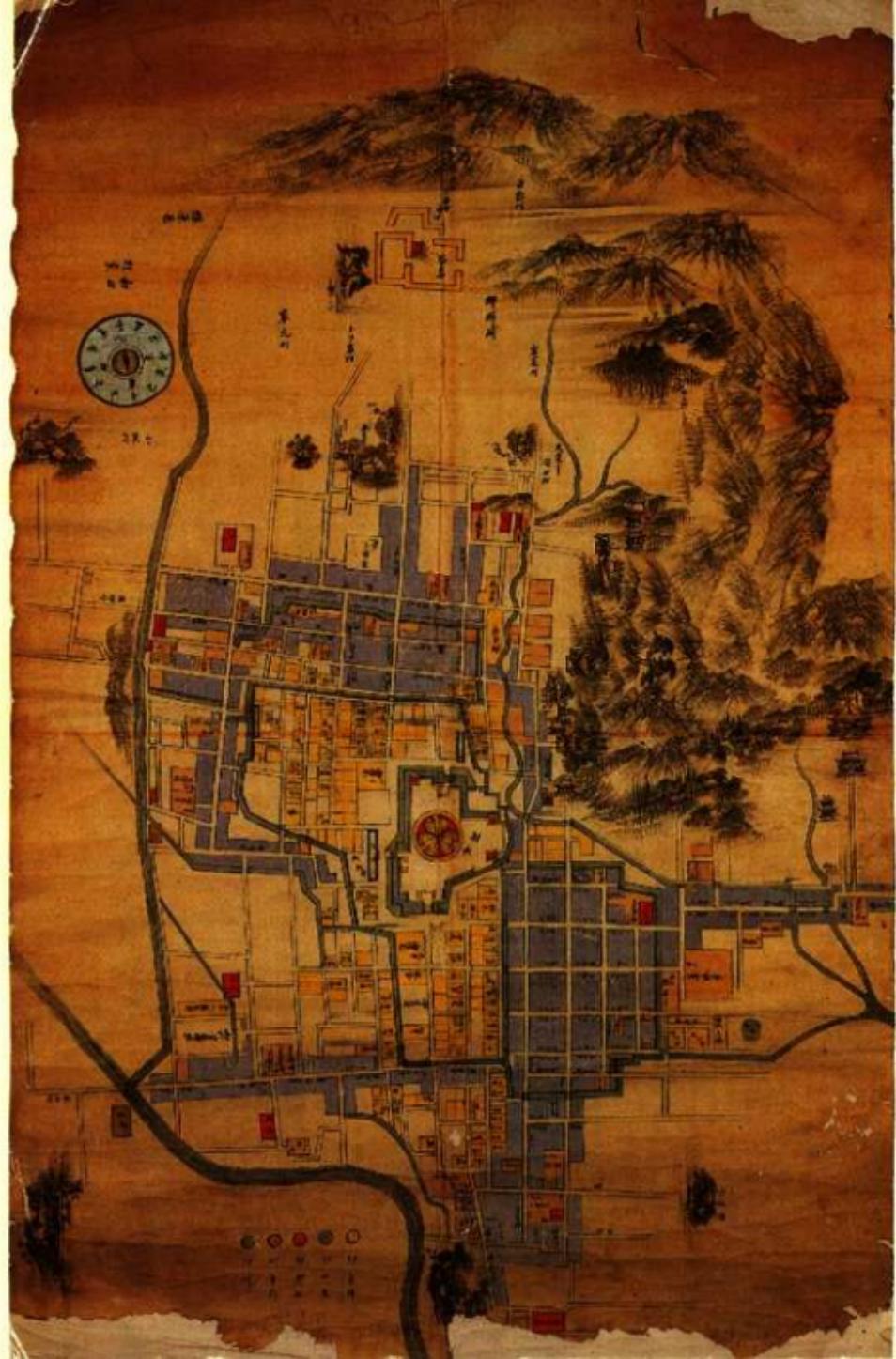
<史料紹介>

- 湯村温泉の歴史 斎藤 典男 (62)
新発見の穴山信君文書 秋山 敬 (68)

-
- 市史の広場 (72) 市史編さん大綱・他 (79)
文献紹介 (78) 市史編さん関係者名簿 (82)

1984.10

甲府市市史編さん委員会



八 絵解説

甲府城下絵図

近世甲府城下の建設は、文禄二年（一五九三）入部した浅野氏による甲府築城工事の完成に平行して進められたといわれている。市街が漸次整えられていき、江戸時代初期には古府中（上府中）の二六町、新府中（下府中）の二三町が成った。その後、甲府家の領有を経て柳沢氏の時代を迎えた十八世紀初頭には、町並の整備と市街の拡張がはかられて、甲府城下は一段と廣やかさを増していく。

甲府城を中心には、北は古城（武田氏跡跡）、南は遠光寺・住吉神社、東は善光寺、西は相川をもって区切られたこの絵図は、作製年代が定かでないが、およそ江戸後期における城下の景観を的確に把握しうる史料といえよう。城の内郭・外郭とそれを区画する堀、武家地の外側に展開する町人地と、さらに城下の外側部分に配置された社寺がそれぞれ色分けされて明瞭である。江戸時代の甲府城下絵図には、町年寄であった坂田家所蔵の「元保三年（一六九〇）古絵図」（宝暦四年写）をはじめ、山梨県立図書館所蔵・甲州文庫の弘化二年（一八四五）写の絵図、版行されたものに嘉永二年（一八四九）の「機寓甲府絵図」があるが、本図は現存する数少ない絵図として貴重である。（紙八六枚・横五五寸・縦八六寸）

〔市史編さん委員　坂田文弥〕

甲府市貢川二丁目長田喜三氏蔵

創刊に際して

五年後に迎える市制百周年を記念とした市史の編さん事業は、昭和五十七年一か年の準備期間を経て、昨年六月、甲府市市史編さん委員会を設置し本格的に作業を開始しました。

以来、多くの市民各位の御理解と御支援を得て順調に進展しておりますことを有難く感謝申し上げます。

このたび市史編さん事業の一環として、『甲府市史研究』と題し小冊子を発行することになりました。これは、現在までの史料の調査や研究の過程で得られた興味ある成果を、中間報告を兼ねて、研究者をはじめ広く市民の前に供するものであります。

学術的に活用されますとともに、一人でも多くの市民に御覧いただき、古い歴史と伝統を持つ郷土への関心が一層高まらんことを願願するところであります。

発刊に当り御執筆を賜りました諸先生並びに関係者の皆様には厚く御礼申し上げ、併せて、今後とも本市史編さん事業の発展のため格別なる御尽力をお願いするところであります。

一九八四年十月

甲府市長 原 忠 三

発刊の辞

私ども甲府市市史編さん委員会は、現在、甲府市制百周年記念事業として開始された甲府市市史編さんの仕事に銳意取り組んでおります。事業は史料編七巻、通史編四巻、別編二巻、計十三巻、延べ一万余ページに及ぶ大巻を、昭和六十年度までに逐次刊行しようというばら大な計画であります。委員会発足以来、編さん委員並びに専門委員は、時代別・部門別に部会を編成し、史(資)料の採訪・調査を進めておりますが、幸いに調査協力員を始め市民各位の広範なご助力によって、着実に成果を挙げつつありますことは、ご同慶に堪えない次第であります。

それらの経過の概要につきましては、「市史編さんだより」として公表し、すでに第二号まで発行いたしておりますが、このたび本格的な市史研究のための機関誌として、「甲府市史研究」を刊行することとなり、小委員会を設けて企画・編集を進めて参りました結果、ここにその創刊号をご覧に入れれる運びとなりました。

内容は、考古・古代・中世・近世・近現代の各時代にわたり、それぞれ日頃の調査・研究の一端を、論文や史料紹介などの形で公開したもので、いずれも市史編さんの基礎となる研究であります。今後年一回ずつ刊行を重ね、累積された成果が、市史編さんに当たり効果的に活用できることを期待いたしております。そのためには、研究者に広く門戸を開放することが必要だと思います。このたびは事情によって委員会内部の者が主として執筆いたしましたが、次号からは委員以外の方々のご寄稿をも歓迎いたします。内容は甲府の歴史に直接・間接に係わりをもつ論文や史料紹介などでしたら何でも結構ですから、振るってご投稿下さいますようお願いいたします。

なお私どもは、「市史研究」が、市史編さんの完了後も、地域史研究の専門誌として末長く存続するよう念願いたしております。それには、本誌が研究者にとってなくてはならない存在であり、常に学問的批判に堪え得る内容を維持し発展していくものであることが、必須の条件であると思います。各位のご支援ご鞭撻を賜わりたいと存じます。

一九八四年十月

甲府市市史編さん委員会委員長

磯貝正義

甲府札差における天保主法改革

北進

はしがき

一 甲府札差への対策と江戸札差

二 天保期の江戸札差改革

三 甲府札差改革の主内容

四 結び

付「藏宿改止主法書取写」

はしがき

諸藩・大名の財政や、幕藩家臣団の家計に吸収した高利貸資本には、三部の大商人による大名貸から、寺社名目金、零細な座頭金、

後家養育金などにいたるまで、多種多様のものがあったことは周知のとおりである。彼らは、権力と共に生じながら繁榮し、その結果として権力と権力構成体の経済的衰退を招き、やがては必ずからも滅亡していくのが、その歴史的役割であつたとされている。

幕藩権力とその家臣團の財政が、石高額——現物の貢租・俸禄を都市において貨幣化して再生産を維持するという構造——を前提としている限り、これに吸収する多様な高利貸資本もまた、貢租・俸

様の基本たる米穀を取扱う業者に、その中心があつた。すなわち都市の米穀金融商である。札差はその有力な一つであった。

札差といふ貯米・俸禄米を取扱う高利貸商人は、江戸のほか加賀藩や甲府などにもいたことが知られている。このうち江戸および甲府のそれが、旗本・御家人ら幕府家臣に対する像様米担保の高利貸で、加賀藩のそれはやや存在形態が異なる様である。江戸札差については、幸田成友・三田村鷹魚らの古典型的研究から、台東区史などの地方史、最近では經營分析にまで深めた木岡照啓氏のような若手の研究が現れてきた。筆者もまた懸念であった概論的通史を最近ようやく書き上げた。⁽¹⁾

しかし甲府札差については、昭和四二・四三年に齊藤(当時角田)洋子氏が、「甲斐史学」一二・二三号に發表された二篇の論文が存するのみである。題名を記しておこう。

1 甲府における札差株仲間について

2 寛政改革より化政期における甲府札差株仲間の動向について

二篇とも、主として制度的側面と仲間人數の変遷を主題としたものであるが、享保九年甲府勘定の成立から文政期ごろまでの状況が、これによつて一応把握できるようになり、江戸札差との相違点

も明らかにされたのであった。

甲府札差に関する問題は、近世中期の市史研究において、恐らく重要なテーマの一つになるであろうと予想される。いや、札差という名称が成立する以前の、柳沢氏の時代から家臣團への金融業も当然あり、町方の歴史として初期から貫いた把握が必要となるであろう。そのさいにも右の二篇は、甲府札差研究の出発点をなすものとして記憶されるべきである。

もともとその後、齊藤氏を趣ぐ研究が途絶え、史料的な面でも、また制度的な事実の確認の作業も、やや停滞しているといわねばならない。かつて筆者も、江戸札差研究の一環として、甲州文庫等鼎立図書館の甲府札差に関する史料を収集したことがあつたが、特別に分析したり、論文をまとめる様なこともしなかつたのは怠慢であった。今夏より久しぶりに関連史料を読む機会をもつて、まだ口録で判明している限りの文献を通覧している訳ではなく、時期的にとびとびの事実を読みながら、相互を連関させた解釈ができるに至っているのが現状である。

以下、天保度の甲府札差の主法改正を中心に、後期または幕末期の甲府勤番士の財政と札差資本のあり方にについて述べてみたい。主要な史料は次の二点である。

A 「支配回付
藏米改止主法書取次」

B 「改正主法申請書」

兩者とも天保十二年（一八四二）十一月の年記をもち、Aは目付、組頭を通じて、改正主法を甲府勤番士に通知せしめようとしたものとの字であり、Bは札差に対する申渡書である。いわば藏米担保金融の両当事者にそれぞれ宛てたもので、内容は同じであるが、改革の

趣旨を申し説く文言などは当然異っている。以下特に出典を断らない限り、この一点によるものである。

一 甲府札差への対策と江戸札差

甲府勤番支配の成立とともに、勤番士の知行藏米を担保とする高利貸業、甲府札差は成立する。齊藤洋子氏の前掲論文によれば、享保九年（一七二四）八月ごろから江戸浅草御藏前の札差五人が、甲府における札差仲間の認許方を願い出ていたが、甲府商人のうち札差開業希望者がいたこと等により、年末に甲府商人七人による仲間が認許された。江戸札差は同年七月に一〇九人の株仲間を取結んだばかりであるが、早々にして當業相手の一部が甲府勤番として江戸より赴任することとなり、貸付金の渋落等を理由に甲府に進出しようとしたのであるが、小禄少底の勤番士だけを相手とする市場の後さ、以前からの阿善藏による藏米取に対する金融の実績等から、一名（和泉屋源兵衛）だけを連絡役に置き、甲府の金融市場から引き揚げたのである。もともと江戸から甲府に赴任する勤番士への、江戸札差貸金の決済法が調い次第、和泉屋の甲府駐在は不要となり、彼も間もなく江戸に戻ったものとみられる。

勤番士の藏米知行者一六二名、ほかに与力二〇騎・同心五〇名・馬方二名も藏米・扶持・現米取の總称としての藏米取であり、知行総計一万八千石のうち米渡し分・万石が、甲府札差の成立基盤である。充足当初の札差人數は七人、藏米の完備（充却口錢）は一〇〇依につき金一分で江戸の半分であったが、札差料が「札差御税儀」とよばれ、金額は「嚴様方ヨリ被下次第ニ御率候」という状態で、札差の恩召次第であったか、翌年には江戸表同様、百俵につき金一

分となつた。また貸付利子も「武治兩を分ヨリ拾五兩一分」、すなわち年利一五パーセントから二〇パーセントまでと一定していなかつた。

人數が少いとはいえ組合として成立するとき、札差料や貸金利子について右の様に権力をもつた取決めをもつたことは、甲府札差業の不安定性を示しているものであろう。勤番士二百数十名のうち、藏米の受私いをされ恐るに依頼したのはわずか四十人に過ぎない。仲間人數も一定しない上に、札差業がなかなか專業化しない点も江戸札差と異なるところである。また営業の独占も十分に果し得なかつたと、齊藤氏は指摘されている。

同じ旗本御家人の藏米取を対象とした札差業でも、江戸と甲府で制度や人數割合が相違していることは、經營の基盤がやはり異つてゐることを示すのであろう。後にみる天保十二年の「藏宿改正主法當取写」(A) の末尾に、

且我等共^モ当地(甲府) 水動不故事候得共、右一条(改正主法) 取扱^ミ水久之儀^ニ付、後發^シ馬^ニ中付、無差支様可取計事^候

とある。甲府札差にとっては、顧客たる札差業が不安定なのである。人數が一定していても、江戸や駿府等の勤番へと移動するところが多く、長年甲府に住居する武士も、必ずしも永住とは限らない。いわば生え抜きの武家を、甲府商人は未練的な顧客としなえない。この点は城下町商業のうちでも、甲府のもつ特徴の一つであろう。甲府勤番士は少人數の上、小暮の藏米取がほとんどであるといつても、こうした流動的な武家を対象とする話営業は、どうしても基礎の不安定を免れ得ない。甲府札差が営業の仕法を、享保九年以前から続く、柳沢氏時代からの金融商らの伝統を引きながら、江戸札

差のそれにならつたのは、対象が同じ旗本御家人だからに過ぎない。しかしこの事情は、例えば寛政元年(一七八九)の業捐令が江戸で出されると、同様な仕法替を甲府においても試みながら、実質的な業捐令発布は翌年四月までのびる、といった相違を生ずる。この様な事情は後年に至るほど拡大したであろうから、旗本御家人の財政改革の一環としての札差業対策が、江戸と甲府と次第に介離して、甲府は甲府札差の勤番士に対する独自の対策が展開するようになる。

齊藤氏の二論文は、享保から文化頃にいたるまでの甲府札差を、江戸札差と対比して異同を検討しているが、文政になるとその差異がもっと大きくなり、江戸の政策が甲府でどう表れるかということではなく、まったく独自の対策が甲府札差に対して出されるようになる。

二 天保期の江戸札差改革

寛政の業捐令から、天保の無利子年賦返済令までの間、幕府は江戸札差株仲間に對して、さほど大きな干渉を行っていない。文政四年(一八二〇)三月に株仲間条目帳の追加改正がなされた。また同年十一月に、藏宿箇^カ武士の依頼を受けて借金の中入れをする者を個別に記載する旨、榜書が出され、札差はこれに応する形で、翌九年三月条目帳の追加改正をしている。それは、旗本の藏米知行高相応の金融に心がけ、その相談は一切札差の店で行って、別家した番頭宅や茶屋での対談を禁するという内容である。實際この時期の札差の景気は好調であつたらしく、宝曆・天明期ほどではないにしても、奢侈を誇った話題が多い。

天保改革期の札差と幕府(町奉行所)の勤きは、十四年(一八四

三) 十二月の無利子年賦返済令まで、かなり複雑である。後述の甲府札差の改正とは全く別個であるが、時期と内容を対比できるよう、簡単に整理しておこう。

天保十二年十二月から翌年二月にかけて、菱垣船頭請問屋仲間、ついですべての問屋株仲間の組合が廃止される。流通の独占を解いて諸物貿易引受けを國るためであったが、札差は改革の趣旨を奉戴して、寛政元年（一七八九）より続いた利子率六分利（年一二%）を五分利（一〇%）に引下げることを、自ら申し出て認可された。

このことは改革の一環として旗本御家人財政の救済がはかられ、札差資本に対して何らかの制限や欠損を課することが予想され、札差の布石の意味があつたことと思われる。その年の八月、札差から借入金の多い旗本らに対し、猿尾町貸金会所より返済資金の特別融資が出されることとなり、札差に対しては御仁の程をわきまえ、資金の一部を無利子年賦済みにするなど、武家の財政取締き方をはかるよう申渡がなされた。そこには貸付金の棄損もなさるべきであるが、西丸炎上等にさいしての歎上金や、自ら利子引下げを行った実績を考慮し、棄損をしないとしている。札差がわは同年十月、この申渡を受ける形で仕法書を作り、会所に提出した。しかしそれは、積極的に貸付金の棄損や無利子年賦を自ら受入れる様な犠牲の提示ではない。

翌十四年四月、地方知行の旗本への公的金融機関たる馬喰町御用磨敷貸付金（郡代貸付金）が、貸付金の半高を棄損とし、半高を無利子年賦で返済させるとして、札差に対しては幕府自らの旗本らの負担軽減策に応じた措置をはかるよう説明がなされた。これは江戸札差に対する、自己改革への追討ちとみられる。同年九月總札差は頗

書を提出し、資金返済の軽減方について、次の様に申入れた。

(1) 天保八年までの貸金で、すでに利子引下げや年賦を約束している分はすべて無利子年賦とする。帳向（毎年一定の歳米候数を返済にあてる、年賦償還の方法）は、知行高百俵について年五俵または金二両ずつの年賦。

(2) 天保九年より十三年春までに、利子引下げ・年賦としている分は、五十両一分（年六%）は百両一分（三%）、年三%は二%に利子を下げ、年賦は二割減として毎年十俵ずつの返済は八俵、五両ずつ返済は四両ずつとする。

(3) 払持未担保の利子率は、初月五合であったのを二合とする。

この改正案に町奉行・勘定奉行らは同意していたが、反対派の老中土井大炊頭に議論が提出されて不許容のままになっていた。確かに、旗本と札差の間で、すでに利子引下げと年賦について協約できている旧債権について新たに返済条件を緩和しても、全旗本の債務全体に及ばない不徹底さがある。恐らく札差のこの提案で、ほとんどの債務を対象にできる現実はあったことと思われるが、例えば天保八・九年で区分した根拠は不明であり、利率の引下げについても曖昧である。

東摂令と並んで、札差資本に打撃を与えた無利子年賦返済令は、この二ヵ月半後、十二月十四日に発布された。それは札差の債権を新古の差別なくすべて無利子とし、知行高百俵につき百両以上の借金は、年五両ずつ返済し、百両以下のときは年五分ずつ年の年賦とする。札差に貸付けられていた猿尾町貸金会所の資金も無利子とする、という内容である。

このため札差の四九名が閉店し、今度は幕府が驚いて勘定所御用

達・町方御用達ら一五名に急難、札差の新規開業を命じ、あるいは二万両を貸下げて閉店を忍い止まらせようとした。その結果三八名の札差が再開店し、御用達は十名が口実を設けて開業御免を許された。これら無利子年賦令直後の慌忙しい動きは、江戸札差の受けたショックがいかに大きいものであったかを示している。

ともかく幕臣團の財政窮乏を救済するため、その主要な原因とみなされる高利貸資本、札差に対して、その債務の取立てに制限を加え、利子を引下げ、その後の財政収支に限界を設ける等の施策で一貫しているといえる。札差商人が繁栄することは、すなわち幕末御家人の経済が窮屈化することであり、権力により札差の資本を押さえ、その債権を削減することが、幕臣經濟の救済・立直しに直結すると考えられているようである。その最もたる例が、債権そのものを一方的に消滅させた棄捐令であり、元本は水年賦として利子を伴無にさせた無利子年賦令であろう。江戸札差の資本に対する幕府権力の抑圧策は、札差資本と幕臣經濟を、対立物としてとらえ続けているといえる。

しかしながら前述の通り、権力に吸収して繁栄する高利貸資本は、権力の衰退と共に存立の基盤が薄弱となるであろう。また権力も、経済的破綻から免れるために、高利貸資本を全面的に排除することができず、犠牲を押付けながら、その蚕食と妥協していくなければならなかった。棄捐令を発布しながら、資金を融通する資金会所を設け、公金の貸下げをして、札差資本を潰滅せなかつたのはそのためである。札差が旗本經濟を吸収して江戸の大富豪になつたことは、旗本らの窮屈の上に成り立つたことであるが、同時に札差は自らの存立基盤を蚕食していたのであって、幕臣團の徹底した窮迫は

札差の衰亡に導くと思われる。

その点、甲府における同時期の札差対策はどうであろうか。江戸札差のそれと較べると、本質は同じとしてもある種の段階差といえる相違を覚える。それは甲府勤番士の財政状況と札差の経営状況が、江戸における旗本と札差との経済的対立を超えて、双方とも緩解の度を非常に深めている様にみえるのである。

其方共儀、年來支配向組々誠宿勤來候處、何れも用立金多分ニ相成候ニ付、是迄數度改正又有之、既ニ去ル申牛改正主法中渡、未聞正無之、又候格外借財相成、一統暮方必至ニ差支、動向取続ニ難相成次第ニ成行、其方共此上用并可致手段無之趣相聞候ニ付、これは天保一二年（一八四一）一月の甲府札差に対する、改正主法中渡書（B）の冒頭文言である。ここでは明らかに、勤番士の困窮が札差の営業手段を無くしているといつて、支配向への通達（A）も同様に

年来多分之借財ニシテ暮方被及難済、且札差共此上用並相應候手段無之、双方必至ニ差支……（傍点引用者）

として、改革の必要を説いている。この外にも「且札差共ニ水久家業相動候様致し達度」（A）とか「其方共正安堵いたし主法水縫致候様」（B）といった文言が目立つ。これらは決して高利貸商人札差に対する恩情ではない。勤番士の動向取締きのために、札差資本にもたれ得る程度に立直ることが期待されているのだといえよう。

ともかく先に整理した江戸札差に対する諸改革より先行する、甲府札差独自の改正と思われるが、それではその主法とはどの様なものであるのか。

三 甲府札差改革の主内容

天保二年一月の改正を検討するためには、右の引用文中にもある「是迄數度之改正」「去ル申年改正主法」の内容、特に後者が前提となっているらしく、順序としてこれらを調査する必要があるが、筆者の點はまだそこまで及んでいない。

去申年とは、天保十二年（丑）から五年前の天保七年に相当するが、この年を明示した改正の史料を未見である。それ以前は文政七年が中に当るが、一七年以前では「去ル申年改正主法申渡、未聞、無之」とややかけ離れている様に見える。もつとも甲府札差は、安政二年（一八五五）にも「貸出金主法警」を受けており、その申渡書には

「此度武家一統在貸出金主法改正申渡、文政慶之主法復古いたし、貸出金五分相当之利金可請取旨申渡候付、左之通可相心得候」とある。ここではこれ以上深め得ない。ただこの改正で、甲府勤番士の臨時用立金の調達は「日付中之加減ヲ以可貸出金」という原則が立てられ、札差と武士の相対による金融を禁すること、公定貸金利息の一・二%のうち八%を通常の利子として受取り、四%を付出しとしたことが判明している。付出しとはアル金または資金積立のことと思われるが、事実上一二%から八%への利下げである。また申年以前からの債権の一部は、示談金として六%の利付で（其以前より之示談金之分六分利付）規定有之處、A）であった。

天保二年の改正にあたっては、申年以前に示談に達した六%利の示談金、および八%利に下げられた借財、および次第に増大した臨時入用、特別な事情で用立てたものなど規定の一・二%による借金

口座が、それぞれの札差那（甲府勤番士）に吸着していた。特に臨時入用や別用立金は、申年改正で定められた目付役の認可を受けず、ほとんど対応による直接金融を受け、金額も急速に高くなつたらし。これら三種類を、各札差那ごとに一と口に合計し、「物高立格外之利下、五分方二申付」、すなわち全借金を合計して五%利の口座とするというのである。しかもいざれも借財高が多く、ただちに五%ずつの利子を取ることは札差那の暮し向に差支えるので、五%のうち四%の利子付と心得て、余は元金の返済分にあて、知行二百俵の者は元金一百兩以内の金額までを五%利とするように指示している。これまた実質四%までの利下げであり、これが旧債の扱い方に關する第一の指示である。

元金の返済方については、条文の意味が十分にとれないが、依済（知行高のうち毎年一定の仮数の分を、張紙値段の高下によらず返済金に充當する）・金済（同じく一定金額を返済する方法）とも、藏米百俵を三〇両と安く見積り、張紙値段との差額をこれに充てることで指示されている様である。いずれにせよ業捐とか積穀的な元金償却の指示がなく、年々の返済額は小額で済み、その分が通常の生活費に振り向けられたのである。

したがつて幕入用（生活費）については、札差からの借入金にふれず、「先述^三被差出候裏面」より節度すべきことが指示されているのみである。また飯米についても、藏米の支給にこれを含めず、別に城内御蔵に預けておいて二カ月分ずつ渡すこととなつた。これが着実に守られれば、やがて札差の借入金が不要になるはずであり、「無期臨時入用金」のみが新規借入れとなる可能性がある。

臨時入用金は、御目見・吉凶・義子縁組や大破した家の修復の

はが、甲府勤番士には御目見のさい江戸までの交通費・参上入用が必要であった。これらを借入れるにしても、当事者同志の直談・相対金融が禁ぜられ、申年改正のまま目付の認可を必要としたのみならずこれが次第に増大した前例から、準備金の積立てを命ずるのである。

蘇米の換金相場を百俵 130両と安く見積っておき、実際には張紙價段で換金されるからその差額が浮く。これを積立てるのであるが、基準額は表の通りである。

知行高	積金高									
	100 両	80	70	60	50	40	30	20	15	以下
500 庚高	400	350	300	250	200	150	100	100	100	以下
400	400	350	300	250	200	150	100	100	100	以下
350	350	300	250	200	150	100	100	100	100	以下
300	300	250	200	150	100	100	100	100	100	以下
250	250	200	150	100	100	100	100	100	100	以下
200	200	150	100	100	100	100	100	100	100	以下
150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	以下
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	以下
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	以下

年々の積立額がこれに連すると、臨時入用はその積金から出され、新規の借入れについても、これより不足が生じると又同様に積立てられるという方法である。

旧債権の利息、償還および新規借入金について、改正主法の大要は右の通りである。当然、改正の内容はこれのみでなく、三季御切米渡方と勘定、当用金・見越金（当座必要金と予定必要金）の借入利子・等々に及ぶ長文で、支配四への達書（A）は一八カ条、申渡書（B）は二三カ条に及んでいる。

以上みてきた様に、甲府札差の天保一二年における主法改革は、

四 結 び

江戸札差の天保一二四年におけるそれは、ほとんど関係なく同じ販売知行制のもとにある幕臣團であり、江戸・駿府その他と比較的人事異動も多かったとみられる勤番士であるが、札差の高利貸資本に対する取扱いに、これ程の差異が生ずるのは何故なのか、まだ一・二節で大雑把に述べた以上に説明し得ない。さらに勤番士の財政状況の実態や甲府札差の経営分析がもう少し明らかにされねば、説明は困難であろう。現状では特殊な札差史料の語彙も、解釈不十分のまま類推を重ねざるを得ないのは残念である。

最後に、安政二年（一八五五）の札差貸出金主法替について述べ、展覽にかえよう。江戸札差は、嘉永四年（一八五二）二月、株仲間再興により一〇一名の新規仲間の名簿を提出し、翌月六カ条の定書に追加して、利子を一カ月銀五分（年一〇%）としている。この後、文久三年（一八六三）に幕府軍事改革とともに、横権の安利年試済令を受けるが、この法令も甲府札差が受けたかどうか疑わしい。逆に江戸札差が、安政二年に甲府札差の様な十法替を受けた形跡もない。

この主法替の申渡書第一条は、「文政度之主法復古いたし、貸出金五分相当之利金可請取旨」とあり、甲府札差における株仲間再興に相当するものかと思われる。この五分相当之利というのは、一ヶ月銀五分利（年一〇%）を指すのではなく、年利五%を示すものであろう。第二条に「都々貸出金之分結込、五分之利金可請取事」

とあって、天保二年の主法と同様な方針がみられるからである。

このほか債権の済方について、百俵金三五両の積利金（天保期は三〇両）を基準とすること、高二百俵に金一〇〇両以上の借財額では利子支払いのみで暮し向きが差支えるなど、勘定士の一層制限した状態を基礎にしているとみられる仕法となっている。もともとそれが、天保度とどれ程の窮屈の差であったのか、実質的差異はほとんどなかったのではないかであろうか。

後記 粗忽のとりまとめて調査など不十分のままであり、後掲史料をもって小論の補遺とする次第である。大方の御示教を乞いたい。

注

(1) 幸田成友「札差」「札差雑考」（『日本経済史研究』所収、のち「著作集」に収む）。三田村嘉魚「札差」（『全集』六所収）。『台東区史』・右井三次「浅草歴史」。拙稿「宝曆一天明期の江戸商業と札差」（西山松之助編『江戸町人の

研究』第一巻）。末岡照吾氏「天保の無利息年貯金と札差」

「景屋甚左衛門店の経営分析を通して」（国史学第一六・一

「七」）。拙著『江戸の札差』（江戸選書・近刊）。

(2) 山梨県立図書館所蔵、甲州文庫。

(3) 「元方口銭は、江戸の場合は、百俵につき金二朱であるが（甲斐史字一二二七三ページ）は、金二分の誤りであろう。したがって江戸札差の一分の一の額である。

(4) 中府御用署・坂田御用当座帳。享保九・一二・一七条。

(5) 幸田成友、前掲書。

(6) 宽政元年の業捐会が、旧債を六年以前と五年以後に分けて業捐・年賦としたことを踏襲したものと思われる。ただしそ

こには当時の公定利率で、利子が元金額を越える年賦に分けられるという根柢があり、單に年数に拘ったのではない。

(7) 貸出金主法替・付以後心得方中渡書（安政二年卯十月）、甲州文庫。なおこの改革については、嘉永以後の町方および勘定士の動向の調査を経た上で取組みたい。

（市史編さん専門委員）

付「藏宿改正主法書取写」

(延長・山梨県立図書館所蔵 甲州文庫)

〔天保十二年正月〕

支配向五達 藏宿改正主法書取写

(表紙)

此度藏宿改正之主意也、各年米多分の借財^{二百萬方波及難共、且札共}此上用途相違候手段無之、双方必至^き差支、既^て各勤向取続も難相成題及見聞候付、去子十月御切米渡之節^{より}札共へ不相渡、此方共預り置、當分凌方相成候火之取扱致し、何れも難難を被忍、是遂被取候事共、兩苦之程察入候、右付道々改正主法取調、札共は理解中間候得共、何れ又人情之上、去^て中年改正間無之儀付、札共共難済之筋申述候も無余儀事、相聞候得共、乍去一統之難済難治候付、度々主法^{主引}苦役々申説し候内、彼は老ヶ年^老相立候間、此第^二至猶亦厚く理解申渡、新承伏致し候事^三至、尤先年^一の數度改正も有之候得共、其主急不相保、次第^二借財^主相尚候候故、右之本意も相立、此上御奉公向^て勿論、家事之儀も被致安堵、且札共^一永久家業相勧候様致し盡度、種々致勤弁、則此度改正主法申渡候大意、左記候

〔去ル申年改正之節、借財金之内内割或分方利足之内、八分方利金引取、残り四分万^主附出し^一致候、其以前^二示談金之分^三六

分方利付、規定有之候所、其後追々無期臨時入用^一別用立之口々等、何處^二差創武分之利足^三毎季引取勘定候事故、當用金見越金等之手取も少く、幕方之備候^一運々差支被及難候候趣^二付、此度右八分方六分方^二臨時金別用立之口々、不残一日^一取結、格外之利下^一ケ、五分方之利分^二取極候得共、右相當之利分相渡候事^三中々幕方程相立^一付、持高^二百俵之米^三夫百両限之利付、余者右准し又持高^一借金少キ方^二其高^三利付、且家内人數一人以上之面今者猶更、十人以下之衆^一相^二幕向^三之外^一差定可相渡筋之金高、多分之方^一持高並^二格外相減し、或^一百八拾五兩^二百兩位迄減し候分も有之、右何れも四分相当之利付^一致し置、一体之主意書前文之通^一總高正五分方利付之積^二付、年々少々^一ツ^二ノ^三元済之上、後年^一至五分相當之利分付候過^一、右割合を以利足可相渡積之事^二但並高父子勤之衆、此後屋居者等被致候節も、家内人數之多少、借金之高下^一より、其節利金便済等可致充略事^二去子六月^一当社五月遙遠^二ケ年分^三、右定之通利金相渡、當冬御切米^一右利金相當之儀^二、百俵^一付^二拾兩積^三古代金少々宛余分有之分も、其雄石利金之方^一へ相渡候積之事^二一括^一御製要紙一段^二相渡候得共、利済之方^一へ^二拾兩之積^三引取、御張紙相場三拾兩^一相^二増候頭^三、右直段之分^一元済之方^二引取候積之事^三是迄無^一過臨時入用之分、藏宿共^一用立來候事^二候得共、此度嚴敷

改正申渡候上、此上藏宿も右用立金を解為業出、依の各持高之

内後済引戻り高之分、百俵付三拾四箇^二取候、三番御張武直段

達之分、其度々積金致し置、臨時入用之備^一致置候積之事

右臨時入用之儀^一御日月正參上入用、其外麻立候吉凶入用、又

家作及人破候節修復用、并養子縫組等無端義^一格別、其余少々宛

之不麻立入用筋^一成丈ヶ暮方入用^一相済候之様可被心懸事

但閏月有之通^一卷ヶ月分飯米雜用計、積金之内^一も相済候積之事

當用金見越金^一追々前借無之儀^一可致合^一候得共、一時^一難相整事

故、先其勘借居、每季会所定道、志割或分之利足を以可致勘定

候、尤は迄見越金之儀^一手打越之勘定^一候得共、以米^一見越金之

名目相止^一、不残当用金^一相詰、每季利足勘定致候積之事

但当用金當是非借居^一可致合^一候得共、一時^一難相整事

何程^一西も冗済之儀^一勝手次第之事

「上」^一高有之而^一右元利皆済迄、定之通高百俵、付拾俵死之積^一、

元利済方^一向候積^一付、此分^一御張紙相場を以、每季勘定致し候積、

則調候^一掛紙致し置候、右済済相片付候上^一並之通済方^一候積可差

向、夫迄^一利分候清之方^一外並^一減方附置候事

但向後上り高有之節も右^一准^一し、其節差略可致事

「上」^一當切末^一直段之分不我積金致し、藏宿共^一三分之利付^一五預

「上」^一置候積^一付、每季帳面取調差出候管^一候、右積金高

五百俵高^一 金百兩

四百俵高^一 金八拾四

三百五拾俵高^一 金七拾四

二百俵高^一 金六拾四

武百五十俵高^一 金五拾四

武百俵高^一 金四拾四

百五拾俵高^一 金三拾四

百俵高^一 金三十

百俵以下^一 金拾五

但何れ^一端有之分も同断

右金高^一相成候迄年々積金致し置、右金高^一至候上^一不及積金、右

直段之分も不残暮方^一並向候積、其内臨時入用筋有之、右金高

之内^一引取候而^一其年^一又右不足^一相成候分、積金致し置候

事^一 賀可有之事

「上」^一但右積金高^一不至内^一も実々無端筋有之候へ^一其内^一可致用弁積

「上」^一去子御切末^一當夏御借米迄、右^一ケ年分預り置内^一、追々暮向外取

候現金之内^一、其高^一心し積金可有之積^一候間、別紙調書之通

「上」^一右積金^一全^一臨時入用之備^一有之候間、是迄度々改正主法立も有

之事候得共、無端臨時入用筋出來、且附中加談等^一藏宿^一致出

金來、終^一自分別談^一而別用立替^一致候積成行、自然^一財相補^一

主法之趣意も相崩れ候事^一付、以來藏宿共^一の借用筋^一難相成候之

間、平日專顧候を被用、無余讓候時入用之匯出来候節^一其段被申

聞、右積金之内^一可被用弁、此主意相保候得共、事向善文候筋^一者

至間數候之間、能々被相弁、右積金之儀^一永久不動之定法^一可被

相心得候

「上」^一先述^一家内人數書^一飯米暮方入用等取調被差出候^一付、其趣を以取

候事^一候、且並高^一家内人以上之衆、此後出生之男女共七歲

至候ハ^一老人立之人數^一被差加、其段可被申聞、其節取調之上

勘弁を以可致差略事

一向後候宿^一金錢筋貞對之儀^一、堅く被我問候候、無地歸時入用筋儀^一目付中を以可被中聞、其筋承^二候上、町上寄共を以藏宿共^一

中渡、積金之内より金子引取、目付中^一相渡用介致し候筋^一候事^一季渡方之儀^一、飯米^一前余之通御藏立合集取報^一相渡、金子渡方^一札差共^一路々毎季渡高差引^一、借金済方勘定取調、金子取^一、

此方町年寄共差添、札差共致持參管^一候間、口付中^一札差共^一策頭^一象相招、夫々可相渡候^一、且各是迄藏宿共^一每季勘定書差出し^一來候由^一候得共^一、後年^一至書付紛失之程も難計候^一付、此方正^一差出候間^一相迎候間、各々も帳面仕立或置、其都度々々写置候様可被

致事^一

借金一口^一相給、利分供済取調報^一差引候^一、且藏宿共^一差出候態

借財調候共^一、都合三冊相達候間、一同熟覽可有之候^一

都法^一守りかたき事之候^一、一通心得候ものも有之候得共^一、是^一其德を不知もの^一中事^一候^一、凡大小之家^一法令なくして國家を治る事^一難成事^一候^一、其内勝手向之差支る多く家法強^一、次第^一規則崩れ、家政不取^一成行もの^一候^一、平日嚴重^一法を守る家^一、無用なる家政之様^一見立候得共^一、家中穩^一万端無差支候、又家法不全家^一家中不和^一候^一、當時^一用途有之筋^一候^一、進退度失^一失ひ候事^一、世上多く相聞は候^一、右^一付^一も此度取調候主法之儀^一、万一窮屈なる事之様被存候向^一可有之候^一、難計候得共^一、兼^一主法を設置候得共^一、向後用途急迫之要も有之間數^一候^一、仍^一當^一當時之限額^一未^一安心之基^一候^一、能此理を被相弁^一、主法不相崩様之心體專^一之事^一候^一

是迄暮方難共^一任せ、而々分離不相応之借金相當候事^一も無心付、

藏宿^一押^一申談^一、只少々^一フ^一の用立^一、当^一雄之凌方^一已被致、數度改

正之主意も被取失候様相聞、全以心得違之事^一候^一、此度改正之大

意も前文ケ余之趣^一候間、急度既弊被相改、永久相保候様與^一も

可被心懸候、右様藏宿規定有之候上^一、此後直義之用立^一雖相成

候^一、右三季渡^一方を引当外々^一立無理成借用等被致候^一、是又

主法を崩候同様^一候間、混向定之暮方人用高を以^一、如何様^一も相

凌候之様可被致候、尤積金之儀も金高之限有之事^一候^一、此上相

心之直段^一高有之候^一、兩三年之内^一、定過之金高^一可至、又三

百段以上之衆^一右年数之内^一も可相整事^一候^一、右積金之備出來候上^一

も、直段過之有余も暮方を向候積^一有之候間、昔之難否を可被相凌

候、紙令積金出来少く、ゆる^一付候共^一、亦無袖断乎日後約を相用

ひ、兼々中達然遇必衣食住^一差配を不好^一、奢を慎^一、都^一肯^一信^一賠客

等も相互^一減略致し、御奉公向差支無之^一、家事平和^一取治子孫永

久穂^一相続有之様厚く可被心懸事^一

右改正之主意、粗唐而之通^一候^一、覽之上各不心有^一奇儀^一有之候

ハ^一、無地慮可被中聞候^一、且我等共^一当地水勤不故事^一候得共^一、右

一条取扱^一永久之儀付^一、後役^一解^一申送^一、無差支様可取計事^一候^一、尤須頭衆^一口付中^一、右之主意能々被相弁^一、追古心得違之向無之様無

油所可被中該候^一

古代の甲府

——青沼・表門二郷を中心として——

はしがき

古代の甲府の地についての記録上の初見は、恐らく酒折宮である。『古事記』と『日本書紀』では記事に小異があるが、ヤマトタケルノミコト（記=倭建命、紀=日本武尊）が東征の帰途ここに立ち寄り、火燒の老人と歌の問答を交したという伝説の大筋では両書は一致している。その酒折宮の位置について、近世には異説もあつたが、現在は甲府市酒折町の酒折宮がそれであるとされている。

連歌発祥の地といわれて有名となり、境内には山県大式の「酒折神」や本府宜長綱・平田萬風書の「酒折宮寿賀」の碑などが立っている。しかし酒折宮は史実というよりは伝説であり、東征伝説全体の中に位置づけて考察すべき性質のものである。そうした立場ですでにいくつかの論考があるので、ここでは一応考察の外に置きたい。酒折宮を除くと、古代の甲府の地について述べたものは、「和名抄」などに見える巨麻郡青沼郷と山梨郡表門郷ということになり、今日の甲府市域の大部分がこの二郷から成っていたことが知られる。『和名抄』は正式には『後醍醐天皇御代抄』と呼び、十世紀の前半に藤原が編纂した分類体の漢和辞書で、全国の国郡郷名、とくに郷名

磯貝正義

を網羅した唯一の書であることは改めていさまでない。甲斐国については、山梨郡十郷、八代郡五郷、巨麻郡九郷、都留郡七郷、計三十一郷の名が掲げられている。これらの郷名の現在地への比定は、近世以来試みられ、精密を加えてきたが、なお推定によるものや、説の定まらないものも少くない。そうした中で、巨麻郡青沼郷と山梨郡表門郷とが、現在の甲府市域に西と東に相接して位置していたことは疑問の余地がない。以下この二郷を中心に、古代の甲府の歴史を概観したい。

巨麻郡青沼郷について

当時の巨麻郡は甲斐国のほぼ西半分を占める広大な地域である上に、栗原・等力二郷を山梨郡の真中に飛地として持つという特異な郡域を形成していたと考えられる。そしてこの飛地の二郷を除くと、巨麻郡の東端に位置したのが青沼郷であった。『和名抄』は、高山寺本が「安乎奴末」、東急木が「安乎奴末」と訓をつけているが、いずれにせよ「あおぬま」であり、現在の甲府市青沼二丁目二丁目がその遺称であることに異存はない。

もう少し詳しくこの郷の足跡をたどると、中世にも郷名は存続し

ている。例えば南北朝期の「一益等々領目録」に、「青沼郷内坂田

三段 漢名保五郎入道各阿女子称阿寄進 真治二年八月五日」と見

える。青沼郷内にあったとされる坂田について、「遼光寺村ノ坂ニ

地名存セリ」とする「甲斐国志」に従えば、現在の伊勢町方面が郷

域に含まれていたことになる。ただし同目録には別に一条郷・飯田

郷の名が見えるから、中世の青沼郷は古代の郷城の一帯にその名を

残したと見るのが妥当であろう。近世は東青沼・西青沼の二村に分

れ、前者は山梨郡中郡筋、後者は同郡北山筋に所属したが、さらに

西青沼村の東部が甲府城下に組み入れられて西青沼町となつた。ま

た西青沼町に対しその北方に新青沼町が立てられ、上府中二十六町

の一つとなつた。近代はすべて甲府市域となり、東青沼村は東青沼

町、西青沼村は西青沼町、西青沼町は東町、新青沼町はそのまま新

青沼町となつたが、近時の町名改称で、東青沼町の大半部分が青沼一

丁目と三丁目となって残つたほかは、由緒ある青沼の地名は地上か

ら消滅した。

古代の青沼郷の郷域を現在地に確實に比定することは困難であるが、少くとも中世の青沼・一条・飯田三郷、それに奥村莊・小松莊さらに志麻莊が含まれていたと考えられるから、甲府市西半分のほか、一部中巨摩郡敷島町に及んでいたと推定される。

ところでこの郷については、久しい間、「和名抄」が最古の文献であるとされてきた。ところが、一九七八年に刊行された松島順正氏編「正倉院宝物銘文集成」によつて、甲斐國關係には從前知られていた和銅七年十月の甲斐國山梨郡可美里日下部某の出した繪・四のほか、もう一つこの青沼郷の人出した調査が正倉院宝物として残っていることが判明した。同書第三章調査関係銘文、甲斐國条に、

七四 太孫兒面袋白羅裏 (南五ノ一二)

(甲斐) 「國巨摩郡青沼郷物部守鶴調査右匹 長六丈

正八位 一 遺惠文

と見え、同書の別冊図録にもその写真が載せられている(国版15)。この新史料の出現は、多くの興味ある史実を提供することになった。

まず第一に、この調査が天平勝宝四年(七五〇)四月九日の東大寺大仏の開眼供養の際に演ぜられた舞楽の伎樂面(太孫兒面)を収納する袋の裏裂に使用され、今日に残存しているということである。同書第一編帶年付銘文、天平勝宝四年条に、

四九 太孫兒面袋 白布、白縫裏、織入 (南五ノ一二)

前二 天平勝宝四年四月九日

○この面袋裏裂は甲斐國調査を用いて作る(第三編七四)。とある通りである。このように調査が面袋の裏裂に使用されていたため、墨書きの存在が最近まで分らなかつたものではあるまい。それほどにかく、この調査が天平勝宝四年四月九日の東大寺大仏の開眼供養の際に使われた伎樂面の袋の裏袋となつてある以上、この調査は、天平勝宝三年(七五一)以前に貢進されたものと見るのが妥当であろう。「合義解」卷三試役令調査物条には、

凡調査物。毎年八月中旬起輸。近因十月卅日。中國十一月卅日。遠因十二月卅日以前納訖。其調査。七月卅日以前輸歟。と見え、中国である甲斐からの調査物は十一月三十日以前に納入し終るのが定めであった。前記松島氏の著書によって年月日を注記し

た調査物を検討すると、「某年十月」と墨書きしたものが最も多く、國の遠近を問わず十月に輸送し始めるのが慣例であったようである。この面袋の裏面に最新の調査が使われたとすれば、天平勝宝三年の貢納物ということになるが、必ずしも最新のものが使用されるとは限らない。天平勝宝九年（七四九）八月の墨書きのある上野田舎布が、「天平勝宝五年三月廿九日」の年記をもつ「東大寺屏風袋」に用いられている例もあるから、右の調査も、天平勝宝三年を下限とする数年間のある年に貢納されたと見るべきであろう。いずれにせよ、奈良時代にすでに「巨麻郡青沼郷」が存在していたことが明瞭となつた。もちろん「和名抄」の地名の多くが、奈良時代にすでに存在していたことは、風土記等との比較によつて検証されているが、全部が一致するものでないことも明らかにされている。従つて個々の郷については史料のない限り断定はできないことになる。その点、奈良時代における巨麻郡青沼郷の存在が確認された意義は大きい。

次に重要なことは、「物部高秀」という貢納者の名前である。この物部は大化前代に中央の大氏族物部連の甲斐における部曲であったのが、改新後に公民に編入された者であったと考えられる。甲斐における部民階級やその地方的管理者の名の幾つかはすでに知られているが、從前物部はその中に含まれていなかつた。もととも「延喜式」神名帳に山梨郡九座の一つとして「物部神社」があることから、物部氏の勢力が甲斐に及んでいたことは推定されており、物部氏の地域分布の中に甲斐を加える説は以前からあつた。しかしそれはあくまで推定の域に止まるものであつたが、この史料によつて存在が確認されたわけである。大化前代の甲斐に物部連の部曲物部が

いたとすれば、当然物部直とか物部首とかいった中間的管理者もいたはずであり、式内山梨郡物部神社はかれらが祭った神であったと推定される。この物部神社は、現在石和町松本にある物部神社をこれに当てる説が有力であり、論社の多い甲斐の式内社の中では比較的異端の少い神社である。ここは青沼郷に隣接する夷門郷城に含まれていたと考へられ、物部の分布を考える上でも重要な手掛りとなる。恐らく分布の中心は山梨郡夷門郷方面にあったのであり、一部が隣接する青沼郷に及んでいたのではないか。なお甲府の地に住み、その姓名の分る最初の人が、この「物部高秀」であることは改めていうまでもない。

次に「調査布匹 長六丈、幅一尺九寸」とあることであるが、賦役令調査施家の、

凡調査糸綿布。並隨一郷土所出。正丁一人。綿疋八尺五寸。

六丁成疋。長五丈一尺。廣二尺一寸云々。

という規定には合わない。しかし調査の柄にしても綿にしても、正倉院に残るもののです法を記したものは、「長五丈一尺、廣二尺一寸」が皆無であるのに、この場合と同じ「長六丈、幅（広）一尺九寸」というのは実例に乏しくない。その理由を考へるに、養老元年（七一七）十一月には、從前諸國の貢進する綿や絹の精粗・長短・広闊がまままちであったのを統一し、同三年五月には詔勅の貢調する狹絹等の寸法を長六丈、幅一尺九寸と定め、さらに天平元年（七二九）三月には四丈の広絹を廃止し、すべて六丈の狭絹に統一してしまつたからである。従つて養老令が施行される天平宝字元年（七五七）のほるか以前に、右の賦役令の条文は死文化していたことになつた。

当時の規格に合致するものであり、ここに甲斐國の一例が加わったのである。

最後に「[一] 正八位 [二] 廉文」とあるのは、恐らく専當司の官職・位階・姓名であろう。賦役令調査隨近条には、

凡調皆隨近合底。綱緯布兩頭。及系緯頭。具注國郡里戸主姓

名年月日。各以國印々之。

と見え、貢納者名の注記の仕方を規定しているが、専當司の名の注記については触れていない。当時の法律学者も、「今行事注」國郡姓名「者、非令心耳。」（『令集解』朱説）、「國郡司不可注」姓名「但今行事別也。」（同六説）などと述べ、國郡司名を注記する慣行は法意ではないとの解釈をとっている。しかし、現実には粗悪な調査に対する責任を明らかにするため、専當司名や郡司名を銘記することは早くから行われ、正倉院宝物にその実例が多く残っている。なおこの調査には専當司名が見えないが、当初からなかつたのではなく、面袋の裏表に使用する際、郡司名の部分と最下段にあったであろう年月の注記の部分とが截断され、失われてしまつたものかも知れない。ただし外見だけではいずれとも判断できず、現物について調査しなければ結論は出せないと思う。

以上、青沼郷の人、物部高鳴の貢進した調査が、東大寺大仏の開眼供養の際の伎樂面を収納した表の裏表として使用され、今日に残ったことによつて、〔一〕この調査は天平勝宝三年以前の貢納であり、従つて奈良時代に巨麻郡青沼郷が存在したことが明らかとなつたこと、〔二〕物部高鳴は大化前代に物部氏の部曲であった者の子孫であり、從前式内物部神社によつて推定していた甲斐國における物部氏の存在を確認することができたこと、〔三〕長六丈、幅一尺九寸という

規格は当時の制度に合致すること、個人名は恐らく専當司名であり、これも当時の慣行に合致すること等々、重要な事実が明らかになつたのである。

山梨郡表門郷について

「和名抄」によると、山梨郡は十郷から成つたが、これを五郷すつ東西に分け、於曾・能山・林郷・井上・玉井の五郷を山梨東郡、石木・表門・山梨・加美・大野の五郷を山梨西郡としている。康和五年（一一〇二）の銘のある勝沼町白山出土の銘筒に、「山東郡内牧山村」とある山東郡は、山梨東郡のことであろうから、現実に東西に分ける方法が行われたことは明らかである。さてこの表門郷は山梨西部の西端に位置し、西は巨摩郡青沼郷と境域を接していだ。表門は東急不が「字波止」と稱をつけている通り「うわ」とであり、高山寺本の調「寄波止」は誤記である。甲府市の東部石和町寄りに和門町があり、ここが表門の遺跡であることは、「甲斐国志」以来定説であつて異論がない。

ところでこの表門郷についても、最近「和名抄」以外の史料が発見せられた。和門町に隣接する横根町反田に大坪遺跡がある。一九八二年の十一・一二の両月、甲府市教育委員会が十郎川改修工事に伴つて実施した調査で、上層部分から奈良・平安期の土器・須恵器・木製品（木簡状板その他）・木材・種子・馬骨等が多數発見された。たまたま昨年七月十二日、これらを整理中の山梨県立女子短期大学の学生が、忍形土器の内面に文字が刻まれているのを発見、担当の市文化財主事佐藤泰仁氏が直ちに「甲斐國山梨郡表門」と解説し、同日中に甲府市教育長橋嶋明氏によつて報道機関にも公

表された。筆者もその場に同席して意見を述べる機会をもつた。

この皿形土器の文字は焼成前の、胎土が柔かい時に細い瓦状工具で書かれたもので、最も大きいところで〇・五mmと幅は非常に細いが、はつきりと刻まれていて読み易い。また製作年代は手法や器形などから考え、九世紀末から十世紀初頭頃に比定され、「和名抄」

の時代とほぼ同じである。皿は口縁部が破損しているので、あるいは最後のところにもと「郷」字があったかも知れない。いずれにせよ、田部郷名をすべて書いていること、しかもあとで刻書したり墨書きしたものではなく、焼成前に墨書きしたものであることは、他に余り類例がなく、貴重な存在であるといってよいであろう。⁸⁾ その上、出土地点が和戸町に隣接する横根町であることから、「和戸」を「表門」の通称とする通説を裏付ける結果ともなった。最近、官

町東原の松原遺跡から、「石舟^{アシカ}東」(二点)、「林^リ」(一息)と墨書きしたほぼ同時期の土器が出土し、馬鹿關係資料がにわかにふえたが、右の墨書き土器はそれらとはまた趣きを異にする珍しい存在で

表門郷は中世にもその名を存続した。「一葉寺々領日録」(18)

「一、表門郷四百木三段 河内守鶴女^{高進} 建武五年五月二日」とあるのがそれである。「四百木」は「注連木」で、石和町松本にその名を存しているという。⁹⁾ 注連木を庭とするものもあり、現在は「櫛」と書いて「しめぎ」と読み、同町松木・山崎から春日居町鏡目方面にかけて標姓が多い。「和名抄」時代の表門郷に松木まで含まれていたかどうかは問題であるが、中世に入つて郷域が北東方面に伸びた見ることは、もともと郷域が松木を含んでいたとする方が、史料解釈上はむりがないと思う。そうすれば、当時の表門郷

は、現在の甲府市東部、旧西山梨郡里塙村・甲連村・玉諸村から、東八代郡石和町北部、旧東山梨郡岡部村西半分にかけて存在した郷であったと推定される。なお「和戸」の名は、戦国期が初見であり、南北朝期と戦国期との間に、「表門」から「和戸」への転化が行われたと推定される。

石和町松本に鎮座する物部神社が、式内山梨郡物部神社に比定され、それを祭った物部氏の勢力がこの郷を中心にして、勢力の一部が西に接する巨麻郡青沼郷に及んでいたことは上に述べた通りである。また後述するように、この郷に属する甲府市川田町からは、古瓦を焼いた窯跡が発見され、表門郷が高い窯業技術をもつ窯業集団の居住地であったことも推定されている。

郷境について

以上の通り、現在の甲府市西部の旧市街地は「麻郡青沼郷」に、東部の新市街地は山梨郡表門郷に属していた。これは郷境が甲府市のほぼ中央を縱断していたことを意味するが、そうした郷境が生れた事情を考察して見たい。

『日本書紀』成務天皇五年秋九月条に、

令諸國。以國都立造長。縣田園種蒞。……開闢。山河而
分。國界。隨^{シテ}邑。以定^シ邑里。

とあるのは、もちろんそのままは信ぜられないが、「山河を開いて國界を分つ」というのは、固際(ヨゴ)の境をきめるのに山河によって方法が一般的であったという事実に基づく記述であると思う。これは律令時代だけでなく、後世においても取られた方法であった。例えば江戸時代の郷境を見ると、荒川が巨摩郡と山梨郡の境界とな

り、甲府の旧市街地、すなわち「和名抄」の巨麻郡吉沼郷の地は山梨郡の所屬となつてゐる。また笛吹用（現平等川）と日川とが山梨・八代両郡境となり、「和名抄」の山梨東郡の五城中、於曾郡を除く四郷と西郷の石糸郷とは、すべて八代郡に編入されてしまつてゐる。一般に山地は分水嶺によつて、平野部はこの例のよう河川によって郡境を定めるのが普通であつたが、古代の巨麻・山梨両郡境は荒川でもなければ笛吹川でもなく、ほぼその中間を南北に縱断する線であった。これには何か特別の事情があつたはずであり、解明を要する問題である。

全面的規模で見ても、国郡の境界を分水嶺や河川によつて定める実例が多いのは当然であるが、例外も少くなく、中には直線の国境や邊境が存在したものも指摘せられてゐる。これは自然的条件よりも人為的条件を重視した結果であり、巨麻・山梨両郡境の設定も、郡（正確には評）編成の際に、自然的条件を拒否する在地の強い政事情が存在したと解さねば理解できないことである。この点について坂本美夫氏が、後醍醐天皇の分布と強弱とから在地豪族の勢力範囲を設定し、評の成立に当り、國中では春日房勢力の評、甲府北西の部の勢力（評、御坂勢力の評と、三つの評が編成されたとしたのは²²）、細部はとにかく、大層的には示唆と言ひ乍らである。このうち「甲府北西部の勢力の評」とは、甲府市千家町の加牟那塚を初めとする壮大な横穴式石室をもつ古墳群を築造した勢力が立てた評で、のちの巨麻郡の前身であり、その勢力の中心がほんならぬ青沼郷（三里）であった。巨麻郡が荒川以東に及んでいた理由はこれで十分説明がつく。

それなら、表門郷が山梨郡に所属した理由は何であろうか。この

郷の都城が北東部に延びて、「春日房勢力の評」の支配下にあつたと見ることはもちろん可能である。しかしここではこの郷に含まれる甲府市川田町の廢址に注目したい。ここが春日居町の寺本庵寺や一宮町の国分寺の瓦を焼いた窯址であることは、戦後早く中島正行氏によつて明らかにせられてゐる。それはこの地に優秀な窯業技術をもつ職業窯工が存在したことと意味する²³が、この職業窯工を支配したのが、ほかならぬ春日房勢力であったと考えられる。なぜなら、寺本庵寺は春日房勢力の中枢部に位置し、評制時代の白醍醐の創立であり、たとえ木下良氏の親かれる国府寺であつたとしても、在地豪族の防衛なくしては完成し難いものであり、川田の窯業技術を利用し得る勢力によつて经营されたと考えるのが妥当であるからである。その勢力が何氏であつたかは分らないが、物部氏であつた可能性も絶無ではない。ただし式内山梨郡山梨岡神社（春日居町鏡目鏡座説が有力）に奉仕する別の有力氏族が存在した可能性がより大きい。なお中央の物部氏が滅亡した後は、地方の物部勢力も蘇我氏に攻撃されるものが多かったというから、甲斐の物部氏も、蘇我氏の配下に組み入れられて改新時に及んだかも知れない。

以上、巨麻・山梨両郡境が河川といつた自然によつてではなく、人為的に定められた理由を、評成立期における在地豪族の力関係によるものであるとした。この都城を含めて甲斐の都城は、後世大きな変動を受けた。その理由を笛吹川の転流などの結果とした従前の説は必ずしも正解を得たものではない。人為的に定められた当初の郡境が、在地情勢の変化に伴ひ無意味となり、山河といった自然を境界とするより一般的で自然的な方法に改められていった結果であると見るべきである。

むすび

『和名抄』所載の郷名が、他の古代史料にも現われる事例は必ずしも多くない。そうした中において、古代の甲府の主要部分を構成する「麻郡育治郷と山梨郡表門郷」とについて、最近相次いで新しい史料が世に現われた意義は誠に大きい。これらの新史料を中心にして、代の甲府の歴史を述べてきたのであるが、なお不十分な点が多いと思う。各位の見解のないご批判を仰ぎたい。

注

- (1) 例えば吉田孝氏「酒折宮の説話の背景—ヤマトタケルとワカタケル」（『甲斐の地域史的展開』雄山閣一九八二）。
- (2) 甲斐を含め、全国の郡郷關係史料については、池澤謙氏「和名類聚抄郡郷里駅名考證」（古川弘文館一九八二）参照。
- (3) 摂攝「古代の甲斐國に郡郷について一郡成立についての一試論」（『信濃』一四一、一九六二）のち「郡司及び采女制度の研究」（吉川弘文館一九七八）。
- (4) 『一蓮寺文書』（狩野三七彦・森藤俊六氏編『新編甲州古文書』一、角川書店一九六六）。
- (5) 生藤八郎氏他校訂『甲斐國志』二（雄山閣一九七〇）古跡部六、吉沼郷。
- (6) これらの町村名の沿革の詳細については、「角川日本地名大辞典」（山梨県（角川書店一九八四））の該当項目参照。
- (7) 松崎順正氏編『正倉院室物銘文集成』（吉川弘文館一九七八）第一編帝号銘文二五七・第三編調査關係銘文二六。
- (8) 池澤謙氏前著書解説の部及び古代郷名集成の部参照。
- (9) 関光氏「甲斐国造と日下部」（『甲斐地方史の諸問題』甲斐史学会一九六五）・拙稿「甲斐の古代氏族について」（同上）等参照。
- (10) 例えば加藤謙吉氏「蘇我氏と大和王權」（古川弘文館一九八三）一九〇頁。
- (11) 式内社研究会編『式内社調査報告』十（皇學館大学出版部一九八一）甲斐国物部押社条参照。
- (12) 「続日本紀」義永元年十一月戊午条・同二年五月辛亥条・天平元年二月癸丑条。
- (13) 松崎順正氏編前著書によると、田郡司の署名があつて年月の明らかなものは、天平十四年九月廿日の田名未許白縮残闕（同書三五頁）が初見であるが、天平年間にはこの一例しかなく、天平勝宝年間から天平立字年間にかけて普遍化していく。
- (14) 専當田司名と判断した根拠は、その書かれている位置と「選」の姓であるが、やはり断定はできないと思う。
- (15) 摂攝「山梨県勝沼町出土の経筒について」（『日本歴史』一七四一九六二）のち「郡司及び采女制度の研究」（一九七八）参照。
- (16) この籠書き土器については木本健氏「山梨県における平安時代の追跡について」（『日本歴史』四二六一九八三）・信藤祐仁氏「甲府市猪俣町大坪遺跡」（『山梨考古』一二一）

九八四）等参照。

- (17) 斎藤喜彦氏「一宮町国分寺周辺遺跡の調査—松原遺跡—」
（『山梨考古』一二、一九八四）。

- (18) 注（4）と同じ。

- (19) 「甲斐國志」二、古跡部、表門跡。

- (20) 永禄四年五月十日付河野伝藏免武田家印判状写（『新編甲州古文書』三、河野伝右衛門所蔵文書）に「甲府和戸分三十五貫文」とあるのが初見。

- (21) 藤部昌之氏「各令國家の歴史地理学的研究」（大明堂一九八三）第3部關郡制の調査、6國郡境界の確定。

- (22) 坂本美夫氏「甲斐の郡（評）郷制」（『研究紀要』一、山梨県立考古博物館・延蔵文化財センター、一九八四）。

- (23) 中島正行氏「瓦器製作の一考察」（『郷土研究』二、一九四八）・「出土瓦による寺本一宮寺址の新旧について」（同六七八、一九四九）等。

- (24) 末木健氏前掲論文（参照）。

- (25) 石田茂作氏「甲州寺木庵寺の発掘」（『考古学雑誌』三六一三、一九五〇）参照。

- (26) 木下良氏「國府跡研究の諸問題—甲斐國府跡をめぐって—」（『文化史学』一一、一九六七）・「國府付属寺院について—角田博士の『國府寺』説を承けて—」（『古代学叢論』角田文衛先生古稀記念事業会、一九八三）等参照。

（市史編さん委員会）

明治中後期に於ける甲府市の商業構造

齊藤康彦

一、課題の設定

甲府はその一端はいくつかの記録類などで窺うこともできるが、近世以来商業の盛んな都市であった。又、大正九年（一九二〇）の第一回国勢調査によれば、中央線沿線の八王子以西松本に至る主要都市の中で二位の松本を大きく引き離し最も多くの商業人口を有し、その地位は今日に至るも変化していない。⁽³⁾即ち、甲府は近世以来、明治・昭和期を通して「商業都市」としての性格を色濃く持っていたのである。

しかし、これまで近世期に於ける甲府の商業や都市構造を分析検討した仕事は比較的多く存在するが、近代以降、特に明治期に就いては、例えばこれまで数回編さんされた歴史、市史の類い、或は商工会議所年史などに於いても、商業に関する記述は簡略であり、甲府に於ける商業の分析を通しての都市構造の特質を析出するまでに至っていない。その原因のひとつとして、主要な典拠となるべき『山梨県統計書』の商業統計の内容が驚くほど貧弱である。⁽³⁾又、後に詳しくみると、その数値の信憑性が著しく低いという資料的制約が考案される。しかしながら、近世以来甲府が「商業都市」としての性格を有し、現在もその性格は基本的には変化していないとするならば、近代と現代を通して甲府市域、就中その中心地域の産業経済、

社会構造の土台としての都市構造の分析を一層深化させる基礎作業たる甲府に於ける商業構造の検討は避けて通れない課題である。

そこで本稿では、從来の資料的制約を克服する試みとして現在までに発見した各種資料を素材に、從来の様な甲府商業の概観的な全体像だけでなく、「山梨県統計書」からでは到底析出できない明治中後期に甲府市域を形成した七五の旧町段階にまで跨りた商業構造の分析検討に課題を設定したい。

ただ「甲府市史研究」論文という本稿執筆の経緯から、諸資料の分析を通して新見知を提示するよりも、市史編さん作業の一環として、これまで発見した資料の紹介とその分析に力点があることと、紙数の関係で分析の時期を明治期に限定したことを予め断つておきたい。

二、明治中後期の甲府市の成長

明治二二年（一八八九）七月一日甲府に市制が施行されたが、当時の市域は旧甲府總町、上府中總町、甲府敷沼村、甲府船門村から形成され、戸数六八五五戸、現住人口三一二八人の規模であった。その後昭和二二年（一九三七）に隣接する里垣、相川、国母、貢川の諸村を合併するまで市域に変化はなかつたが、その内部では明治中後期に限つても明治三六年（一九〇三）の中央線開通に伴う甲府

(第1図) 町別人口密度の推移

(明治22年→41年)

3万人以上							香松		桶屋	春日
2.5万人以上							横近習			
2万人以上				佐渡	上遠雀	三日	地	下遠雀		
1.5万人以上	広庭 元禄		八日	魚 上一条 鐵治	穴山	櫻	横近習			
1万人以上	樺田	光六山 新相原	(注4)	金手 下一条 相生 泉						
0.5万人以上	新柳 久保 湯田	元城屋 山田 城屋	(注3)							
0.5万人未満	(注1) (注2)	西青沼								
22年 41年	0.5万人未満 以上	0.5万人以上	1万人以上	1.5万人以上	2万人以上	2.5万人以上	3万人以上	3.5万人以上	4万人以上	4.5万人以上
										5万人以上

(注1) 愛宕、大工、細工、元柳、疊、弥生、元相原、穴切、銀田、東青沼、朝氣、橋、伊勢、朝日、御崎、水門、富士見、相川

(注2) 富士川、二十人、錦、百石、白木、袋、元三日、横沢

(注3) 桜、和田平、代官、元遠雀、寺、新青沼、太田、當壁

(注4) 工、紅梅、綾、三吉、柳

(注5) 嵩山町は7万人から0.5万人未満へ、花園町は人口21人から無人へ

下線は明治42年『平府商工人名録』で20店舗以上記載

駅の開業と
駅獄署の移
転、錦町の
紡織製糸場
跡地の市街
地化などの
変化は進行
した。これ
に伴なつて
人口は急増
し、二〇年
に現住人口
戸数は一万
戸を突破し、
明治末年に
は五二八〇
人へと一
七倍に増
加した。
人口は急速
に流れ込ん
るもので

(第2図) 甲府市の人口密集地域(明治期)



あり、現住人口と本籍人口の差が年を追って大きくなり、現住人口から本籍人口を引いた「寄留人口」は同期間に二・三倍に増加している。勿論、これらの人口の急増が市域全体でフラットに生じたとは考えられない。その地域の状況に規定されにくつかの類型の存在が予想できる。そこで商業機能の分析検討を目的とする本稿では明治二二（一八八九）、四一年（一九〇九）の町毎の人口を利用面積で除した両年の「人口密度」を比較することによって町段階に残った人口集中地域の析出とその拡大状況を把握したい。⁽⁸⁾

町毎の人口集計によれば人口が急激に減少した若干の町を除き多くの町では人口集中が一層進行した。第一図によれば、そこには三つの類型化が可能であろう。

(1) 明治二二年（一八八九）の市制施行時の市域全体の平均人口密度である四六七四人と比較して、既に著しい人口密集地域であったが、その後の一〇年間で更なる人口集中が進行した「人口密集地域」とでも性格付けるべき地域。このグループには次の各町が属する。春日、桶屋、若松、堅田、境、下延、三日、上延、佐渡、横近、板、穴山、魚、上一条、鍛冶、八日。

(2) 明治二二年当時は「人口密集地域」に比して人口集中の程度は低くかったが、その後の一〇年間に人口集中が著しく進行した「人口集中進行地域」とでも性格付けるべき地域。このグループには次の各町が属する。

金手、下一条、相生、泉、工、紅梅、缺、三吉、櫻、山田、城屋⁽³⁾人口増加はみられるもの、該時期の甲府にあっては人口集中地域とはいえない地域。

以上の分析結果を地図に落とした第二圖からは、明治中後期の甲

府市にあつては、近世期以来の中心地としての性格を有していた地域とそれに隣接するごく狭い範囲に於いて更なる人口集中がみられたことが明らかであり、本格的な外延的拡大は大正期以降に持ち越されたといつてよい。⁽⁹⁾

三、甲府市商業の推移とその特質

本節では、前述の様な難点はあるものの、唯一の「基本資料」といってい「山梨県統計書」を使用して、明治期の甲府市全体の商業の推移とその特質を検討していく。

第一表は「山梨県統計書」に基づいた明治二二（一八八九）と四年（一九一〇）の甲府市の商店数の推移である。一二、二五、二六、三一、三七年の各年の数値は隣接する年に比して大きな変動があり、このまま採用するには躊躇を感じさせ、「山梨県統計書」の

（第1表）甲府市の商店数の推移

卸売商	仲買商	小売商	計	戸数	
				戸	戸
明治					
22	1008	2	1,855	2,865	6,855
23	535	2	1,009	1,546	6,910
24	357	2	901	1,260	6,889
25	329	136	2,144	2,609	7,504
26	342	50	2,100	2,492	6,984
27	423	59	1,012	1,494	6,992
28	440	75	996	1,511	7,106
29	488	84	1,206	1,778	7,153
30	511	100	1,065	1,676	7,721
31	495	101	1,148	1,744	7,304
32	1704	24	1,981	3,709	7,389
33	524	105	1,239	1,868	7,436
34	796	341	1,801	2,938	7,815
35	829	365	1,756	2,950	8,301
36	829	365	1,756	4,146	8,449
37				3,422	8,832
38				3,415	9,162
39				3,711	9,518
40				3,729	9,756
41				3,850	10,009
42				3,890	10,154
43				4,034	10,223
44					

『山梨県統計書』記載数値による。

(第2-B表)

職業明細表

		業種
90戸 以上		酒類商 (95) 教師 (95) 指物商 (93) 青物商 (90) 胡麻商 (90)
80戸		製糸業 (83)
70戸		仕立物商 (76) 理髮業 (74) 旅館業 (73) 小使 (72) 小間物商 (70)
60戸		仕立職 (67) 車力 (67) 医師 (66) 事務員 (65) 水晶工 (64) 占着商 (64) 軍人 (61) 兵服太物商 (60)
50戸		左官職 (58) 会社員 (58) 漆屋業 (57) 飲食物商 (57) 染物業 (55) 下駄商 (54) 指物職 (53) 石工 (52) 木挽職 (50)
40戸		印刷職 (49) 下駄職 (48) 桶職 (47) 銀行員 (47) 芸妓屋業 (46) 公吏 (44) 鍛冶工 (43) 丹商 (42) 鍛冶職 (41) 草履商 (41) 品販業 (40) 大工 (40) 豆腐商 (40)
30戸 以上		水晶商 (37) 借宿 (36) 運送 (36) 料理業 (35) 試力織工商 (35) 髪師 (35) 金錢販賣業 (34) 工夫 (33) 草履職 (33) 材木商 (32) ボーテーフリ (31) 衣服商 (31) 煙草商 (30) 髪結業 (30)

明治42年

(第2-A表)

職業明細表

業種	戸数
薬	830
農	512
漁	387
子	313
工	265
大	222
鐵	219
人	210
飲	200
食	186
業	174
商	157
業	147
業	138
業	130
業	116
業	108
業	108
業	101
計	4,523

明治42年

集計数値の信憑性は著しく低いといわねばならない。しかし、甲府市の市制施行以降の商店生計を連続した形で明らかにできるのは「山梨県統計書」が唯一の資料であるという資料的制約が存在することも又事実である。各年度の数値の吟味は一先ず括くとして、第一表から甲府市の商店数は明治二二と二八年期一七〇〇戸前後、明治二九と三三年期一七〇〇戸前後、明治三四と三九年期一三〇〇戸、明治二九と三三年期一七〇〇戸前後、明治三四と三九年期一五〇〇戸、

戸台前半、明治四〇と四四年期一七〇〇戸と四〇〇〇戸へと増加していくたと考えて大過ないであろう。従つて甲府市では明治三〇年代中期以降商店が爆発的に増加し、市制施行以後二〇年間で三倍増したこととなる。かかる商店数の増加の推移は、明治二二と二八年期では三七・五%の急増傾向であったものが、明治三二と四四年期では三七・五%の急増傾向を示す戸数の増加の推移と符合する。この点は明治二〇年代初頭の恐慌とその回復過程、更には明治三六年の中央線の開通に伴なう甲府駅の開業などと関係すると考えられるが更に深めるべき課題であろう。

單なる商店数による把握ではあるが、以上の様な成長を遂げた商業の比重の増大は、商店数を戸数で除した「商店率」が、戸数の増加にもかかわらず、明治二〇年代の二〇%から明治末年の四〇%へと急上昇した点からも明瞭に看取できる。この高い

「商店率」は別の集計例えば明治四三年(一九〇〇)の「甲府商業会議所第報告」の明治四二年の

甲府市の戸主九八〇六人の主たる職業構成、農業五・三、製造業二・二、商業三八・八、運輸業六・七、公務その他二・〇・七、無職七・二%から裏打ちされており、全体の四割が商業と関連を有しているということは、いかに該時期の甲府が「商業都市」としての性格を色濃く持っていたかを改めて示している。

以上の検討で明らかとなつた諸点から、甲府市は明治三〇年代中期に「商業都市」としての性格を定着させたと考えられるだろう。この明治三〇年代中朝

という時期は山梨県に於いて近代的産業構造の基礎整備の準備が完了した時期でもある。

ここで統計数値に必ずしも信頼の欠けない「山梨県統計書」の難点を、先に紹介した「甲府商業会議所第五回報告」を使用して明治四二年の甲府市の職業構成を具体的に把握することで補つておきたい。同資料によれば明治四二年の甲府市の有職業戸一九〇九八人は

三二〇種の職業に従事している。そのうち従業者が一〇〇人を超える職業は第一一A表に示した十九業種であり、その従業者数は有職業戸主全体の四九・七%を占める。更に従業者が三〇人を超える職業は第二一B表に示した五五業種であり、甲府市の有職業戸主の八二・二%はこれらの七四種の職業に従事している。従つて第二表から明治四〇年代初頭の甲府市の主な職業は具体的に把握できると考えられる。本稿の対象たる商業に関していえば、第一表で商業に区分すべき職業は三七・八%の二八業種であり、その従業者数は五二・二人に達する。この数値は第二表全体の三二・七%に当たり、職人の一六業種、七八四人を大きく引き離し首位を占めている。具体的な業種としては、「山梨県統計書」とほぼ同じように菓子商、飲食業、糸商、米穀商、古道具商、乾物商、魚商など食料品、日用品を通じて多い。

「山梨県統計書」、「甲府市統計書」などの統計書類以外で明治中後期の甲府市に於ける商業構造の実態を明らかにできる資料としては、年次度を単位とする静態的な把握にとどまるが、明治二七年（一八九四）「山梨縣志明細記」、明治三一年（一八九八）「日本全国商工人名鑑」、明治四二年（一八〇九）「甲府商工人名鑑」などの資料がある。これらの資料は各々一

定の基準に従つて収録された名簿であつて悉皆調査ではない。難点はあるものの、「各人ノ田稅ノ營業稅額（明治四十二年度）」「業ノ種類、商号、商宗井ニ住所」など統計書類からでは把握できない内容が記載されている。参考までに「甲府商工人名鑑」の冒頭部分を引用しておく。

○アノ部

太田町十番地

一二五、〇五 畜産種子、肥料

大 大黒屋

相澤 良輔

相澤

良輔

電話 一五六

一五、五五 染料、漆料

扇 金櫻堂

相原

鶴

相原

鶴

電話 四〇四ノ甲

二六、七〇 薬機、染料、漆料

固 青柳藥房

青柳

電話 四二五

二六、七〇 薬機、染料、漆料

固 青柳開清

青柳

電話 四二五

五二、三七 糸 薄

石 青柳源治郎

青柳

電話 四二五

六四、八〇 和洋紙、文房具

芳 芳文堂

芳

電話 四二二

六四、八〇 請印刷、文房具

芳 芳文堂

芳

電話 四二二

個人毎の所在番地は町並復元に利用できるし、営業内容が具体的に判明し、兼業の有無と内容、更には経営規模の目安となる営業額が記載されており、その資料的価値は高く、前述の難点を補つて

(第3表) 商店構成

	明治23年	明治33年
	戸	戸
	%	%
1米 粮	288	143
2酒 正油味噌類	4	150
3食 肉		12
4鮮 魚		14
5野 菜・果 実類	41	63
6菓 子	287	150
7その他の食料品	35	
小 計	655	41.9
8貿易物古着	214	207
9洋服洋品雜貨	36	23
10職 物・半	38	113
小 計	288	18.4
11荒 物・金 物	196	82
12陶 器・漆 器	29	82
13織 工		18
14書 籍・文房具	33	76
15菓 品	40	111
16家具・調度品	12	34
小 計	310	19.8
17建築材料類	10	61
18生 糸・織 品	229	190
19鐵 鋼・品 貨	12	27
20機 具・肥 料	12	18
21燃 料・運輸物	18	65
22金融運輸		3
23機 廉の類	30	218
小 計	311	19.9
総 計	1,564	100.
	1,860	100

「山梨県統計書」より作成

なおあまりある。以下の記述は「山梨県統計書」の集計と、最も取扱数の多い明治四二年「甲府商工人名録」を素材として明治中後期の甲府市の商業構造をより一層具体的に明らかにしていくたい。

第三表は、「山梨県統計書」の集計に従った明治三三、三四年の業種別商店構成である。「山梨県統計書」の商店來計は、年によつて多少異なるものの一〇〇~一七〇種の「商名」から構成されてい。ここでは煩雑さを軽減するために、四業種に再集計を行なつた。(2)

第四表は明治四二年「甲府商工人名録」に掲載された一〇九四店舗を第三表と同じ業種分類基準で再集計し、更に参考までに同年の商業構造の実態をそれなりに反映していると考えられる。

第四表で注目すべきは、先の「甲府商工人名録」の冒頭部分の引用箇所でも明らかな様に、兼業の存在である。第四表によれば該時期では複数の業種を兼業することが広く行なわれていたと考えられ、各業種の「兼業」箇所は「専業」店舗の三分の二に相当する。

特に米穀類、酒正油味噌類、荒物金物、農具肥料、燃料類の関連業種で「兼業」が多い。「専業」店舗、「兼業」を含算した営業箇所では、是貿易物古着、米穀類、金融運輸物流、酒正油味噌類、生糞糞などの業種が多く、これら五業種の店舗で明治四〇年代初期の商業全体の四割を占めている。これに対して、食肉界、野菜果実、鮮魚などの店舗は他の食料品関連業種に比してその数が著しく少ない。その原因としては、鮮魚を収穫う店舗が少ないのは海から遠い甲府の地理的条件や、当時の食生活の内容によると考えられるが、食肉界、野菜果実などは近世以来広くみられた周辺農村からの引き取り、行商などの手を通して売買されることが一般的であつて必ずしも店舗を構えた「商店」としての形態をとるに至っていないとの現われであつて都市甲府と周辺農村の結び付きはかなり強かつたと考えられる。

次に第三、第四表を使用して、細部では問題を含

(第4表) 明治42年 商業構造

	専業	兼業	合計	営業税額	(注1)		
1 農業類	軒 60	% 7.2	所 71	戸 131	円 9.3	戸 3,440	% 7.5
2 酒正油味噌類	軒 50	% 6.0	所 57	戸 107	円 7.6	戸 4,045	% 8.9
3 食肉・卵	軒 5	% 0.6	所 1	戸 6	円 0.4	戸 136	% 0.3
4 鮮魚	軒 8	% 1.0	所 11	戸 19	円 1.4	戸 400	% 0.9
5 野菜・果実	軒 3	% 0.4	所 9	戸 12	円 0.9	戸 148	% 0.3
6 菓子類	軒 49	% 5.9	所 7	戸 56	円 4.0	戸 1,359	% 3.0
7 その他食料品	軒 39	% 4.9	所 62	戸 101	円 7.2	戸 2,860	% 6.3
小計	214	25.6	218	432	30.8	12,388	27.2
8 品服太物古着	軒 94	% 11.2	所 39	戸 133	円 9.5	戸 4,994	% 11.0
9 洋服洋品雜貨	軒 36	% 4.3	所 35	戸 71	円 5.1	戸 2,953	% 6.5
10 靴物・傘	軒 27	% 3.2	所 11	戸 38	円 2.7	戸 1,086	% 2.4
小計	157	18.8	85	242	17.2	9,015	19.8
11 織物・金物	軒 39	% 4.7	所 49	戸 88	円 6.3	戸 2,167	% 4.8
12 陶器・漆器	軒 16	% 1.9	所 8	戸 24	円 1.7	戸 678	% 1.5
13 紡工品	軒 20	% 2.4	所 4	戸 24	円 1.7	戸 660	% 1.4
14 書籍・文房具	軒 33	% 3.9	所 6	戸 39	円 2.8	戸 1,497	% 3.3
15 薬品	軒 19	% 2.3	所 4	戸 23	円 1.6	戸 599	% 1.3
16 家具・調度品	軒 8	% 1.0	所 8	戸 16	円 1.1	戸 569	% 1.2
小計	135	16.1	79	214	15.2	6,170	13.5
17 建築材料類	軒 36	% 4.3	所 13	戸 49	円 3.5	戸 1,397	% 3.1
18 生糸・繭	軒 88	% 10.5	所 9	戸 97	円 6.9	戸 5,905	% 13.0
19 織錦製品類	軒 23	% 2.8	所 5	戸 28	円 2.0	戸 1,593	% 3.5
20 貨具・肥料	軒 7	% 0.8	所 26	戸 33	円 2.4	戸 1,186	% 2.6
21 楽器類	軒 18	% 2.2	所 47	戸 65	円 4.6	戸 1,356	% 3.0
22 金融運輸物流	軒 102	% 12.2	所 13	戸 115	円 8.2	戸 2,547	% 5.6
23 機械類	軒 26	% 3.1	所 6	戸 32	円 2.3	戸 869	% 1.9
24 その他	軒 30	% 3.6	所 67	戸 97	円 6.9	戸 3,160	% 6.9
小計	330	39.5	186	516	36.8	18,013	39.5
総計	836	100	568	1,404	100	45,586	100

『甲府商工人名録』記載分

(注1) 明治42年『山梨県統計書』の数値

み、又、店舗数による把握ではあるが、明治二〇年代～四〇年代の業種別商店構成の推移を検討し、市制施行時から明治後期にかけて

甲府市の商業構造は先にみた様な甲府市の都市としての成長に伴なつていかなる影響を受けたかを明らかにしたい。第三、第四表からは次の諸点が読み取れるだろう。各業種とも店舗数は増加しており、甲府市の急速な人口増加と対応している。各業種毎にみていくと、(1)明治二〇年代初頭、米穀類、酒正油味噌類、菓子などの食料品関連業種は大きな比重を占めていたが、明治三〇年代から四〇年代にかけて店舗の絶対数は増加しているものの商業全体に対する比重は低下した。(2)衣類服物関連業種では、呉服太物古着を取り扱う店舗が明治二〇年代初頭では尋常で多かつたが、それ以降は店舗数の増加は停滯的である。これに対して、洋服洋品雜貨、被物を取り扱う店舗は三〇年代から四〇年代にかけて急増している。(3)水品細工、印伝などの細工品は明治三〇年代以降目立って店舗数を増加させている。(4)明治大正期を通じて山梨県産業を代表した菓子業に関連した生糸織物の取扱い店舗は商業部門に於いても大きな比重を占めている。(5)更に金融運輸物流、燃料類、農具肥料類などの業種の明治三〇年代以降の増加は著しい。以上極めて不充分な把握ではあるが、それでもこれらの諸点から、甲府市の都市化の進行に伴う生活様式、或いは商業構造の「近代化」を反映している明治中後期の甲府市の商業構造の特質を窺うことができる。

四、明治後期の町段階に於ける商業構造

それではこれまでの第二、第三節の分析結果を踏まえて、明治後

期の市場を形成した七五の旧町段階の商業構造の特質を検討してみたい。

第五表は各町に於ける商業構造を析出するために作成した明治四二年（一九〇九）『甲府商工人名録』の記載に基づく町毎の業種別店舗分布である。ここでは煩雑さを軽減するために店舗数が一〇を超える町のみにとどめた。該時期、同一店舗で複数の業種を「兼業」することが広く行なわれていたことは既に述べたが、本表では「兼業」を業種別に集計し、更に町毎に「兼業」店舗の実数を再掲した。第五表の見方は、例えば柳町では、明治四二年の時点では、米穀類を取り扱う店舗が「専業」で一店舗、「兼業」で一店舗、酒正油味噌類を取り扱う店舗が「専業」で四店舗、「兼業」で二店舗というよう、都合「専業」店舗七、「兼業」店舗延七五が確認できる。「兼業」店舗の実数三七店舗を合算して柳町では一一〇店舗が「甲府商工人名録」に掲載されていることが判明する。^(註)

第五表によれば、一〇店舗を数える柳町を筆頭に、八日、坂、泉、伊勢、太田、城、相生の各町では四〇店舗を超え、第五表に掲示した一九町で『甲府商工人名録』に記載された店舗数の七割を占めている。これらの町は第一圖に示した様に、周辺部の伊勢、太田、寿などの町を除き、一様に人口集中の著しい地域であった。

各業種の町を単位とする分布状況の特質、換言すれば町の商業的特色は、町毎の店舗数の多寡に左右され必ずしも明確に把握できないうが、それでもいくつかの特徴を読み取ることができる。即ち、(1)日常的な食料品類、衣類等を取り扱う店舗は、店舗数の多少はあるものの、各町にまんべんなく分布しているが、特に伊勢町には米穀類を取り扱う「専業」店舗が九店舗も集中し、呉服太物古着、洋

(第5表) 町別商店分布

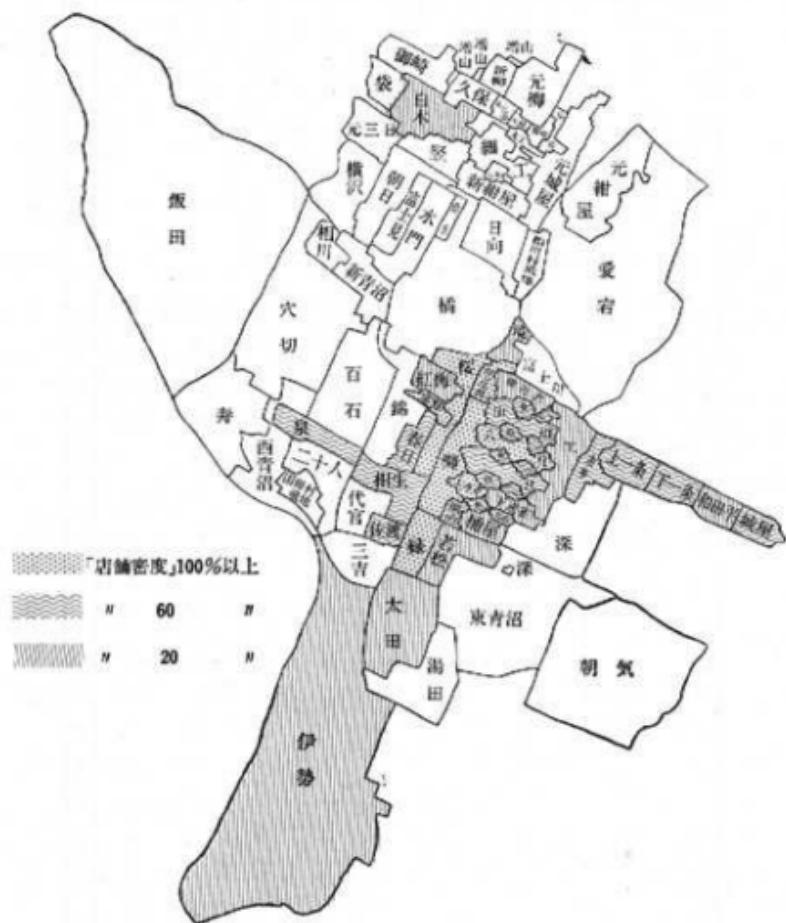
(明治42年)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計	累積 合計					
備 備	1 ⁽²⁾	4 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1	4	2 ⁽¹⁾	10	6	4	3	6	5	3	1	3	2	1	3	2	4	73	69	37	110							
備 備	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	3	2 ⁽²⁾	13 ⁽²⁾	2 ⁽²⁾	3 ⁽¹⁾	2 ⁽²⁾	5	4	3	1 ⁽¹⁾	3	2	1	4	3	4	56	59	13	69							
機 械	2 ⁽²⁾	5 ⁽⁵⁾	1 ⁽¹⁾	1	5	3 ⁽²⁾	6 ⁽⁴⁾	8 ⁽²⁾	2 ⁽¹⁾	5	3	4	3	1 ⁽¹⁾	2	2	1	4	3	2	1	6	48	69	14	62					
機 械	3 ⁽⁴⁾	4 ⁽⁴⁾	1 ⁽¹⁾	1	3	2 ⁽²⁾	3 ⁽³⁾	1 ⁽¹⁾	3	6	1	2	2	1 ⁽¹⁾	1	2	2	1	4	1	2	1	6	43	69	14	57				
機 械	4 ⁽⁴⁾	3 ⁽⁵⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	4 ⁽³⁾	5 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	3	1 ⁽¹⁾	2	2	1 ⁽¹⁾	1	2	2	1	4	1	3	1 ⁽¹⁾	6	33	69	14	47				
大 田	1 ⁽³⁾	4 ⁽³⁾	1 ⁽¹⁾	1	4 ⁽¹⁾	5 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	3	3	1 ⁽¹⁾	3	1 ⁽¹⁾	2	2	1	4	1	1	3 ⁽¹⁾	2 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	34	69	12	46			
機 械	1 ⁽²⁾	2 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	3 ⁽²⁾	5 ⁽⁴⁾	3 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	3	1 ⁽²⁾	1	1	1 ⁽¹⁾	1	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	4	2	1	3 ⁽¹⁾	2 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	3 ⁽¹⁾	2 ⁽¹⁾	12	46	12	46		
相 生	1 ⁽²⁾	1 ⁽³⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	3 ⁽²⁾	5 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	2 ⁽¹⁾	2 ⁽¹⁾	1	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	7	1	1 ⁽¹⁾	4	31	29	11	42	11	42	11	42		
相 生	1 ⁽²⁾	1 ⁽³⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	4 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	3	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	2 ⁽¹⁾	25	34	7	32	7	32	7	32		
魚	1 ⁽²⁾	2 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	7	1	1 ⁽¹⁾	7	1 ⁽¹⁾	3	30	29	1	31	1	31	1	31
三 日	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	1 ⁽¹⁾	2 ⁽²⁾	2 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	3	9	5	1 ⁽¹⁾	3	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	3	27	6	3	30	27	6	3	30	27	6	3	30	
工 業	1 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	2	7	1 ⁽¹⁾	2	7	1 ⁽¹⁾	2	7	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	25	31	5	30	31	5	30	31	5	30
工 業	1 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	
金 屬	1 ⁽¹⁾	4 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	2 ⁽²⁾	2 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾								
機 械	1 ⁽¹⁾	3 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	2	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾										
若 木	1 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾		
堅 果	1 ⁽²⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾	1 ⁽¹⁾		
全市計	60 ⁽⁵⁰⁾	50 ⁽⁵⁰⁾	5 ⁽¹⁾	8 ⁽¹⁾	3 ⁽¹⁾	49 ⁽⁴⁹⁾	39 ⁽³⁹⁾	94 ⁽⁹⁴⁾	36 ⁽³⁶⁾	27 ⁽²⁷⁾	40 ⁽⁴⁰⁾	16 ⁽¹⁶⁾	20 ⁽²⁰⁾	34 ⁽³⁴⁾	19 ⁽¹⁹⁾	8 ⁽⁸⁾	36 ⁽³⁶⁾	86 ⁽⁸⁶⁾	23 ⁽²³⁾	7 ⁽⁷⁾	18 ⁽¹⁸⁾	102 ⁽¹⁰²⁾	26 ⁽²⁶⁾	30 ⁽³⁰⁾	837 ⁽⁸³⁷⁾	560 ⁽⁵⁶⁰⁾	257	1,094			

(注) 20申請以上との間のみを表示

廣劫の「新編」

(第3図) 明治42年の「店舗密度」の分布



(第4図)町別商店増減の推移

(明治26年～42年)

		明治26年～42年																																							
		70軒以上					50軒～69軒					40軒～49軒					30軒～39軒					20軒～29軒					15軒～19軒					10軒～14軒					5軒～9軒				
		70軒以上		50軒～69軒		40軒～49軒		30軒～39軒		20軒～29軒		15軒～19軒		10軒～14軒		5軒～9軒		70軒以上		50軒～69軒		40軒～49軒		30軒～39軒		20軒～29軒		15軒～19軒		10軒～14軒		5軒～9軒		5軒以下							
70軒以上																																									
60軒	n																																								
50軒	n																																								
40軒	n																																								
30軒	n																																								
20軒	n																																								
15軒	n																																								
10軒	n																																								
5軒以上																																									
5軒未満																																									
皆無																																									
明治26年		明治27年		明治28年		明治29年		明治30年		明治31年		明治32年		明治33年		明治34年		明治35年		明治36年		明治37年		明治38年		明治39年		明治40年		明治41年		明治42年									
70軒以上		60軒		50軒～69軒		40軒～49軒		30軒～39軒		20軒～29軒		15軒～19軒		10軒～14軒		5軒～9軒		5軒以下		70軒以上		50軒～69軒		40軒～49軒		30軒～39軒		20軒～29軒		15軒～19軒		10軒～14軒		5軒～9軒		5軒以下					
60軒		50軒		40軒		30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下		60軒		50軒		40軒		30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下							
50軒		40軒		30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下		50軒		40軒		30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下											
40軒		30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下		40軒		30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下															
30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下		30軒		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下																			
20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下		20軒		15軒		10軒		5軒		5軒以下													
15軒		10軒		5軒		5軒以下		15軒		10軒		5軒		5軒以下		15軒		10軒		5軒		5軒以下		15軒		10軒		5軒		5軒以下											
10軒		5軒		5軒以下		10軒		5軒		5軒以下		10軒		5軒		5軒以下		10軒		5軒		5軒以下		10軒		5軒		5軒以下													
5軒		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下		5軒以下													

(注1)「山梨県町村編誌」では遷座町の上下は不明。

服洋品雑貨等の衣類を取り扱う「専業」店舗は、柳、八日、桜、緑町の四町に全体の四二・三%が集中するなど際立った特徴を示している。(2)生糸織物の取り扱い店舗は「兼業」のケースが少なく、地域的には山田、三日、穴山、魚、工、東青沼、城屋といった市域の東部地域の町に多く分布している。(3)細工品類を取り扱う店舗は、柳、八日、丙町にその半が集中している。(4)機械類は銀石、金手町への集中が目に付く。

更に商業構造の特質を町に押して折り出したい。いま試みに一七七〇年の業種、即ち食料品類を取り扱う「専業」店舗数を町毎の「専業」店舗数で除した「食料品店率」を求める、その数値が甲府市全体の平均値二五・六%を上回る町は次の各町である。

飯田
鬼、伊勢、太田、工、舜、金手、春日、堅近賀、白木、新青沼、三吉、代官、常磐、紅葉、境、橋尾、下蓮街、下一条、和田平、具体的な地図は割愛しなければならないが、その分布は、紅葉、常磐、春日町を除けば、当時の甲府市域の周辺部に多い。この事実は該時期の甲府市域を構成した町の内部では商業構造の性格、機能に相異があることを示していると考えられる。

ここで人口と同様明治四年(甲府商工人名録)に記載された町毎の店舗数を利用面積で除した「店舗密度」を算出すると單なる店舗数からでは把握できない店舗の密集状況、換言すれば所謂繁華街の所在を明確にすることができる。甲府市全体の一平方キロメートル当りの「店舗密度」は一四・二であるが、「店舗密度」によって各町をグルーピングするとな次の様になる。

(1) 「店舗密度」が一〇〇を超える町。

八日、柳、緑、桜、堅近賀、上蓮街、常盤

(2) 「店舗密度」が六〇以上の町。

上一条、魚、山田、泉、三日、春日、穴山、城屋、金手、相生、

般治、下一条、佐渡

(3) 「店舗密度」が二〇以上の町。

和田平、橋尾、下蓮街、紅葉、工、若松、太田、橋近賀、境、伊勢、白木

これを地図に落したのが第二圖であり、同図からは、明治四年の当時の甲府の繁華街は堅近賀、桜町から城町に至るラインと、八日町と常磐町を結ぶラインであることがわかる。

最後に明治二七年の「山梨縣昌明細記」と明治四年の「甲府商工人名録」に記載された町毎の店舗数を比較することによって明治中後期に於ける各町の商業の發展状況を跡付けたい。

明治二七年と四年の町毎の店舗数の相關を國示した第四圖によれば、明治四十一年の遊郭の移転によって店舗数が激減した新柳町などの少數の例外を除いて、ほとんどの町で記載された店舗数は増加している。いま明治二七年段階の店舗数とその後の店舗数の増加の程度によって各町を次の三類型に区分することが可能であろう。

(1) 明治二〇年代中期に既にかなりの数の店舗が存在したが、その後の一五年間で店舗数は一層の増加をみた「既存商業地域」とでも性格付けるべき地域。これには次の各町が属する。

柳、桜、八日、太田、緑、相生、三日、魚、伊勢、泉、穴山、山田、春日、金手、上一条、工、(蓮街)

(2) 明治二〇年代中期には店舗数は少なかつたが、その後の一五年間で店舗数が日ざましく増加した「商業地域化進行地域」とでも性

(第5図) 甲府市の商業地域の拡大状況(明治期)



格付けるべき地域。これには次の各町が属する。

和田平、若松、城戸、錦、桶屋、銀治、横近吉、紅梅、新青沼、下一条、常葉、恩五郎、佐渡、新船尾、白木、貞青沼、寿、百石

(3) 明治中後期を通じて店舗数の増加のみならなかつた地域。

第四図から析出された二種類を地図におとしたのが第五図である。同図からは、明治後期の甲府市の商業地域は、街道沿いの町として新たに発展をみた太田、伊勢、泉、寿の各町を除けば、近世以来の商業の中心地であった柳町、八日町、桜町を中心として同心円的に展開拡大していける様子が明瞭に看取できる。

註

(1) その一端は『甲州文庫史料』第一、第三巻所収の諸史料か
らも窺うことができる。

(2) 「甲府地域商業近代化実施計画報告書」、九七頁。

(3) 斎藤洋子「甲府における札花株仲間について」(『甲斐近

世史の研究』上巻所収)、土田良一(『近世甲府城下町における都市構造の変遷過程』)、「歴史地理学紀要」、二〇〇、

同「近世甲府三日町の人口動態」(『人文地理』、三一の六)、安藤正人「近世甲府の都市構造と役負担」(『史料館紀要』)、(二)斎藤英男「甲州街道と城下町甲府」(『甲府の歴史と文化』、一五五と一六八頁)。

(4) 明治中期の項目は、①河岸場の輸出入品とその原価、②出

入船船と難波船数、③郡別集計となつてある即、仲買、小売

の商名毎の商店数、④商標專用許証数、⑤市場の問屋仲買と
売買金額、⑥同業組合であり、明治四〇年代になると産業組

合統計が独立し、商業統計はそれまで別部門であった貨幣融通、貿易及び物価と統合され、商店統計は卸、仲買、小売を一括した商業戸口集計のみとなつた。

(5) 甲府市の農工産額が判明するのは明治三七年以降である。
木橋では紙数の關係から人口のみで論を推める。

(6) 各町の明治大正期の変貌に就いては『市制四十周年誌』三八と四〇頁を参照せよ。

(7) 人口の流入出に就いては各年の『山梨県統計書』を参照せよ。

(8) 明治四二年の町人口は不明であり明治四一年の数値で代替した。

(9) 『市制四十周年記念誌』、七〇一と七〇六頁。

(10) 明治四〇年二月の祝賀式後遊郭の移転による。

(11) 大正昭和期の動向に就いては、佐藤八郎「甲府市の都市的形態と都市發展の方向」(『山梨県統計月報』、二六一と二七一頁)、『市制四十周年記念誌』を参照せよ。

(12) 細部に於いては疑問点も多いがここでは問わない。又、後にみる様に該時期の商店は複数の業種を兼業することが多かつたが、「山梨県統計書」はこの兼業をどの様に整理したのかはまったく不明である。この点も『山梨県統計書』への信頼度を低くする理由の一つである。

(13) 『甲府市統計書』の刊行は明治三七年以降である。

(14) 山梨県立国書館蔵

(15) 摂撰「山梨県産業経済史研究序説(一) — 明治後期産業金

(16) (18) 山梨県立図書館蔵

(17) 國会図書館蔵

(19) 「商人名録」は商業公認所の有権者に限られている。

(20) 「甲府商工人名録」、凡例一頁。

(21) 「甲府商工人名録」、本文一頁。

(22) 「甲府商工人名録」では商と工を区別しておらず、又、該

(23) 時期は商と工が自然と分離していないケースも多かったので

(24) ここでは商業に一括し論を推める。

(25) 明治二十三、二十四年の各年は第一表の数値の推移から

(26) みて標準的な年といえよう。

(27) 再集計の主な内訳は次の様である。1米穀類(米穀、小麦

(28) 粉、精米)、2酒正味噌類(酒、正油、味噌、塩、砂糖、酢、

(29) 油)、3食肉類(牛肉、鳥肉、鳥羽)、4鮮魚類(鮮魚)、5

(30) 野菜果実(青物、果実)、6菓子(飴、菓子)、7與服太物

古着(呉服太物、古着、足袋、仕立て物、染物、小間物)、8

洋服洋品雜貨(洋服、帽子、洋傘、鞄)、9履物傘(靴、下

(31) 靴、草履、傘)、10荒物金物(金物、荒物、桶、鉢物、洋食

(32) 用器)、11陶器漆器(漆器、陶器器、土器、硝子器)、

(33) 12細工品、(鏡面、竹細工、印伝、水晶)、13實驗文房具

(34) (吉輔、和洋紙、文房具、印刷、紙箱)、14薬品(薬種、

(35) 売薬)、15家具調度品(蚊帳、蒲團、椅子、指物)、16建築

(36) 材料類(木材、竹、石材、焼瓦、瓦、建具)、17生糸織(織

(37) 糸、糸織)、18織維製品(織物、綿糸、綿及真綿)、19農具肥

(38) 料(肥料、種子、器具)、20燃料類(煤油、薪炭、石炭)、21

金融通商物流(請負、運送、金錢貸付、倉庫、仲買、銀行)
22機械類(金庫、印刷、諸車、鍛冶、度量衡)。

(25) ここで言う「兼業」とは二四業種に再編成された業種間の兼業であつて、同一業種内の取り扱い商品の重複は意味しない。

(26) 渡辺善次郎『都市近郊農業史論—都市と農村の間』を参照

(27) 「甲府商工人名録」では六一町が確認できる。

(28) 宿屋と料理屋は別集計となつておらず、その町別分布は次の

(29) 様である。柳(宿屋七、料理屋一、以下同様)、桜(一、一

(30) 四)、鶴(一、二)、春日(一、一)、上連雀(一、一)、相生(一、二)。以下宿屋のみ、橋四、山田、魚、八日、上

(31) 一条、泉、水門各一。料理屋のみ、代官、太田、常盤各

(32) 三日二)、緑、佐渡、新潟屋、寿、若松、紅梅、堅各一。

(33) (29) 以下の記述は第五表のみでなく六一町全体に就いて行なう。

(34) (30) 「山梨繁昌明細記」も悉皆調査ではないが、その業種別構成は「山梨県統計書」のそれと近似しており、又、記載数の

(35) 「山梨県統計書」に対する比率も「甲府商工人名録」のそれとほぼ同じである。従つて二つの資料を使用して店舗数の増減の相關を求めてても大過ないと考へる。

一九二〇—三〇年代における

甲府市周辺の農村生活

島袋善弘

はじめに

本稿は一九二〇—三〇年代（大正中期から昭和一〇年前後までの時期）の甲府市周辺における農民の生活状況を、その食生活を中心として記したものである。

一般に、この時期の農村生活は貧しく厳しいものと記され、とくに小作農の生活のみじめさが描寫されるが、それを甲府市周辺の農村について具体的にみてみたいといふことである。

（1）木暮は、「甲府市史」近・現代部会の三回の聞き取り（第一回＝一九八三年一二月二三日、出席者：長田金八郎・木下勝助・京崎幸男・齋野八郎・塙田公晴・繩口光治。第二回＝八四年一月二七日、出席者：福井半四郎・京崎幸男・遠山要・繩口光治・深沢重門。第三回＝八四年三月九日、出席者：福井半四郎）に基づき、テーマに関連する部分をとりまとめたものである。したがって、近・現代部会の聞き取り報告の一

一部として読んで貰ければ幸いである。なお、聞き取り対象者は、農民運動関係者および県・市の農政関係者である。

甲府市周辺の農村生活

聞き取り対象者が農民運動関係者・農政担当者ということから、自作地主程度以下の階層の生活状況しか把えられない。食生活の状況から、座談会の声で紹介しよう。

齋野八郎氏（一九〇〇年明治三五年市内佐吉町の小地主の家に生まれる。一九一一年四七年の開稟序で農政にたずさわる）「文字どおり、一汁一菜の食事でした。朝はみそ汁を飲めばいい方で、普通は麦飯に演食でした。四十五割は麦の入ったごはんでした」（八三年一二月二三日談）。

木下勝助氏（一九〇九年生れ、三・五町歩の小地主の家に婿養子となる。二部簡範卒業後教員となる）「やはり、オバクといって大麦を煮てつくったもの（エマシ麥リ）一度煮て水

にさらした麦)を、半分米に混せてごはんを煮ました。みそ汁といつても、こうじの入らない味噌で、シバといってダイコンの葉を干したものを入れました。冬はモロコシを粉にして、サトイモやナッパ壼を入れた「オネギ」を朝食としました。夜はホウトウです。児童の弁当はオバタ飯に、朝のみそ汁の実をすくって入れたものでした。魚などは年に一回、大晦日の晩ぐらいでした」(八年三月二二日談)。

月九日談）。

（2）皮肉なことに「むしろいなかの人たちは、配給制度ができて、米が食べられるようになったのです」（八三年一二月二三日談者不明）と、一九四〇年以後の食生活が語られている。こういう生活であったから、農民運動をやって刑務所に入っているときの食事が強い印象として残ることになった。稻村氏は、この点について次の如く語っている。

種半四郎氏（一九〇六・明治三九年正月見付）「塙町に生まれる。一・二町の白作農」「当時、油だけはね、自家用に菜種を作りました。食用油だけはどうやら使いましたけど、しかし、卵・肉・乳というのになりますと、こんなものは食べたことないですよ」（八四年三月九日談）。「米の飯なんていうものには、私なんか子供の頃食べた記憶はございません。まずお客さんが来たときか、お祭のときだけです」（八四年一月二七日談）。「石川には肉屋が一軒あって、馬の肉売つてましたけどね。だけど馬の肉を買って家で食べるというのは一年に二回か三回です。ね。そのころは家で糞を放し飼いしてましてね。大正末から昭和初期にかけて。必ず誰が一羽あってね。朝コケコッコー」というから田園風景としてはいいかも知れないけれども。その四羽か五羽飼っている雞の生む卵をね——日に二個なり三個なりを生むわけですが——それをみんなためておいて、甲府から貰いにくる那屋に売るんですよ。だから卵なんて、まあ、お節句のときに入る重箱の中へ卵焼き入れてくれるとか、お客さん來たとき、病気になったときですね。牛乳に至っては……。村で中等といわれている私の家でそれですからね。もう、知るべしですよ」（八四年三

「昭和七年に刑務所目次の中へ約一〇ヶ月入りましたけれども、その時に一週間に一べん油肉を食いました。一週間に二度はたとえ干物でも魚をくれました。米は外米であったにせよ、一週間に一べん油肉を食わしてくれて、一週間に二度魚を食わしてくれるような農家の食生活になればいいなということを刑務所の中で考えた覚えがございます。刑務所で昭和八年のお正月を越えました。その時のお正月というものは、もちろん刑務所の中ですから、大したものは無いのですが、煮豆に、かずのこに、金びらこうをくれて、もちを二きれ入れた雑煮をくれるのです。その位のものは家に居ても食つたんだけれども、こんなでっかいりんごを一つくれましてね。私は生まれて初めてりんごを一個食べました。それまでですと、結婚式なんかあって、おやじがもらつきたってね、兄弟五人あつて五人へ五つに割つてくれるですよ。親たちは食わなんで……。ちくわを一人に半分くれました。ちくわなんか一切れぐらいしか食つたことは無いですよ。百姓のお正月に、これだけの食事ができたらええがなあとということをしみじみ思いましたね。まあ、それで大体の貧しさはわかると思います」



第一回聞き取り調査（1983年12月23日）



第二回聞き取り調査（1984年1月27日）

食生活以外の面はどうであったか。

まず住居は「普通の農民の家は二間×五間のわらぶき屋で、天井もあまり高く、北風が家の中に吹きこむため、はおつかぶりをしながらコタツに当つてしましました」（福田光治一八九八年明治三十一年勝浦氏談）であった。

市内には五反小作農に生まれる一八三年一二月二日談）一コタツの炭を買えない家さえあつた一また、大きい例では「四間×八間の割合大きいつくりのわらぶき」（福村半四郎氏家）であり、「風呂は五と六軒で交互に次ぎ、共同利用」（一八三年一月二三日木下勝浦氏談）であった。

表について、福村氏は「私の小学校の卒業の記念写真は大正八年（一九一九年）のものですがれども、その中で洋服着てるモノは一人も居ないです。学校の先生がつめえりの服着ていましたね。私の女房が私より一〇才ばかり年下で、八代の小学校ですけれども、そのころ、オフクロが洋服着せたらしいです。洋服着て行ったのは私一人だったと言つてました。……ほんとうに着つてない足袋を履くなんてことは、お正月のときぐらいのもんじやないですか。あとはもう、ほんとうに裏まで表まで刺して、そして刺しもつこの足袋を履いて、それで学校行つたもんですよね。もちろん下駄ばかりでけどね。その当時ですと、もちろん山梨県の地主が温活であります。売つてたんですね、農家で冬・春あたり、いそがしくなる前に、ハタヤというのをもつておりましてね、自家用にもめん糸を織つて、そしてそれでシャツをこしらえ、綿の着物を織り……私なんかは綿の着物と羽織で学校行きました」（一八四年三月九日談）と語っている。衣服については、他に「学校に通うのは着物でした。サルマタはまだありませんでした。木綿の着物を着てくるのは

上流階級の子供、メクラ綿を着てくるのが普通の子供でした。先生も半分は着物でした」「雪の日でも足袋をフトコロに入れ、草履で学校に通いました。学校には火鉢がありました」（一八三年一二月二三日談者不明）という話がある。

以上、農村の中・上層である自作農・自作地主層の生活を中心としてみてきた。その階層でさえ、最低様に近い生活であったから、小作農層の生活は想像を絶すると言つべきかも知れない。しかし、「地主（といつても自作地主程度であるが）と小作の生活水準にあまり差がないことの不思議さ」について再び指摘されても聞き取り対象者（小作農に該当する人も含めて）の中からは、とくに上記の生活状況と異なる話は出なかつた（だからと云つて、他地域・別時点での、より貧しい生活の存在を、一般的に否定すべきことは、ことわるまでもない）。

こうした農民生産の状況は、もちろん山梨県の地主が温活であります。小作取扱いが緩やかであったということを意味するものではない。この点について、たとえば深沢衛門氏（一九〇九年明治四十二年中巨摩郡田野ヶ瀬村）現柳形町の「スカシビンの小作農」の家に生まる（）は、次の如く語っている。

「その時期（小作納入の時期）（引用者註）が来ると、地主さんは、男どんに、一斗の小桶をかつがせて、とぐい（利代）を持つてやって来るですね。あの音がそことのところへ米るとなれば、もう小作人というのはね、もう身を縮めてね、全くわがついていますよ。わしは子供のころ覚えがありますがね。そして……私どものところは六斗を入れて一八貫を大体日安にしておつたんです

ね。一八貫ないと、それを米屋が来て穀を貰つて行く時に、白米にした場合に、白米にたくさんならないから、値が安いわけですね。だから、よく乾かして、そして粒のはんとに丸い、此（しいな）の入つてないようなものにして入れれば一八貫はあるというわけですよ。そして……穀が多かつたり、悪いやつは地主がとつて行かないですよ。で、お前にはもう次は田んぼを貢さないから返せというわけですよ。だから、もうとにかくね、斗桶をかついで、桶をかつかせて地主が来たときは、実にこわいですよ。そうするとね……天候の故もあって思うようになれないときはね、入付だけ入れてもね、足りないばあいがあるしね、やつともつていって、ようようあつたときには、社といつていろいろ補くすや、いろいろなものがあるんですね。そういうものを百姓はあてにして、かますだとかむしろの下にひそかに入れてね、その上へのぼって、むしろをらんと敷いて……これしかありませんと、こう言つわけです。（すると）どいてみろ、むしろの下にあるかも知れんじやないか、とこうやられたわけですよ。そういう方があるのですよ。……私どものところは中巨摩の一番西の方の楠形の山麓地帯ですからね、地力もありませんしね。そういう中で、私ども畠も田んぼも全部地主さんから借りてね、やつとつたんですがね」（八四年一月二七日談）。

それでは、小作農から自作地主層までの貧しい生活はどのように受け止めたらよいであろうか。差し当り次のように考えておきたい。

まず収入の面では、収益収入が小作農の生活に多少のゆとりをもたらしたのではないかと思われるが、おそらく、もっと大きかったと思われるものは、娘を製糸女工として信州（とくに諏訪地方）に

出稼させたことによるものではないかと思われる（ちなみに深沢斎門氏の五人の姉妹は皆大宮の製糸工場に出稼ぎに行ったという事である）。それでも足りなかつたり、そうした収入が無い小作人は借金に頼るということになったのである。たとえば「小作料を納めれば、自分の家の一年分の口養なんて無かつたわけなんですよ。だから、一ヶ月になって地主へ納めちやつた後、穀があまり無いというとゼニを貰してくれんからといって、調査を土間へ積んで、家でもこれだけ残つてやすよ、見せかけをやつたという、実話があるんですね」（八四年一月二七日福村氏談）という形で借金を重ねた。こうした負債が昭和恐慌期に、につまもさつちもいかない程累積したことは周知のとおりである。

(3) 一九三一・三年頃の山梨県一農家当平均負債額は二二〇〇一一二二〇〇円に達した。これは、優良自小作農家の平均年収の一倍以上の金額に相当するものであった（『山梨県農会史』第四卷一九七六年、六〇一六三頁参照）。

支出の面では、自作地主・自作層の蓄財（土地や株・債券への投資）もあるが、むしろ子女の教育費や社交費等への支出のために生活費を節減したのではないかと思われる。

収支面以外では、親分子分關係や村落共同体の相互扶助が、小作農の生活を変えたものと考えられる。

× × ×

農民の生活はこのようなものであったから、その中で相対的に底辺に位置する階層（小作農層）をとりまく矛盾は、大正デモクラシイの自由な雰囲気の中で、一触即発の状態にあつたと言えよう。福村氏の「ですから、平野力三たちが入つてきて、農民運動をやつて

小作料を負けるという運動をしたときには、それへとびつかざるをえないような基盤が農村の中に、これは甲府市に近い富士見村だけではなくて、甲府の市内のそれぞれの農家の中に全部あつたんじないかと思います」（八四年一月二七日談）という談話は、まさにそれを示しており、農民運動はさし当り、口の前にある収奪者である地主（それも第一には不在地主）に向けて突破口が切り開かれることになったのである。

むすび

以上、甲府市周辺の農村生活についての聞き取りをとりまとめたが、記してきたことは何を意味するであろうか。

農民生活の貧しさを、山梨県内の他地域と対比すれば、たとえば、北部留郡小菅村について、主食の混合歩合で「上流白米八分、大麦二分、中流白米六分、大麦米割四分、下流白米一分、その他の九分」と言われた階層区分の最下層に近い状況に対応するものであろう（吉田久一『日本貧困史』一九八四年、三五二頁）。全国的にいえば、小作農民の一人一日の平均食糧について、森本厚吉『生活問題』（一九一四年）が示す如き「その特色とする点は、ほとんど主食（それが裸麦）に対する割合で米より多い）のみの食事であり、鶏鳥肉はまつたくなく、動物性衣料は全部魚類から獲取している。魚類といつても乾魚が主で漬汁として用いられているのが普通で、他に少しうなぎが食脳に出る程度で、生鮮魚は祭りの時くらいであった」（森木義彰他編『生活史』一九六九年、三六五—六六頁）と言われる状況の中に入る考え方である。

したがって、甲府市周辺農村のはあい、小作農民層の貧しさに特

徴があるわけではなく、自作地主・自作農層に至るまで、小作農民層とあまり差異のない生活であったように受け止められるという点に、他地域との違いがみられるのではないか。

そうした他地域との差異が、耕地面積の狭少さ（とくに水田面積の狭少さ）に規定されたものなのか（一九三〇年の農家一戸当たり平均耕地面積は、全国平均田〇・五七町、畠〇・四八町に対し、山梨県は田〇・二七町、畠〇・五一町であった）、親分子分離等の特異な社会関係に基づくものなのか、村落共同体の相互扶助關係に基づくものなのか、それとも他の社会的・歴史的原因に規定されたもののか、明らかにし難く、今後の課題となる。

(4) 本稿は、一九二〇—三〇年代を通じての農民生活について記したが、「一九三〇年以降恐慌下の生活が慘憺たるものであったことは断るまでもない。たとえば「一市九郡に於て日常の食料に窮するもの多きは、郡三千人少き郡でも五百人を算し、今県下では一万六千人の食料欠乏者を見るに至った」（『山梨県報』一九三二年九月一九日）とか、欠食児童は、一九三二年七月現在六〇〇人に達し「山間部の児童中には、菜、ひえ、麦、もろこし等の野菜類のみを食しているものがいる」（『山梨県報』同年六月二二日）等と伝えられる状況がそれである（なお、『山梨県議会史』第四卷六〇—六五頁を参照されたい）。

(付記) 末尾ながら、近・現代部会による長時間の聞き取りに応じて戴いた福村半四郎・長田金八郎・木下勝則・京橋幸男・藤野八郎・塙田公晴・遠山要・樋口光治・深沢衡門の諸氏に感謝の意を表したい。

（市史編さん専門委員）

甲府市域の古墳分布と一、二、三の課題

萩田代三孝
(市史編さん専門委員)

はじめに

いちじるしく市街化が進んだ甲府市域でも最近いくつかの重要な遺跡が発見されている。「甲斐國山梨郡表門」と號名が記された土器の皿を検出し話題となつた大坪遺跡はその一つであるが、こうした傾向は今後の考古学調査でますます高まり、原始古代における甲府の姿は次第に浮き彫りされてくると思われる。

ところで本市域の遺跡立地を地理的な条件からながめてみると、盆地の底部の沖積地と盆地縁辺部の北端山付地城、そして山岳地城の大きさで地域にわけることができる。このうち盆地の底部では飛文中期の集落地とされる上石田遺跡、現在も継続して調査が行われている弥生時代から平安時代の朝氣遺跡、甲府工業高校校庭内の遺跡や伊勢町遺跡など割合と豊富で、この状況から盆地には少なくとも四五千年前から人々が住みつき集落を形成していいたと理解することができる。一方盆地縁辺部の北端山付地城には飛文時代中期の北原遺跡も存在するが、巨大な石室を有する千塚の加宇那塚古墳や横根・桜井積石塚古墳群などからうかがわれるよ

うに特に古墳時代以降急速に聚落が増大し人々の生活が展開されていった。北部の山岳地域では高町の高町遺跡や黒平町の石堂遺跡などのように標高の高いところまで縄文時代の人々が進出し生活を営んでいた形跡をうかがうことができる。

これらの遺跡から市域のはば全域に原始古代の社会が發展していった様相がおおよそ想像できるが、しかし具体的にどのような生活が営まれたのかどうな社会が形成されていたのかとなると資料不足の感はぬぐえず、より詳細な資料の収集と調査研究が要求されていた。今回、甲府市史編さん事業にあたってばく然と知り得ていていたに過ぎない古代社会に焦点をあててその手始めとして古墳の分布調査を計画し、短期間ではあるが実施した。本稿ではその梗概をまとめ、二、三の課題を探ろうとするものである。

古墳の分布は過去多くの先学者の調査研究によつておおよそ知られてはいるが、それらを再検査しながら分布図と一覽表を作成し、既に消滅したものも含め以下に述べる二二〇基を確認することができた。調査は市史編さん委員会が主体となって昭和五九年一月から二月までの間一〇日にわたって実施したが、具体的に調査を進める

にあたって山梨学院大学の椎名實太郎氏を中心とする考古学研究会の会員諸氏の積極的なご尽力を賜わった。

(荻原)

一、甲府市の地理的環境と古墳分布

甲府盆地の北縁部に位置する甲府市は、その地理的環境を眺めるとき、北部の山地地域と南部の平地地域とに大別することができる。平地部に接する山なみは標高が四〇〇~六〇〇mほどで、北西から南東に連なっている。

これらの山なみの所どころには、平地を見下ろすことのできる尾根、山腹、さらには山腰と平地の接する付近などに古墳の分布が見られる。また北部山中に源を発する中小の河川は、山地と平地との境に扇状地を発達させたが、その斜面にも古墳の分布が見られる。

南部に広がる平地部は、市の西側に北から南へ流れる荒川があり、相川・貢川を含めて市の南端部で笛吹川と合流している。東側では酒川が大内川・十郎川を合せて南流し、やはり市の南端部で笛吹川と合流している。これらの河川は氾濫を繰り返しては、しばしば生産基盤を揺るがすことがあったであろう。しかし一方では、肥沃な冲積平地を形成したともいえるのである。甲府市における古墳分布は、牛座の場である冲積平地を前面にした山麓から、それに接する平地部付近に集中する傾向をうかがうことができる。

(田代)

二、甲府市域における古墳研究の流れ

甲府市域、特に北部の山付近地域を中心に群在する古墳群の調査研究は多くの研究者によって比較的古くから試みられている。ここ

ではそれらを整理して、研究の流れを追ってみたい。

甲府市域の古墳を最初に踏査し、とりあげたのは江戸時代後期の文化二年(一八一四)に編さんされた『甲斐国志』である。巨大な石室と封土をもつ千塚加平那塚古墳はこのところから既に著名な存在であつたらしく、石室のおおよその規模、構造状況の様子が述べられている。また本墳の記述に加えて戦国期に埋蔵庫として利用されたという伝承をもつ万寿寺古墳など周辺の古墳も紹介されている。前方後円墳と推定されている和戸町の琵琶塚古墳も記載される。前方後円墳と推定されている和戸町の琵琶塚古墳も記載される。

「後人ノ形ヲ以テ所名」として、墳形から琵琶塚の名称が生まれたことを伝えている。

甲府市域の古墳の調査研究は、この図志の記述を受けるかつこうで加牟那塚古墳とその周辺地域の古墳群から開始される。明治の中ごろ、布教伝道のため甲府に在住し甲州の民俗資料を収集調査した山中良吉氏は、加牟那塚をはじめ湯村の鶴鳴塚、慈石塚、里塚地域の各種古墳出土品を略図によつて紹介し、さらに田志の編さんからおよそ一〇〇年を経た大正一四年(一九二五)、赤岡重樹氏は加牟那塚の規模や石室の形態、埴輪の存在を指摘し、あわせて「木暮古墳群東地の一にして村名の因つて起る所なり」として証文塚、墓師塚など周辺に存在する二〇基ほどの古墳群も報告している。引き続いて翌一五年には『西山梨郡志』が刊行される。本書では、千塚地域のほか広く和戸、里塚方面の古墳群も踏査しそれぞれ所在、墳形、石室の状況等を詳述している。特に先に述べた墓石塚について

は石棺の状況と朱の出上、剣及び鏡等の随葬品の内容を興味深く伝えている。また和戸地域では琵琶塚古墳の前方後円部の破壊の状況と太神さん塚、富士塚、里塚地域の人穴などが紹介されている。先

年市の史跡に指定された荒川二丁目の穴塚古墳が報告されるのもこのところである。

昭和に入ると、本県考古学研究の先駆者の一人である仁科義男氏の精力的な調査研究が行わられ、甲府市域では先にあげた湯村の編輪塚や基石塚、加牟那塚などの計測値が発表される。また加牟那塚古墳では埴輪の樹立の他、周溝の存在、埴輪の採用などを付け加えている。

戰後間もない昭和二四年（一九四九）、三枝善衛氏は「甲府の古代遺跡」を発表している。氏は羅文時代や弥生時代の社会論を開き、また從来の古墳の調査状況を整理しながら埴輪である古墳と集落との関係を論究するなど、古代甲府の回想しながらも、羅文時代から古墳時代を経て古文化の復元を試みている。さらに羽黒白山の積石塚と夢見山頂の城跡在する一基の古墳を新たに紹介し、前者と後者のうちの一基を積石塚と認定して古墳の性格に歩踏み込んでいる点は注目される。同年市制六〇年を記念して刊行した『甲府市制六〇年誌』でも東は里原地区から西は大宮地区までの東西に延びる古墳群を記述している。また昭和三〇年（一九五五）、山本寿々雄氏は『古墳分布及び現状の基本的調査』を報告して分布図による古墳集成を行い、昭和二八年からは甲府市立東中学校外社会科研究部による甲府北東部山地の古墳分布一覧表及び分布図作成、立正大学文学部考古学研究室等による愛宕山山頂の一つ塚古墳三基の実測圖作成が行われた。

昭和四〇年（一九六五）、山本寿々雄氏は破壊されていく甲府盆地の古代遺跡を記録にとどめながら新たに湯村墓沢寺境内の裏に残る古墳について「いわゆる湯村山古墳は石室が残り、現存する墳丘

から考えると或はおてんぐさんと称する積石塚と同じ系統のものかも知れない」と述べ積石塚の可能性を探っている。⁽¹⁾また甲府地区や石和町など自然石材を豊富に産出する自然環境地域での積石塚の存在を示唆していることは注目される。昭和四二年（一九六七）には上原常治氏により小報告がなされている。その報文によると、甲府市古府中町富士川に所在する「うなり塚」と称している古墳から昭和八年ころ石棺が発見され、内部から多量の米と直刀三口、管玉約一〇点、水晶の切子玉五六点勾玉三点及び馬具が検出され墳形は南北に主軸をもつ前方後円墳であったという。現在では全く消滅して現状から知るすべもないが、この報文は唯一の貴重な資料となり得ている。昭和四四年（一九六九）、上野晴朗氏は加牟那塚古墳採用の円筒埴輪や形象埴輪等を紹介し、本墳の埴輪研究を具体的な資料によって前進させている。

県教育委員会は昭和二九年に引き続いで四六年から県下の埋蔵文化財記載地分布調査を実施した。この報告によると甲府市域には四三基の土器古墳と積石塚古墳四九基が確認されているが、この調査を契機に本市域の古墳の調査研究は飛躍的に高まっている。特に、飯島道、小林広利、坂本（菊島）美火の各氏ら甲斐古墳調査会のメンバーによる精力的な調査研究は古墳研究に新たな展開をみせた。猪根・桜井地域の積石塚古墳群の発見は本県積石塚研究の大きな転換となつたのである。同時に坂本美火氏は各地の古墳出土の遺物を集成してそれぞの年代的位置付けと編年作業を試みる研究活動を開始し、小林広利氏らは盆地北縁部の特に積石塚に焦点をあてた研究を発表している。

昭和五三年（一九七八）には本県の古墳の変遷と在地首長制の成

立、展開をテーマに研究を進めていた橋本博文氏によって木市城の古墳群も論究され、初期横穴式石室は万寿寺古墳に導入され加牟那塚古墳に先行すること、加牟那塚古墳の頃は本県の埴輪祭祀の終末に位置付けられることが指摘された。また御坂町姥塚古墳や加牟那塚古墳などのような大型横穴式石室導入の背景に、「石舞台古墳に見るような造営技術との関連、甲斐における白鳳期の初期寺院・寺本魔寺、及び因幡寺・圓分尼寺に山田寺系の甲斐八葉重圓文縁軒丸瓦が使用されていること」から、「飛我氏等の有力氏族の影響、関与があることを推定」するなど從来の木市城古墳研究を大きく脱皮した首長制の成立、展開、変質にせまる論考を發表している。

同年一〇月、隣接する春日居町征原塚三号墳が調査され、担当者の一人である坂本美夫氏はその報告書の中で横根・桜井積石塚古墳群の実態に触れ、總數八八基の古墳群のグルーピングと個々の古墳の石室の形状をもとに分類作業と古墳群の築造年代の推定を行つている。こうした一連の積石塚の調査を経て昭和五八年一月からは甲府市教育委員会の委託を受けた県考古学協会の手によつて横根・桜井地区の積石塚古墳群の分布調査が実施され、從來の数を大きく上回る一四二基の積石塚を調査し多大な成果をあげ、これを受けながら同年度積石塚にかかる講演と長野・山梨・静岡・群馬各県の積石塚研究の発表が行われている。

以上が甲府市域に於ける今日までの古墳研究の流れの概観であるが、その研究の内容をみると甲斐国志以来の古墳分布の実態調査が主流を占めている。しかしながら開拓と市街化形成の波を被つて消滅していく古墳の多い状況下ではその時代の記録は唯一の貴重な資料となつており高く評価すべきものであろう。また特に積石塚古墳

研究は甲斐古墳調査会の調査以来横根・桜井地区を中心活発に展開されており、今後の積石塚研究に大きな影響を与えている。

分布調査を主体とする研究方法から脱皮して新しい視点による研究が展開されていくのは昭和四八年ごろである。坂本美夫氏による古墳出土の遺物集成は單なる分布調査のわくをのりこえて形態的分析や年代的考察を含むもので從来の研究にさらに厚みを加えている。さらに橋本博文氏による在地首長制の成立と展開を古墳の分布と変遷から探ろうとし、古墳築造の背景となつて古墳社会を浮き彫りにしようとしている内容は本県の古墳研究に新しい視野と展望を示している。

（荻原）

三、古墳分布の概要

1 羽黒・千塚・湯村地区（荒川源流地）

市内でも最大級の河川である荒川は、山間部では急流となつて峡谷を流れるが、片山の西端近くから平地部に入り緩やかな流れとなる。左岸の平地が山宮・千塚・羽黒・湯村地区であり、これを片山と湯村山が弧状に取り囲んでいる。この地域には大形の古墳が存在していることで注目されている。

千塚に所在する加牟那塚古墳は、横穴式石室をもつ円墳としては直径が六〇mほどあり、県内では御坂町の姥塚古墳に次ぐ第二位の規模をもつものである。また湯村山の南面にあたる山裾の万寿寺古墳は、南北約三八m、東西約三一mの円墳であり、甲府市域内では二番目の大きさをもつものである。いずれも平地に所在し、その築造年代は万寿寺古墳が六世紀中葉で加牟那塚古墳は六世紀後半とされている。さらに加牟那塚古墳の北方で標高四九二mの山頂に所在

する天狗山古墳は、東西約四〇m、南北約三五m、高さ約六mの風模のものである。円墳でしかも石のみで構築されており、いわゆる積石塚である。今日、積石塚分布の最西端に位置づけられている古墳である。

その他、湯村山の西側山麓の塩屋寺裏において、大平古墳群とともに、いわべき横穴式石室をもつ古墳が消滅を含めて数基が知られている。また荒川左岸の御嶽街道（主要地方道甲府・昇仙峡線）沿いに、千塚から山宮にかけては、昭和二九年（一九五五）の調査においてすでにその多くは消滅していたようであるが、八基ほどの古墳があげられている。まさに「甲斐国志」に「無名ノ古驛多シ破壊シテ今分明ナラズ茲シ村名ノ起ル所ナリ」と千塚の地名の由来を記していくが、この付近一帯に相当数の古墳の存在したことどうかがうごとができるのである。千塚の称念寺の藤原氏や現在は荒川の右岸であるが、荒川二丁目の市営団地北側にある市指定の穴塚古墳はそれらとの関連を示すものである。

2 古府中地区

甲府市街地の北方に広がる扇状地である。西方は溪村山、北方は奥
害山、東方は愛宕山、これらを結ぶ山みなに開まれた東西約一里、南北
北約一里的範囲である。相川は下積寺、塙原地区では山沿いを北
から西へ流れるが、和田地区から南に流れをかえ荒川に合流する。

この地域における古墳分布は、極やかな南北傾斜で斜条件を考えられるにもかかわらず少ない。これについては一六世紀以後武田氏や徳川氏の開拓によって多くの古墳が消滅したことが指摘されている。現在確認されているのは、塙原の北方の山腹にある疣石古墳で、横穴式石室をもつ円墳である。さらに湯村山の南東斜面に六基

4

坂垣山の南西山麓にある不老園の北には、石室のみの不老園塚古墳があり、その東側に位置して坂丘の通称が一八〇ほどある。どのボンヤリ塚古墳がある。

4 横根・桜井地区

甲府市東端で石和町と接する桜井地区とそれに続く横根地区は、西方の八人山と東方の大藏寺山に挟まれた地域である。古墳分布は横根古墳群と桜井古墳群とに大別することができ、しかも甲府盆地北東部における横石塚の密集地帯として知られている地域である。

甲府市の横石塚分布調査によつて、横根地区で一六基、桜井地区で二六基が確認されてゐるが、引き続いて姫知調査を含む総合調査が期待される地域である。

ほどが認められている。平地においてはほとんどが消滅しているが、古府中のお塚さん古墳、うなり塚古墳、和田の無名塚、宮前のが、古府中のお塚さん古墳、うなり塚古墳、和田の無名塚、宮前の山八幡古墳などが知られていた。

西方の愛宕山と東方の板垣山に挟まれた地域および板垣山の南西山麓に広がる地域である。愛宕山と板垣山との間は、大内川と高倉川が形成した小扇状地で、古墳分布は扇頂付近の北原地区に集中してみられる。横穴式石室をもつ桶荷塚一号墳をはじめ消滅を含め約二〇基が確認されている。

また愛宕山・夢見山の山頂および南東斜面には、大笠山・二つ塚・夢見山古墳群があり、その一部は積石塚とされている。さらにも板垣山の南西山腹にある不老園の北には、石室のみの不老園塚古墳があり、その西方で大円川の左岸に位置して墳丘の遺体が一八三ほどボンボン塚古墳がある。

3
善光寺・東光寺・淵折地区

甲府市東端で石和町と接する桜井地区とそれに続く横根地区は、西方の八人山と東方の大藏寺山に挟まれた地域である。古墳分布は横根古墳群と桜井古墳群とに大別することができ、しかも甲府盆地北東部における横石塚の密集地帯として知られている地域である。

甲府市の横石塚分布調査⁽¹⁾によつて、横根地区で一・六基、桜井地区で二・六基が確認されているが、引き続いて発掘調査を含む総合調査が期待される地域である。

また大山御用と青梅街道（国道一四〇号線）に囲まれた横根地区の集落内には、横根山田古墳を含め三基の円墳の存在が確認されて



市内古墳分布図

市内古墳一覧

No	古 墳 名	所 在 地	立地	墳 形	直 径 × 高 さ	石 室	法	量	遺 物	備 考
1	横根山田古墳	横根町1,105	丘	墳 23.5m	2m	側穴式 (複式)	2.27m × 0.74m × 7.45m	土器片多數 金環	鉄劍?	墳丘は全盛
2	横根村内1号墳	横根町1,068	丘	平地	37m × 4m	土室等、埴 刀、人毛 陶器三間、 土器	石室の石残存	全 墓	全 墓	石室の石残存
3	横根村内2号墳	横根町1,045	丘	平地	37m × 4m	土室等、埴 刀、人毛 陶器三間、 土器	石室の石残存	全 墓	全 墓	石室の石残存
4	龜屋塚古墳	和洋町321	平地	前方後円墳	—	—	—	—	—	通称カブトゴケ
5	太神さん塚古墳	和洋町内森林	丘	丘	—	—	—	—	—	—
6	高上塚古墳	—	487	丘	—	—	—	—	—	—
7	一つ塚古墳	東光寺町	山 領	円 墳	15m	3m	横穴式	0.85m	6.9m	半 墓
8	大笠山1号墳	—	—	丘	11.7m	—	—	1.8m × 1.4m × 5m	—	—
9	大笠山2号墳	—	—	丘	10m	18m	—	—	3.9m	石室半壊
10	大笠山3号墳	—	—	丘	10m	—	—	0.9m	3m	墳丘はほぼ全壊
11	二つ塚1号墳	—	—	丘	12m	—	—	1.07m × 1.8m × 3.7m	—	天井石は全体完 全に残る
12	二つ塚2号墳	—	—	丘	12m	—	—	—	—	消滅
13	二つ塚3号墳	—	—	丘	15m	—	—	1.3m × 0.8m × 4.6m	—	天井石は4枚残 る
14	夢見山古墳群(1)	—	—	丘	17.8m	—	—	—	—	石室の石残存
15	—	(2)	—	丘	—	—	—	—	—	—
16	ボンボコ塚古墳	香光寺3丁目	湖底地	—	—	—	—	—	—	石数枚残存

17	おめ塚古墳	善光寺3丁目	山裾		横穴式		消滅
18	北原無名1号墳	東光寺町	扇状地				〃
19	法印塚古墳	"	平地	円 墳			〃
20	北原無名2号墳	"	扇状地	"	機穴式		上開口、當時 軸が埋められた といわれている
21	不老園塚古墳	酒折3丁目4	山 脊		" 1.4m × 0.8m × 5.7m		〃
22	船内塚1号墳	善光寺町1,522	扇状地	円 墳	13.2m 2m "	1.65m × 0.98m × 6.1m	
23	船荷塚2号墳	"	"	円墳(推定)		機穴式 1.35m × 0.93m × 0.2~0.35m	
24	三日月塚古墳	善光寺町2,855	"		11.6m 1.5m		
25	地藏塚古墳	善光寺町	"				石室倒壊埋没
26	鐘塚古墳	善光寺町3,307	"				痕跡なし
27	善光塚1号墳	善光寺町北原	"		14m		石室側壁の積石 の配列残存
28	善光塚2号墳	"	"				
29	天王社古墳	桜井町	山 林	円 墳		七器片	
30	湯村山1号墳	湯村山山中	"	"	15.2m 3m	機穴式 5.3m × 1.58m × 1.66m	
31	湯村山2号墳	"	山腰	14.5m	"	5.5m	石室半壊 埴丘はほぼ完全
32	湯村山3号墳	"	"	"	15.3m 2.5m	" 5.3m × 1.5m × 1.4m	
33	湯村山4号墳	"	"	"	14.3m 2.5m		"
34	湯村山5号墳	"	"	"	13m		

			山麓	円	墳			墳丘半壁、石室
35	湯村山16号墳	湯村山中						崩壊
36	万寿森古墳	湯村3丁目8	山麓	〃	31m×38m×7m	横穴式	2.6m×3m×12.7m	
37	大平1号墳	船越寺裏	"	"	半径9.6m	3m	"	石室一部崩壊
38	大平2号墳	"	"	"	15.9m	2.2m	"	墳丘半壁、石室露出
39	無名塚1号(基 石塚?)	船越寺墓地裏 2号	"	"				石棺直刃、消滅
40	羽鹿無名塚	奥立番塚の裏	"					"
41	天狗山古墳	天狗山山頂	山頂	円	墳	35~40m	6m	
42	加牛那塚古墳	千塚3丁目7	平地	"	60m	8m	横穴式	3.34m×3m×16.96m 丸玉、鉈輪 刀器、土師 器、骨鏡? 土器片
43	大六天保古墳	酒折2丁目2	"	"				
44	藤塚古墳	上河原町758	"	"	円	墳?		
45	富士塚古墳	小瀬引地 史跡公園内	"					
46	人形塚古墳	中小河原町	扇状地	円	墳			
47	刀劍塚古墳	西下条町藤見	"	"				消滅
48	お櫻さん古墳	古附中町1429-3	山地	"				"
49	枕石古墳	藤原町	(銀) 銅 鏡	"				
50	和田無名塚	和田町	平地	"		横穴式	1.3m×1.17m	石室のみ残存
51	山八幡古墳	宮前町6	"	"				消滅
52	うなり塚古墳	古附中町4,717	"	前方後円墳				不明、而或した 切子玉、勾玉、馬具、朱漆 昭和18年発掘

			上 带 部	山 地	凹 塼				土 器	消 滅
53	富士塚									古墳であったか、 どうか不明
54	愛宕山山頂古墳	東光寺側山地	山頂	"						昭和初期道路工 事のため削滅
55	御前塚古墳	里吉町	城跡地	"						消滅
56	千葉山宮古墳群	千 緯		"						"
57	風媒古墳	"		"						"
58	塔塚古墳	"		"						"
59	子泣塚古墳	"		"						"
60	無名塚	"		"						"
61	無名塚	"		"						"
62	荒神塚古墳	"		"						"
63	大鶴塚古墳	"		"						"
64	山葵莊古墳群	東光寺町	山裾	"						"
65	穴塚古墳	荒川2丁目		"	東西17m 南北19m 高さ3m	横穴式 2.4m × 1.85m × 4.5m			刀剣、刀子 铁器	市指定史跡
66	陰根廣石冢古墳群 (西支群)	横根町	山麓	"						
67	(東支群)	"		"						
68	横井賀石塚古墳群 (西支群)	横井町	"	"						
69	(東支群)	"		"						
70	北原無名3号墳	東光寺町	扇状地	円 墳 ?						消滅

71	北原無名4号墳	東光寺町	馬込池	円 墳 ?	洋 葉
72	〃 5号墳	〃	〃	〃	〃
73	〃 6号墳	〃	〃	〃	〃
74	〃 7号墳	〃	〃	〃	〃
75	〃 8号墳	〃	〃	〃	〃
76	〃 9号墳	〃	〃	〃	〃
77	高文系古墳	千葉町	円 墳	〃	〃
78	業部塚古墳	〃	円 墳	〃	〃

いる。これらは積石塚に對して一般的な上層墳である。

5 和戸地区

横浜・桜井地区の南方に広がる平地部である。東西に走る甲州街道とその南に北東から南西に流れる平等川とに挟まれた地域で、琵琶塚・太神さん塚・宮士塚などの古墳が確認されていた。現状は消滅しており、わずかに前方後円墳とされる太神さん塚が畠地として残されている。(田代)

四、主な古墳の概要

1 加牟那塚古墳

千葉に所在する加牟那塚古墳は、金塚・釜塚・神塚とも呼ばれた。「甲斐国志」によれば、「周圍百間余程ノ口向ヘリ高サ九尺許リ横一丈深サ十間左右石塚ニシテ上ヲ蓋フニ亘石六枚ヲ以テス

石室ノ最大ナル者ナリ」とあり、大形の古墳として早くから認識されていたことが知られる。

墳丘は基底周囲一三二m、直徑六〇m、高さ八mの円墳である。石室は一六・九六m²あり、後進部六・六六m²、玄室一〇・三〇m²で、奥壁幅三・三四m²、高さ二・〇m²、蓋石は七枚である。横穴式石室の円墳としては県内第二位の規模を有している。なお周囲に濠が認められることが、石室内に丹波の痕跡があること、墳丘が有段の可能性をもつこと、墳丘上に葺石および円窓・器財埋納などが存在したことが報告されている。⁽⁵⁾

昭和四三年(一九六八)県指定史跡となり、翌年保存整備が行われ、一部に石垣積みを行うと共に石室入口の蓋石を水平に直してい

2 万寿森古墳

湯村山の南面山麓にある万寿森古墳は、その石室がかつて焼成されたとして使われていたと伝えられている。東西三一・三、南北三八・三はどの円墳である。石室の主室は南北であり、義部四・八〇・三、玄室七・九〇・三で片袖の構造である。奥壁幅二・六〇・三、高さ三・〇・三で加牟那塚古墳に次ぐ規模のものである。

3 天狗山古墳

天狗山古墳は標高四九・一の山頂にあり、東西四〇・三、南北三五・三、高さ六・〇・三ほどの円墳で、直径三〇・七・四〇・三位の石を全体に積みあげた積石塚である。石室構造は不明。現在、墳頂には石祠があり荒木大神等が祭っている。ここからは眼下に羽黒・山宮・千塚地区の平地部が広がり、加牟那塚古墳は間近にあり、きわめて眺望のよい場所である。

なお積石塚は甲府市・石和町・春日居町にまたがって分布するところが報告されているが、天狗山古墳は山頂に立地し、最西端に所在する点で特徴的な古墳である。築造年代については明確ではないが、山梨における積石塚の初源は現状で六世紀代であるとされていることを指摘しておきたい。

4 穴塚古墳

荒川右岸で荒川二丁目の市営団地北側に所在する横穴式石室をもつ円墳である。かつて周辺に大小四基の古墳があつたことが伝えられているが、穴塚古墳はその一つである。東西一七・三、南北一九・三、高さ三・〇・三で、石室は南北に四・五・三、幅二・四・三、高さ一・八・五・三である。側室は河原石を五段ほど積みあげて蓋石を置いているが、現状では蓋石は失なぎわに二枚が残るのみである。かつて直刀・刀子・铁鍼などが出土したと報告されている。今日、荒川流域

の平地において残存する数少ない古墳の一つであり、昭和五五年（一九八〇）甲府市の指定史跡となっている。

5 桜石古墳

相川扇状地の古墳は、その多くが消滅しているが、塚原地区の方の山腹にある桜石古墳は横穴式石室が残存する古墳である。主軸は南北である。奥壁は後方に側室しており、蓋石も前面に二枚が残るのみである。南面の開口部の幅一・三〇・三、高さ一・一七・九であり、側室の石積みは三段および四段である。封土は側室側にわずかに残るだけである。

6 二ツ塚古墳群

東光寺地区の北方、愛宕山広域公園内に所在する。二ツ塚一号墳・二号墳・三号墳の三基が確認されていたが、現在二号墳は消滅している。標高四四・〇付近に築造されているが、三基の中でも三号墳が直径約一五・三で最も大きく、一号墳・二号墳は約一二・三規格である。いずれも横穴式石室をもつ円墳であるとされている。

7 北原古墳群

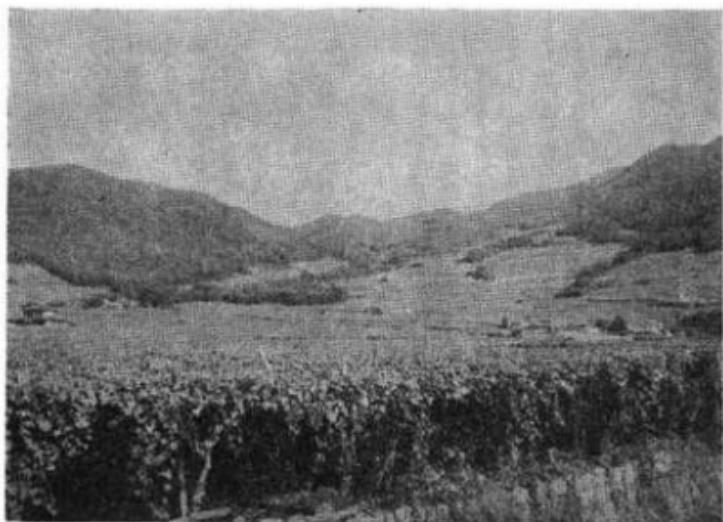
善光寺、東光寺地区で高倉川流域の古墳群である。現在、消滅を含めて二〇基ほどの確認されている。桜石塚一号墳は横穴式石室をもつ円墳である。封土はほとんどないが、約一三・三を測ることができる。石室は破壊されているが、幅一・六五・三、高さ一・九八・三、奥行六・一・〇・三である。かつて「劍」が出土したことを伝えている。その他、三日月塚・地蔵塚・鎧塚・善光塚なども同等の規模であることが推定されている。

8 横根・桜井古墳群

横根・桜井地区は、積石塚の大密集地帯である。横根古墳群



加牟那塚古墳(千塚三丁目)



積石塚古墳の群集する横浜・桜井地区

は、標高五七四mの八人山の南東斜面と標高七七二mの大藏經寺山の南西斜面に挟まれた地域に分布する古墳群である。八人山の南東斜面と大山沢橋を北上する農道を境に、その西側に分布する西支群と農道から東側で大藏經寺山西斜面に挟まれた東支群とに細別される。標高二八〇~四五〇mの間に縦数で一一六基が確認されている。その規模は直径五~一〇mほどのものが多く、石室は横穴式と竪穴式がみられる。

桜井古墳群は、大藏經寺山西斜面に分布する古墳群で、東支群と西支群とに分けられる。総数二六基が確認されている。東支群は諏訪神社北方の斜面に三基が認められ、西支群では三島神社から道院の北方にある採石場に至る付近の斜面に三基が確認されてい

る。櫻根・桜井古墳群は全國的に類例の少ない積石塚群であることから、古墳研究のうえから大いに注目されているところである。積石塚の性格が波米人系築造説と環境由生説とに議論が分かれていることをはじめ、さまざまな課題が提出され興味ある古墳群である。総合的な調査が準備されていることから、その成果に期待したい。

9 太神さん塚古墳

和戸地区の南方平地に所在する太神さん塚古墳は、甲府市ではさわめてまれな前方後円墳との推定がなされている古墳である。昭和四七年(一九七二)の調査によれば、後円部は直径二五m、前方部一二m、前方部幅五~一八·五mが計測されている。かつて高さ四·〇m位の墳丘を有していたが、戦後、封土は削平されて周囲の畠との比高も五〇mほどの平地となってしまったという。また、

こより西南へ一五〇mの位置に延長塚・古墳があつて、これもすでに消滅しているが文字の上からは前方後円墳であったとの伝えある。(田代)

五、まとめ

今回の甲府市域の分布調査によって合計七八基の古墳を確認することができた。昨年甲府市教育委員会の事業によつて調査された櫻根・桜井積石塚古墳群一四二基を含めると、甲府市域には総数二〇基の古墳が存在していたことになる。

今回の分布調査でとくに注意したことは、既に消滅して現存していない古墳についてもかつての調査資料や付近の聞き取り調査によって分布状況を明らかにしようとした点である。その折にはできる限り確認作業を行つたりではあるが、過去の調査内容との照合などに困難な状況もあって見落しや誤認もあるかと思われる。この点は、今後の詳細な調査に期待したい。また甲府市域では二〇年程の間でも消滅を余儀なくされた重要な古墳も相当数見受けられ、大変考慮すべき状態が続いているが、これ以上の破壊をくいとめる不斷的努力が痛感される。

総数二〇基の古墳は分布図によつても明らかなようほんどが盆地北端部の山付近に分布して存在している。單墳群の代表格とみられている羽黒天狗山古墳とともにおそらく羽黒地域に存在する古墳や湯村地域の古墳などと強い結びつきの中とらえられるので、広義の意味では群集墳として考えることも可能であろう。さらにこれらの古墳群を立地状況から観察してみると、山頂部及びその付近に立地を求めているグループ、山腹ないし山麓に立

地するもの、扇状地上や冲積地に立地するグループの大きさ三つのグループに分類することができる。しかも各グループは、例えば湯村山山腹や愛宕山山頂のように数基から一〇数基が小群をなして形成されているもの、東光寺・善光寺地域の北原古墳群のように扇状地上に一〇数基から二〇数基存在するもの、横根・桜井地区の積石塚古墳群のように八人山と大藏経寺山にはさまれた緩傾斜面に累々と築造されたものなど群集構にいくつかのパターンが見られ、決して一律でないことが理解できる。

このふうな分布的特徴をもつ甲府市域の古墳群も個々の古墳の実態となると不明な部分があまりにも多く、詳細な考察を加えることはできないが、現状知り得る資料の中から特質を探り、一、二の課題をあげてまとめたいと思う。

甲府市域の古墳群の分布の最も顕著な傾向を述べるならば、繰り返すことにもなるが盆地北縁部の山地形を利用して群集墳を形成していることである。群集墳は、秦に占墳時代後期の特徴で出現の時期はおおよそ六世紀前後と言われており、その背景には鐵製農工具類の著しい普及と灌漑技術の向上などによる耕地の拡大や生産力の向上、集落の発展がある。こうした過程で新たに台原していった中小首長層や有力家父長層の墳墓として広範に築造された群集墳について白石太一郎氏は、「各地の中小共同体の首長層や有力成員層を、ヤマト政権が直接その支配秩序に組み込もうとしたものであり」とくに首長以外の有力家父長層をその身分秩序に組み入れようとした結果が、爆発的な小古墳の増加をもたらした」と述べ、さらに近藤義郎氏は、古墳群の規模の多様性は「諸群の背後にある政治的強力の強弱と動向を示す」という興味深い見解を示している。こうした考え

方にしたがうならば本山城の古墳群の生成、發展の背後にはヤマト政権等と意識主体である家父長層との間に政治的社會的な強い支配關係を見なければならないであろう。

ところで山頂ないし山腹、緩傾斜面に高城を求める理由には、まず築造立地との関連や水田、耕地とのかかわりによる制約もあるが、横根・桜井地域の積石塚古墳群のように広大な平坦地の占有も自らの集團の自由意思によって求め得たのではなく、森浩一氏の指摘するように、「ある一定の土地をその墓地として永久に占有することが他の集團、または地方や中央の政治権力によって承認される状態があつた」結果と見なければならぬ。このことは視点を変え見るならば、羣集にあたって待定地城が与えられ、そこに規制されたのであって、とくに横根・桜井の積石塚古墳群の場合その背後にある政治的規制が強く働き、結果として密集度が高まつたのであらう。またこの積石塚古墳群に近接して平坦地上に築造され、径一二メートルをこえている横根山古墳は十数基の古墳であり、積石塚古墳群とは立地、規模等も対照をなし、埋葬空間の違いを浮き彫りさせている。両者とも築造時期等は、歩不明であるが積石塚古墳群と同時期存在も否定できず、付近に所在する大坪遺跡や川田窯址、古代寺院・寺本磨寺とのかかわりも含めこれらの古墳群築造の背景の追究は今後の大きな課題である。

また、積石塚古墳群は先にも述べたが現存数だけでも一四二基が確認され、まさに累々と築かれている。しかしこれらを立地的特徴、墳形や規模、石室構造から分析すると非常に多様性をもち、しかもいくつかのグループ化も可能である。これは本年発掘調査が実施された石和町の大藏経寺山に所在する積石塚古墳群が五七基

程度の小単位で構成されしかもそれぞれの石室構造にバラエティがある状況からも指摘し得ることで、積石塚古墳群の形成の過程や被葬者集団内部には相当複雑な要因を認めなければならない。

和戸町の猪籠塚、太神さん塚、古府中町のうなり塚古墳の三基は過去の資料によると前方後円墳の可能性をうかがわせている。いずれも現在は消滅して形態や築造時期は明らかにすることができないが、周辺地域の古墳群や立地的環境から類推すると後期の所産と考えることでもある。現在本県では五世紀末ころから六世紀初頭ころ築造された豊富村三星院古墳や三珠町の大塚古墳、境川村の馬糞山二号墳等を最後に前方後円墳や帆立貝式古墳は消滅し、甲府市域を含む盆地北部には分布が確認されていないが、これららの古墳群の精密な調査とあわせて本県の古墳編年の中再検討がせまられよう。

関東地域における前方後円墳の消滅は七世紀中ごろと考えられ、またヤマト政権との政治的、社会的な強いかわりの中でとらえられている⁽⁶⁾が、特に猪籠塚、太神さん塚の立地する環境は横根・桜井、大藏經寺山に分布する積石塚古墳群とは一定の距離を置きながらも程近く、春日居町の古墳群や寺本施寺などの存在を考えると、古墳時代後半から古代寺院建立へ変遷していく過程、大きな柱でながめるならばいわば律令体制に順次組み込まれていく社会的様相が浮かびあがってくる。今後甲府市東部の横根・桜井・和戸・川田地区及び石和町や春日居町を含めた一番は六世紀以降の政治的・社会的な動きを反映した重要な地域として総合的視野による調査研究が望まれる。

ところで甲府市域の古墳群はそれぞれの地域で生成、発展過程にバラエティーがあると述べたが、いつ頃出現し始めたのであるう

か。橋本博文氏はかつて、万寿森古墳を初期横穴式構造をもつとして加牟那塚古墳に先行する六世紀中ごろとし、さらに幕石塚古墳をそれより一段階古いと推定した。しかし正確な資料の不足する状況の中では推定の域は出ず、今後特に積石塚古墳群の調査研究の進展によって出現時期がいずれ明らかにされるであろう。出現期はともかく、著しく発展していった時期は六世紀と七世紀ごろと考えることができる。しかしながら、これらの古墳群が一様に出現したと見るべきでなく、それぞれ出現の時期を異にする見方をすべきであろうし、この出現のバラエティは「群集墳を形成した集団の政治的位置する」と言及する⁽⁶⁾「反映」しているとしなければならない。

千塚に所在する加牟那塚古墳は本市域を代表する大規模な古墳である。六世紀後半の築造とされ、御坂町の姥塚古墳と並ぶその巨大な石室構造から甲斐における有力な首長層の墳墓と比定されている。また橋本氏は先述のようにより造墓にあたっての技術源入に蘇我氏系の有力氏族の何らかの関与を指摘している。この加牟那塚古墳を埋葬される家父長層の階層的差異を物語るものであろう。このことめぐって羽黒、千塚、湯村地域には多くの古墳群が形成されているが、加牟那塚古墳はその中で盟主的な位置を占め、さらに他の古墳間にても墳形や規模、石室構造、立地状況に違いがあるが、これらは

以上いくつかの課題や問題点を縦横に述べたが、これらはいずれもこの地域の古墳群の正確な調査研究が前提となるもので、今日の段階では資料不足の感はぬぐえない。したがって多くは今後の調

古研究に委ねざるを得ないが、既に述べてきたように甲府市域のこの一帯の古墳群は六世紀以降律令国家体制に組み込まれていく過程において重要な役割を果していったことは少なからず認め得ることで、これらの視点をもった研究の一層の深化を期待したい。文末ながら、今回の分野調査から本稿執筆に至るまで山梨学院大学の椎名慎太郎氏をはじめとする考古学研究会の諸氏、日向千恵氏など多くの助力をいただいた。記して感謝申し上げたい。なお、本稿の執筆についてはそれぞれの末尾に記したとおり田代、萩原において分担した。

(萩原)

注

- (1) 甲斐の代表的な地誌。甲府動植物園平定地図 全巻二十
四卷
- (2) 山中其古『甲斐の落葉』 一九七五
- (3) 赤岡重樹「加牟那塚」(『史蹟名勝天然記念物調査報告』
一九一五) 四七~四八頁
- (4) 山梨県教育会西山梨郡文会『西山梨郡志』 一九二六 一
一八八九~一三三七頁
- (5) 中巨摩郡連合教育会『中巨摩郡志』 一九一八 六頁
- (6) 仁科義男「甲斐の先史並原始時代の調査」(『甲斐志料集
成』 一九三五) 五〇七~五〇八頁
- (7) 三枝善衛「甲府の古代遺跡」(『郷土研究』第九号 一九
四九) 五七頁
- (8) 甲府市役所『甲府市制六〇年誌』 一九四九 六七~六
九頁
- (9) 山本秀々雄『甲斐國の古墳分布及び現状の基本的調査』(一
九五五)
- (10) 甲府市立東中学校外社会科研究部会「甲府北東部山地の古
墳分布一覧表」(その1) (『富士国立公園博物館研究報
告』第一一号 一九六二)
- 市立東中研究グループ岩林信一外「甲府市北東部山地の古墳
分布一覧表」(『富士国立公園博物館研究報告』第一二号
一九六五)
- (11) 立正大学文学部考古学研究室他「山梨県下における崩壊、
残存する古墳の実測圖作成について」(『富士国立公園博物
館研究報告』第一四号 一九六五)
- (12) 山本寿々雄「破壊され残る甲府盆地の古代道路」
(『富士国立公園博物館研究報告』第一四号 一九六五)
- (13) 上原常治「甲府市北部の古墳と遺物について」(『甲斐考
古』第七号 一九六七)
- (14) 上野晴朗「加牟那塚及び稱賀塚発見の象形・器財埴輪の知
見例」(『山梨縣土研究会三十周年記念論文集』 一九六
九)
- (15) 山梨県教育委員会『山梨県道路地名表』 一九七九
- (16) 甲斐古墳調査会「甲府北東部に於ける積石塚、横穴式古墳
の調査」 一九七四
- (17) 坂本(菊島)美夫「山梨県内各地古墳出土遺物集成図」
(『甲斐考古』10の3 一九七三) 六頁
- 坂本(菊島)美夫「甲斐國古墳出土の剣および直刀の消長」
(『甲斐考古』11の2 一九七四) 一七七頁

(18) 小林広和・黒村晃一「甲府盆地北縁部における後期古墳の

様相」（『史蹟』第五号 一九七五）二五～三八頁

(19) 橋本博文「甲斐における在地首長制の成立とその展開」

（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第二四輯 一九七八）

一八八～一九〇頁

(20) 野沢昌康・坂本美夫他「御原塚3号墳」一九七九

(21) その成果の概要是山梨県考古学協会々報「山梨考古」第九号「一九八二」に報告されている。

(22) 橋本博文「甲斐の円筒埴輪」（『丘陵』第八号 一九八〇）二八～一九頁

(23) 前掲書(9)に同じ

(24) 前掲書(16)に同じ

(25) 前掲書(21)に同じ

(26) 前掲書(14)に同じ

(27) 前掲書(16)に同じ

(28) 前掲書(5)に同じ

(29) 白石太一郎「群集墳の諸問題」（『歴史公論』第七卷第一号 一九八一）八六頁

(30) 近藤義郎「前方後円墳の時代」一九八三 三五二頁

(31) 寺吉一「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地」（『論集終末期古墳』一九七三）四一～四二頁

(32) 後期の前方後円墳はヤマト政権と密接に結びついた特定一部首長に築造を容認されたもので、近藤義郎氏は「（その特定一部首長は）それぞれ地域における大王權力の具現者の位罫にあったものと推定される」と指摘している。（近藤義郎

前掲書 三五四頁）

八四頁

湯村温泉の歴史

斎藤典男

はじめに

甲府市湯村三丁目を中心とする湯村温泉郷は、古くから温泉休養観光地として栄えている。現在、旅館数三十あまり、巨陰地蔵宮沢寺・御嶽昇仙峠などの観光地とともに、境外からの観光客も多い。

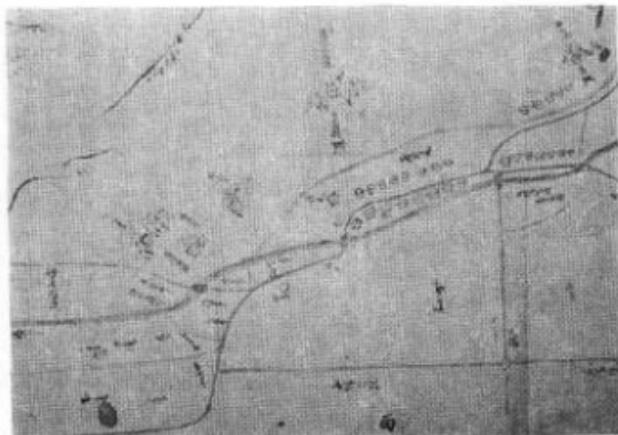
明治二七年発行の『山梨縣』によると、鶴ノ湯（和泉屋）・谷ノ湯（柳屋・富士見屋）・杖ノ湯（湯元屋）・鹿角湯（野良湯）・梅屋の四湯・六軒の湯屋があった。

こうした湯村温泉の歴史を語る多数の古文書類が、ホテル湯伝、広瀬初枝家から発見された。昭和五八年一月の筆者の調査によるものである。以来甲府市史編さん室・甲府市教育委員会・甲府市古文書研究会などによって、調査・整理がされている。

本稿では、この広瀬家文書を中心として、湯村温泉の歴史について概略してみよう。

いる。延享二年（一七四五）十二月の『湯村往古ヶ段々次第有増之覧』に、「湯之義ハ、何百年以前ニ出中興相知レ不、中興。往古、武田信玄公御時、打越・切就ニも奇妙成名湯之由ニシ。御てうほニ被レ成候。御書詰も被レ成候成中伝候。信玄公も御湯治被レ成候御病惱平愈被成候。（句読点・かえり点—筆者—以下同じ）」江戸時代の中期においても、いつ始められたか不明であるが、武田信玄の時に兵士の傷をいやす名湯であり、伏文も入湯したと伝えている。

また、年次の『当村書上明細帳』に、「当村湯之義ミ、何百年以前ニ涌出候哉、相知レ不レ、中興。往古、当村信州往来之端ニ家少々捨式三軒斗御座候、当地ヘ一面ニよし原ニして、所々湯涌御田地ニも相成不レ申、然處所ともなく手負之界、數日よし原ニ通ひ、是ハ俄々上しをおわけ見れば湯の面地久保ニ湯治する様子相見ヘ、四五日平愈して立退来ラス、此時湯の功能有事人々しれり。出病之頃、切灸等湯治して心見るが、愈治する事多々、此事武田家五被聞召、俄ニ湯浮御取立被、中御湯治也。其外軍中ニ手負候方々即座ニ平愈して至る御調査ニ相成（中略）、夫々当地開発して此所村引參リ、湯涌勢三反七畝之所御里敷ト中、御年貢御免ニ且外米七



文政7年山梨郡湯村耕地鉛錠
(湯谷推現下方に「温泉」と記されている)

依宿湯役として村方を被り、下候由、慶良木根ニ委リ御座候」とありて、より詳しく述べて説明している。また、この文章の前に「当村之義々往古湯之鍋村と号し、依々古御物御朱印等ニ湯之鍋村有之、當時御朱印御書替ニも湯之鍋村ニ相済申候。尤何年以前も湯村ト相成候哉、此義相分リ不申候」とある。これによると、湯村は古く

は湯之鍋村といい、もと南の信州往還ぞいにあったが、温泉の効能が武田家に聞えて、湯治場として湯坪を建立してもらった。それから開発して村も今の所に移り、湯治場の三反七畝歩は年貢免除地となつた、という事になる。

文獻として最も古いものは、先述の明細帳にも記されている慶長六年（一六〇一）九月廿六日の「北山筋湯鳴村御罷打水帳」である。この後地帳の最後の部分に、「二石九斗五升二合 地賦免（厄除地減額）、七斗二升 権現領（湯谷權現領）」につづいて、「七俵已より納御免 湯役」と記され、それまで課せられていた湯役が免除となり、米七俵が下されるようになつたという。慶長六年が丑年であるので、それ以前の巳年は文禄二年（一五九三）ということになる。文禄二年は、甲斐国領主加藤光泰が文禄の役で朝鮮に渡海して八月二十九日で病没、一月二十日には浅野長政・幸長父子が領主となつていている。湯役が免除された月日が不明であるが、加藤光泰は前年文禄元年に朝鮮に渡っているので、このような細かな内政に気が配つてゐる暇はなかつた、と考えると、浅野氏の時代ということにならう。

このように、文禄二年に湯役が免除されているということは、これ以前には湯役が課せられていたことの証明である。さきの明細帳に記されているように、武田氏時代から統治していたといえそうである。また、表紙に北山筋湯鳴村と記され、古くは湯鳴村と呼ばれていたことも判明する。

江戸時代に入ると、桜田領の時（寛文元年、一六六一—宝永元年、一七〇四）に、城代戸田能登守様が入湯され、その跡湯小屋の御普請があった。代官櫻井孫兵衛様が御奉行となり、材木は和田山の御

林から伏り出し、近郷から人夫を召出して工事をした。また、松平甲斐守（柳沢吉保）様の時にも（宝永元年・一七〇四年六月・一七〇九年）、湯小屋を御立くだされた（延享二年明細帳）とあり、私領の時は、湯小屋の普請が公の工事であった。

しかし、享保九年（一七二四）の明細帳には、「一、湯小屋普請之義ハ村中ニ仕来申候御事」とあり、直轄領になつて以降は、村普請となつた。

湯小屋は、慶長檢地帳の一冊目、小字ゆの前の項に、

「小字ゆの前」

上田 壱反五畝十五歩
三石二斗五升五合

下三兵衛

同所

麦田 壱反式畝廿九步
藤 茂

武石八斗五升五合七匁七才

とあり、それぞれ後筆で、与三兵衛の権満地には「内壹反式畝湯屋敷ニ成」、藤茂の権満地には「七畝五歩 湯屋敷ニ成」とあり、この二筆の一部分計一反二畝五歩がのちに湯屋敷となり、湯小屋が建てられた。

こうした湯屋敷の管理については、次の享保十四年（一七二九）の訴状に詳しい。

「 乍恐以ニ口上書奉 願候御事

一、甲州山梨郡湯村湯屋敷之儀、往古ヨリ御水板ニミ村名前ニ

御座候ニ付、村中ニミ支配仕来申候。尤御年貢之儀、

以ニ御慈悲、國中之者共焉錢なしニ湯治為可仕、又御

様方御入湯被遊候節も、御不自由ニ無御座候た

め三石武斗七升武合之所、往古ヨリ御引匠敷ニ罷成申候。
依ノ之湯錢を錢も收不レ申、自由ニ入湯為仕来申候。尤
大錢諸役等ハ村中ニ運動來申候。御水板御免状御一覽被
遊候ハバ、明白ニ相知申候。

一、右雲氣之内ニハ、三間四間之湯屋井湯番入九右衛門村中小
使安右衛門と申者在居仕申候。（下略）

とみられるように、國中の者どもが湯錢なしで自由に湯治ができる
るよう、米三石二斗七升二合の土地を免除してもらつて、そ
門と村中の小使安右衛門が居住していた。

訴訟事件は、この年の七月、甲府御役所から湯屋敷を御年貢地に
編入するように仰せ出されたが、これまでの仕來りを話して先規の
通りとなつた。しかし、この際湯番人九右衛門が私欲を構え、色々
と偽を申しあげ、湯屋敷の年貢を上納して自分の屋敷とし、湯を自
分一人で支配しようとしたため、訴訟となつたものである。結果
は、九右衛門の敗訴である。

寛政八年（一七九六）三月の上村・下村の鑑定書の中に、温泉に
ついて次のような取り扱いがみられる。

「一、温泉之儀、上村同百姓之内ニ^主湯役株キ別役ニ相分候程
之詫合ニ有^リ之候ヒテ増^シ下村ニ^主、前々より右温泉ニ抱
候謂無^リ之、百姓往占仕来通之事。

（略）

一、二月拾五日、日待之儀、温泉之祭ニ候間、前々之通湯役仲
間限之事。

（略）

一、湯ニ入候儀、是迄相分候外、以米勝手次第ニ入込可^レ仕事」とあり、名主兵衛・民百姓伝重郎・伝左衛門・直兵衛・百姓代長左衛門・本村惣百姓与右衛門外一八名・下村佐右衛門外一二名など、計三七名が述印している。

この無定表の外の項目は、小物成・直祖神祭り・祝儀歎歌の儀などの取り組みであるが、温泉之儀が第一項目にあり、湯ニ入候儀が最後の項目である。温泉の事が、湯村においては重要な事であったといえよう。

第一項によると、「湯役株」というのがあり、本村の百姓でも全部は持っていないので、まして「下村之儀」前々より右温泉に抱り「候詔無」之」という事になる。湯役株という言葉は外に全くでこないので、その性格は不明であるが、安政六年（一八五九）一二月の「湯銭差引帳」に、常蔵・伝十郎など合計一五名の湯銭（この湯銭もどのようないものか不明）の差引勘定書がなされているので、この一五名が湯役株を持っていたのではないかと、考えられる。

第二項も同様で、毎年二月一日は「お日待講」の日であるが、温泉の祭と一諸であるので、前々通り湯役仲間にかぎることと、きめている。このように、村民全員ではなく、一部の人々に湯役株仲間があり、それ以外の人は温泉の運営には無関係であった。

広報家文書には、延宝八年（一六八〇）から明治元年（一八六八）までの年貢割付状が残されている。

これによると、延宝八年から湯屋敷一反七畝八歩は年貢免除地となつてゐるが、寛延二年（一七四九）から温泉運上金五〇〇文が課税されるようになった。代官は新任の宮村與左衛門甲府代官である。以来、温泉運上金は年々上昇し、宝暦二三年（一七六三）には前半

の二〇倍の六〇〇〇文となつてゐる。しかし、文化二年（一八〇五）には三分一減となり、さらに天保三年（一八三二）にはさらに二分一減となり、弘化四年（一八四七）からは自然増の傾向にある。温泉運上金に対する減免額や、勘定書などの類がみられないもの、どのような事情で運上金が課せられたかは不明である。前述のように、湯村温泉は誰でも自由に入浴できるよう湯銭はとつてないと記されている。本来であれば、營業税に相当する運上金が賦課されるはずはないのである。

先にあげた安政六年（一八五九）二月の、「湯銭差引帳」の内容は、次のとくである。

「 覚

正月初

一、老實六百文

六月納

一、玄賀武百文

十一月納

一、式賀武百文

合六貫文

四貫九百三拾六文 削返し

引手

老實六百文

請取
金券分

不足

引手

五百六拾文返す

正月中

うか。

温泉運上金の錢高の変遷は、前表のようにみられる。

この表による温泉運上の増減は、湯村の年貢率の変遷とともにみると、より深く理解できるのであるが、本稿に年貢率まで表示をすることはできないので、概略について記してみよう。

湯村は、村高二五四石四斗五合、このうち高三升七合は塩税（万寿森古墳・中府城の大業保有庫であった）・御藏・湯屋敷引、家数三八町、内二五軒百姓・寺二軒・庵・軒、人數一〇二人・男五〇人・女五二人・僧一人、御朱印四石五斗福山山塙沢寺・御朱印七斗二升氏神權或領・除地九畝一八歩大湯山松元寺（文化二年一一八〇六「御寺書上帳・山梨郡湯村」）といふ村柄である。

一二〇石ぐらいであった年貢が、一三〇石余となり、六尺給米四斗一升九合と御藏前入用五一三文四分が初めて課せられた。寛延一年という年は、幕府財政の建て直し策としての草保改革の末期であり、幕府領に全面的に定免法が実施された年でもある。

温泉運上が五七四文となつた宝暦七年には、新小物成と御伝馬宿入用が新たに賦課された。そして六貢文の高額となつて自然増となってゆく宝暦・天明期は、さらに幕府の年貢増収策が強化された時期である。

このようにみると、実際には營業活動をしていかつた湯村温泉に温泉運上が課せられたのは、幕府の年貢増収策によるものではなかつたかと考えられるのである。

最後に、湯村温泉が湯村にとってどのような存在であったかといふと、「当村湯屋水車之儀、前々ヨリ御公儀御賛高波、差候。当

村分内ヨリ坂部村之野、下塚村之野通り、飯田村之野江ぬき申候。

右筆筋之内ニ櫻木五ヶ所かかり中候御事」（享保九年「村明細帳」）とあり「湯屋水車」と呼んでいるように、有難迷惑のような存在であった。

現在のように観光温泉という駆け出しがあったわけではなく、農業を主とする時代であれば、温泉の涌出は農業生産にはむしろマイナスである。温泉の存在はまさに悪水であり、有難迷惑であったのではないか。

あとがき

広瀬家文書は、目録の作成がほぼ終り、ようやく整理されたばかりで、まだ湯村温泉について全容が判明したわけではない。調査中の筆者のメモからみられる範囲を、本稿に記した。より深い研究が待されるよう期待したい。

なお、市史編さん室の調査を心よく許された広瀬家に感謝するとともに、調査した温泉関係の古文書の一部は、湯村温泉ホテル湯伝のロビーに展示・公開されている事を附記する。

（市史編さん委員）

新発見の穴山信君文書

秋

山

敬

く思われる。

本文書は、市内所在文書調査の際発見されたものであるが、県内所在の中世文書を集大成した萩野三七彦・齊藤後六共編『新編甲州古文書』（全三巻・角川書店刊・昭四一と四四）に収録されており、また穴山氏關係文書をほとんど収めてあるといわれる『清水市史資料—中世一』（吉川弘文館刊・昭四五）にもとりあげられていない。このように今まで知られていない史料である上、内容的にも戦国大名の職人支配に関するものとしておもしろいと思われる。で、問題点はあるがあえてここに紹介し、御示教を乞う次第である。

この文書は、現在甲府市議会議員で善光寺町に居住する牛奥公貴氏の所蔵であるが、氏は南巨摩郡身延町下山の出身で、甲府へ出でる際祖母から譲られたものだという。

今は卷子本に仕立てられており、その料紙の大きさは葉一七・〇センチメートル、横四三・四センチメートルである。卷子仕立てにしたのは現所蔵者で、もとの文書の形態についての記憶はないといふが、大きさからして本来折紙であったものを半裁にしたもののが

本書の体裁は、写真でわかるようにまず袖に穴山信君の花押を押し、その後へ本文が七行綴ぎ、次に二行に分けた年号を記し、最後に宛名を配してある。

それだけであれば、ごく一般的な複寫を押つ判物なのであるが、別に三つの朱印が押されているのは異例である。一つは花押と本文との間に押されたもので、方五・八センチメートルの角印、もう一つは年号の「元龜」にかけて押されている怪二・六センチメートル



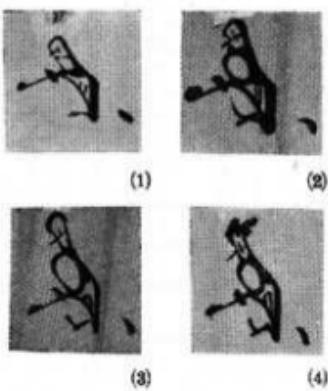
ルの丸印、そして三つ目は年号と宛名の間にある方三・八センチメートルの角印である。

勿論、戦国期に花押と印判とを併用する例がないわけではない。

署名の下に花押とともに印判をも押すものを重判といふが、戦国末期にはかなり例がある。また、元龜三年六月二一日付で宮城四郎兵衛尉に宛てた北条氏政の虎の朱印とともに

評定衆として実際に裁決にあたった石巻廉保の花押を押してあるが、このように主君の印判状に実際に事にあたった評定衆や奉行者の花押を併せ記した例もある。しかし、この信君文書の場合はこれらの例に該当しないのは明らかである。

何故、花押とともに三つの異なる朱印が使用されたのかは、この文書の性格を理解するために極めて重要なことであるが、今の段階では残念ながら解答を用意し得ないので、問題を指摘するだけに止めておく。



- (1) 永禄9年間8月24日、信君書状
- (2) 永禄13年9月25日、信君書状
- (3) 天正4年4月3日、信君判物
- (4) 天正8年間3月16日、信君判物

南松院文書にみる信君花押の使用例

二

次に、文書を見てみよう。

(信君)

(花押)

近年雖々拘束候一
一切無事所務之由

言上候、圓蔵院殿
被^レ加^ミ免許之外

詔之役向後致^シ
催促可^リ請取之

者也、仍如^レ件

元龜仁年^ニ

十二月廿三日

牛奥新兵衛殿

圓蔵院殿とは信君の父伊豆守信友のこと、永禄三年一二月一六日逝去、法名を円蔵院殿剣江義鉄大居士という。また、「轟之役」とは藍を染料として紺に染める紺屋に対する賦役のことであろう。したがって、この文書は一応牛奥新兵衛に対し、穴山氏へ納入する紺屋役の徵収を認めたものということができよう。

戦国大名武田氏の研究史は長い歴史をもつていて、職人支配に関するものは最近発表された佐本正治氏の「戦国大名の職人支配——武田氏を例として——」(『年報中世史研究』三号・昭五三)が唯一のものであるといってよい。氏によれば、武田氏はその職種毎に一団規模で職人を把握し、操

別板により小工に至るまで掌握するように努めるとともに、その長を一因大工職に任することによって、出来の組織を利用しながらも自らの支配下に再編成していく。その際、独立性の強い穴山氏の支配する河内領、小山田氏の支配する郡内領にも一因大工職の影響力は及んでいた。諸屋敷人にしても例外ではない。古府中に住む田舎七が諸屋敷に任せられ、その文配が河内領まで及んだであろうことは、年不詳一〇月三日の豆州（穴山信友）宛の「武田晴信書状」⁽⁶⁾に「尾張諸屋敷子、何者共田村方へ就致在者、少々及ニ接署、其方可、有ニ成敗、候」とあることから推測されている。

このような船屋の支配形態の中で、この文書はいかに理解されるべきであろうか。穴山氏領内の岩間付近に居住し、信君から書請諸役免許をうけた（かうかき河西六郎右衛門尉）や、諸屋敷免許をうけた河西伝右衛門尉など既にその存在が知られている船屋と牛奥新兵衛との係わり方も気になるところである。

武田氏の職人宛文書の特徴をみると、(1)宛名に「殿」という敬語がほとんどない（七一点のうち五点）、(2)宛名の位置が低い（約八割が年号の「丁」の字と同じ位置以下）、(3)付年号、(4)印判状であること、などがあげられる（佐木氏前掲論文）。これに対し、紹介文書は、(1)「殿」を使用している、(2)宛名の位置が日よりも上、(3)付年号、(4)判物、と(1)～(4)の特徴のうち共通するのはわずかに(3)のみで、他はいずれも異なつており、これも検討を加えなければならない点の一つである。もっとこれは武田氏の職人宛文書の特徴であるから、穴山信君文書に必ずしも整合的に援用できるとは限らない。一例をあげれば、武田氏の場合職人には必ず印判状を使用

しているのであるが、穴山氏においては、番匠源三左衛門宛のものには袖花押のものがあり、山造奉公の大尉の孫左衛門尉のものも袖花押であるなど職人宛にも判物を用いたと思われるものがある。したがって、これらの点については穴山氏発給文書を整理した上で、改めて考えてみなければならないであろう。

三

それでは、文書の名宛人である牛奥新兵衛について考えてみよう。

新兵衛は現所政者の先祖と伝え、戰国期から下山に住して穴山氏に仕えて代々船屋を営んできたというが、詳しいことはわからない。同家には系図は伝えられておらず、正徳二年九月八日の「牛奥新兵衛五代保助之承君忠」に授与された日蓮寺受茶籠及び延享五年一月吉日の牛奥次良左衛門あての同受茶籠等が残るが、それらの人の系譜は不明である。

明治二四年の『缺中家歴鑑』に、「○牛奥新兵衛 南三摩郡福居村下山組ニア祖先牛奥新兵衛ナルモノ其當時下山ノ城主穴山伊豆守梅齋及ヒ國威院殿ニ属シ屢々勳功ヲ奏セシフ以テ懸賞ノ上意アリ自ラ免許状ヲ授與セラレタリ尋ナ近郷ノ船屋職事務員ヲ許サル当家家宝トシテ今ニ之ヲ藏セリ後累代ノ家業不絶シ判記スルヲ得ズト雖トモ是等ノ事實ニ參照スレハ蓋シ其旧家タル候フベキニアラス」として、この後この文書を掲げている。既に明治時代にその家譜がわからなくなつていてるのである。

そのためであろうか、『甲斐国志』にも当家のことは記されていなかった。しかし、前掲した正徳二年の受茶籠には「甲州河内筋下山村」とあり、この時には既に下山に居住していたことは確実であるから

戰国期から下山に住んでいたという伝承は信憑性があるのかも知れないと。

下山は、少なくとも穴山信友が居館を構えたことは確実で、それ

以降穴山氏の河内領經營の中心として繁栄してきた。ここには、

今でも「番匠小路」の字名が残り、武田氏と同様に城下に職人を集

住させたことをうかがわせる。この番匠は、江戸時代になっても

「下山大工」の名で知られ、県下一円に名建築を数多く残している。

穴山氏の戦国大名的性格からして、番匠以外に他の職種のものが居

住したとしても決しておかしくはなく、牛島氏が紺屋の総括者とし

て下山に住んだことは充分考えられるのである。

以上、問題点の指摘のみに終ってしまったが、数少ない戦国大名の職人支配関係文書として利用されることを期待したい。

注

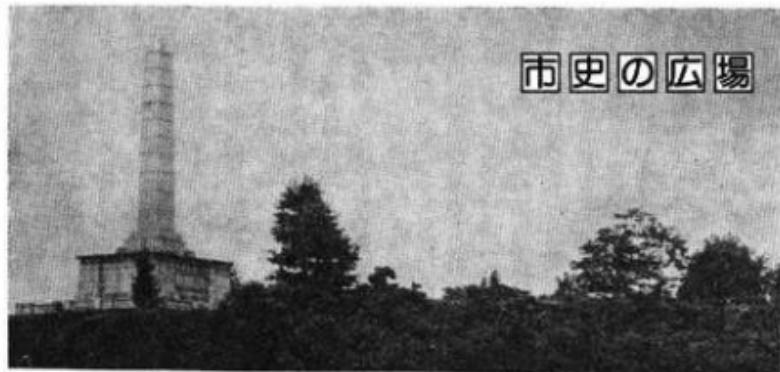
- (1) 朝田二郎「日本の古文書」上巻(岩波書店 昭二四)七四五七五七頁・柴辻俊六「戦国大名文書」(『日本古文書学講座―中世編一』)雄山閣出版 昭五五)一八〇頁等。
- (2) 「戦国文書聚影後北條氏篇」(柏書房 昭四八)二五号文書。
- (3) 「新編甲州古文書」三六二号。
- (4) 元龜二年正月七日有泉昌輔證文書(同前一八二号)。
- (5) 天正四年一〇月二〇日穴山信君印判状文(同前一一四六号)。
- (6) 「甲斐國志」雄山閣本(第四卷)一三八頁。
- (7) 「新編甲州古文書」一七六一號。

(8) 標藤江「武田親族衆としての穴山氏の研究」(一とくに河内領支配の在地構造をめぐってー) (『甲斐路』二号 昭三六)

一七八頁。

(市史編さん専門委員)

市史の広場



謝 恩 碑

新 藤 昭 良

「汽車の中から見えるお城の上の塔は、水晶を形どったものですか、宝石の町のシンボルですか」と、県外からの来客によく聞かれる。たしかに形が水晶彫刻に似ている。

私たち、子供の頃からこれを大灾害に対する謝恩塔といって親しみ、戦前、戦中、相生小学校の行進歌では、「謝恩塔下に生いたちて、富士の勇姿を慕いつゝ、長ずるわれら相生生、大武、機山の血をぞ承き」と歌い継がれて来た。

「山梨百科事典」によれば、「一九〇七年（明治四十）年、一九一〇（明治四十三）年の大水害により、山梨県における入り会い實行の御料地、台帳面積三十九万八千余町歩（実測面積十六万三千ヘクタール）をあげて山梨県に下賜になった。これに感謝して当時の鶴谷喜一郎知事以降歴代の知事及び県民が慎重に考え、最も衆目をひく

甲府市舞鶴城跡の旧本丸広場西南端に謝恩碑を建設することを一九一七（大正六）年七月臨時県会で議決、一九二一（大正十）年九月、除幕式挙行。様式設計者は明治神宮造営局参与工博伊東忠太、同局技師大江新太郎、その碑身の總高を旧本丸広場より約三十一尺高くし、碑材はご下賜に深縁のある神金村萩原山恩賜県有財産内の良質堅ちにして巨大なる花崗岩から十一個を運搬累積し、碑身十九尺全形を方スイ形に丸味を付したオベリスク型。碑台はバイロニ型として方約十六尺、高さ七・五尺の台座を有し周囲は大衆の散策眺望に適す。云々」とある。

さて、明治四四年十二月免行、早川文太郎、須田宇十共著になる「山梨県水害史」を見ると、（一）建国、（二）大河川変遷、笛吹川・釜無川、（三）信玄以前水害史、（四）信玄時代水害史、（五）諸侯時代水害史、（六）幕府

直轄時代水害史、(1)明治三十九年間水害史、(2)明治四十年水害史、(3)明治四十三年水害史と編集してある。紙数の都合により、この水害史全編及び突っ込んだ内容を紹介することはできないが、この中から、あまり胎次されていない建國と謝恩碑にかかわる部分をさくつてみよう。この水害史は古文で解りやすいので、口語に約して概要を記すと、綏靖天皇の時、全国を統治しようとして、彦火々出見尊の後孫の土本足古王を甲斐に派遣した。王は長田足、丹後辨尼、佐々真武、日向向昌及び美保辺彦等を臣として、中尾彦武部を先導に、民衆一千人と共に甲州に入り園番土城（東八代郡英村）に国府をおいた。王は高いところから眺めたところ、この地は大湖水であった。王はこの湖水を涸したなら良田幾万丁歩、數十万の民衆を養うことができるであろうと考え、歎訣に仮殿を築いて、湖水の大業を起し、その目的を達したが、まだ小湖、大沼幾十を残している状況にあった。その後四百余年を経て崇神天皇の時、武序川別命が甲州に入り、さらに開拓を加え、また景行天皇の時、塙海足尼国造となり、大開拓を果し、ここにはじめて土本昆

古王の大業を完成させたのである。降つて元正女帝の養老二年、僧行基が弟子達を率いて甲州に入った。たまたま雨が数ヶ月も降り続いた。諸川は漲溢氾濫して田畠は荒れ、民衆は生活に困窮した。行基は悲田院を開け、窮民の悪病を治し、また土本足古王以下治水に徳をもたらした諸神の靈を招き、諸神を國母地藏として祭り、民の病苦の治療を祈ったところ、靈験あらたかにして民衆は安んずることができたのである。ここにおいて後世にいたるまで、行基を最澄と並んで慈悲の仏とし、行基菩薩と尊称するにいたつたのである。

た。

この水害に対する復旧工事も織く進捗しつつあった明治四十二年、またも四十年に劣らない大洪水を生ずるにいたつた。中府市は四十年の水害には、幸い多くの被害を免れたが、この時は荒川氾濫し、市の西部は殆んど全部水上の街となり、東部も濁川、藤川が氾濫し、全市的な浸水状況は、床上一七九五戸、床下一五七二戸の計二二六七戸に達し、実に当時の全戸の三分の一に及んだのである。

「實に山岳の崩壞はその数を知らず、田畠作付の流亡浸水は言ふも更に、人畜の死傷甚しく、天地為に叫喚の声に震がんばかり、

四十一年の水害史はこう書き出している。
深くを記すことはできなかつたが、有史以来、水害の断えることのない甲府市も、最近では土木技術の向上と広範な対応によ

り、全市的規模においては、一毫平常を保つことができるに至ったが、まだまだ油断は禁物、大自然の力を甘くみることはできない。

向村文書にみる五月節句の検約令

小林重光

最近、冠婚葬祭に多額の資金を浪費することを意識して、新生活動が始まり自滅するようになった。江戸時代天保の飢饉の折もこの様な歎が幕府から出されているので紹介しよう。

天保年間は、初期から天候が不順で、五穀の実りが悪く、特に天保四年（一八三二）の夏は中旬から霪雨が続き、気温が低く、農作物は不良、八月には大暴風雨で人家の倒壊、田畠の損害甚しく人命の被害も少なくなかった。

天保の大飢饉があった天保五年（一八三六）州々の米穀を他国他領に充ることが禁じられた。

天保七年八月には都留郡に百姓一揆が起

五十余年に及ぶ歴史における水害の跡を眺めながら、今日も謝恩碑は日に細いような秋空に翼り立っている。

（甲府市助役・市史編さん委員会）

のぼり並手程の菖蒲太刀位の品にて相調可^レ。中、最去年迄相位、絵木錦襷の内、格別目立ざる分は不^レ。苦候其品村役人方え持參致、見分見え、村役人方に於ては、右吉木綿・古職の角へ日印判を致、見別相成候様致置可^レ。申候。

一、百姓の儀は、年中農事にひたり可^レ申は勿論の外、近年霜降なき儀に種々の名目を付、休日をややし遊び歩き、又は田畠へ出候ても昼休み小休等と

て、一時免^レは二時免^レも体息致し候故、自然と手後れに相成、取次も多からず

困窮に及候は、水害旱害の損毛に無^レ。人一事の精不精によるの弊に有^レ。候。譬へば一村にて六人・時休候へば一日

の休に当り、一村にて六十人有^レ之村方は十日の休に相成候處を、能々辨別候はば、今より是迄仕来り候休日も、村々中合成たけ口數を減じ、昼休み等の儀は炎暑にて草え難き道は格別、其余は時刻を空しく不^レ過様可^レ致候。（後略）

天保十一年四月

向村名主

太刀兜襷其外大造に取筋候段、心得達之事候。以來右体之儀不^レ致、當年か

新調の分は貧富の差別なく、小さき紙

石和

御役所

このように五月戦は、なるべく質素にして、小さな紙のぼり、木綿織でも自立ないようにし、古風の時は、村役人にとどけて角に目印の印をつけて区別がつくようにならせて、ある。

次の項は、農事に精を出せという事であ

合 緑 寄 緑

秋 山 慎次郎

私は、終戦まきわ、甲府連隊区司令部に召集され、その後、山田町の若尾ビルが地区司令部になると同時に所長変更となり、同ビルの一階が勤務地になつておきました。

甲府に空襲があつた昭和二十年七月六日。その日は、朝日町の住居より連隊区司令部へ行き、折返し甲府駅、舞鶴城、山梨中央銀行西の畠、岡島前を通り、南く地区司令部に駆けつけました。

屋上より眺めますと、火勢は益々猛烈と

るが、面白いのは、「暴休みに一時・二時も休息したとすると一村で六人が一時休めば、一日の休みにあたり、一村六十人が休めば十日」の休みになるのでこの辺をよくわざまえて、空しく刻をすごさないようによ」とあり、現在に通用しそうな餘韻である。

(甲府市古文書研究会会長・役職)

行があり、南の土蔵に直径三メートル位あらかと思われる火の玉が、風を巻いてガシガシと当りましたが、ことごとくはねかえして無事でした。

また、山田町の二丁目渡辺医院、末木米店等の土蔵も防火の大役を果してくれました。

朝日町の白宅も焼失したので、暫く地区司令部二階に移住し、寄宿の手続きをしたのが、今でいう住民登録では、なかつたでしょうか。

統計で二十六年に、山田町二丁目に移住し、爾来三十三年山田町住人となり現在に至っています。

土蔵と古文書

延焼をまぬがれた土蔵と土蔵通りの家屋の中に、山田町のルーツの数々が眠っていました。

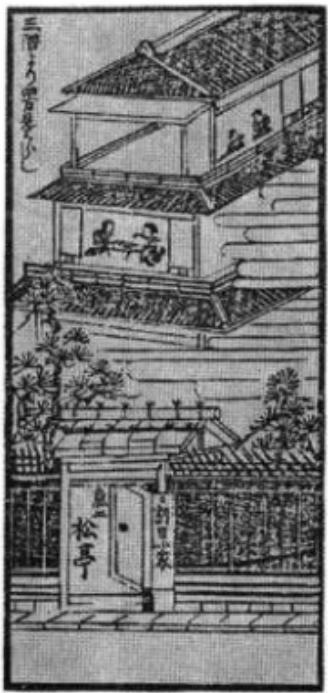
たまたま町役員会の席上、以前各戸に配布した各世帯と機成員、ならびに略図、役員名等が十数年を経て著しい変化があり、これを新たに作りなおしたらどうかとの要望がありました。

またその際、それぞの先住者も調べてほしいとの声があがり、それらの調査の過

なり、南に隣接した煉瓦作りの若尾銀行が、ガラガラと崩れ落ち、こちらの司令部へも延焼する危機が迫りましたので、バケツリレーで必死に防火につとめました。このとき不幸中の幸いと肝銘したことは、土蔵通りの蒸きらしさでした。

山田町が焼け残ったのは、直接焼夷弾が落ちなかつたこともあります。土蔵通りが多かったからだと思い知らされました。

現在の橋田耳鼻咽喉科医院の正面に安田銀



(小野亮三郎所蔵『山梨県甲府各家商業便覽』明治18より)

程で、國らずも大木鶴子さんより「宝永二年 山田町明細書宿帳」を所蔵していることを聞かされました。

山田町は、元禄末まで伊勢町だったのが、宝永年間（一七〇四—一〇）に、城主に松平伊勢守（柳沢吉里）が赴任したので、伊勢守の称を避け、伊勢大神宮の門前町である宇治山田の山田をとり、山田町（ようだまち）と改名したと言われています。「明細書宿帳」には、その頃の町内の生業と、男女の人数、家屋敷の坪数等の外、不動産の所在に至るまで、詳しく述べてあります。山田町名主佐右衛門により、当

時の甲府町年寄であった大木太右衛門、秋山佐佐衛門に報告されたものであります。この史料から、江戸中期の山田町商店街の復元図を作ることが出来ましたし、これを奇縁として、それまで空白であった宝永年間の御用宿を含む「大木栄一家の古文書」の発見となり、更に、町内小野亮三郎氏方の土蔵が開かれ、元禄時代より続いた高級料亭「松亭」の貴重な資料が、市史編さん委員会の調査により陽の日を見ることになりました。

小野家の土蔵より出土ものの中に、天保文化の町 甲府

八年（一八三七）、新使として来申した徳大寺大納言、日野前大納言の二人が松亭に四日間滞在した折の、歎立表がありました。今から百五十年前に、九州名産の「からすみ」が漁の者として、魚てんたいと共に、三方にのせて出され、鰯も小鰯、ひれ、背切鰯、奥津鰯、折鰯、鳴戸小鰯、薄かさね鰯、いしは鰯、才形鰯など、いか、鰯なべ、塩引鰯、鰯、赤貝、ホウボウ、味噌漬あわび、きす、かれい、名よし、白魚、えび、さより、こち、あわび（御汁）、鮓、はた白、さば、石かれい、赤魚、なりからすみ、かき、蒲鉾、平目、みる貝、はんぺん、まで貝、さはら、ばら、きす、たら、あいなめ、このわた、すずき、なめこ等の外、全国著名的な菓子、山の幸を含め豪華御膳の内容は、目を見張るばかりです。この歎立表を中央卸売市場をはじめ、料理の専門家に伺いましたが、驚くばかりで、名称、製法など不明のものが多く、料理も文化の遺産であることを思えば、香り高いこの食文化の解明に一層努力したいと思つております。識者のご援助をいただければ幸甚です。

（前甲府市議・市史編さん調査協力員）

糸目をつける

五味正弘

いとめ〔糸目〕①系筋。細い糸。
（たこ）の表面につけ、あがり具合・つり具合を調節する糸。伎、番「片っぽしから糸を付けて、切風にして打放すぞ」②軽じて、資金上の制限。「金（かね）には付は

それに「山辞典」の③の説明⑧の説明には少なからず、引っかかるものがある。まず⑨の「転じて」というのが気に入らない。また⑩の「甲州金の名目」では納得しない。かねる。

けぬ）④水の日方。⑤「經」系夢（いとむ）
ぶ。⑥柳のめだち。⑦器物に細く刻みつけた筋。⑧中州金の名目、すなわち一両の六四分の一。⑨多毛類コカイ科の獣形動物。浅海の泥中にすむ。体は扁平で細長く、体長約二五釐、前端緑褐色、体の後半は紅色。（以下略）

以上は「広辞苑」（新刊出編、岩波書店刊、第二版）を引き写したものである。私

言葉は、具体的、即物的なものから抽象的、象徴的な意味や内容を持つようになる。例えは、今日、「文化」という意味で使われている「ヒューマニタリズム」が、本来は「耕作」という言葉であることは、よく知られている通りである。「美」という字も「大きな華は、食べておいしい」ということから生まれたと教えられた。

以上は「因辞苑」(新川出版)、岩波書店刊、第三版)を引き写したものである。私としては当然、『甲州金』に関する部分のくわしい説明を期待して、その「五四一」五五ページを開いたのだが、納得できるほどの説明にはなっていなかった。他にも角川の「新字源」や学研の「国語大辞典」「漢和大字典」を開いてみたが「甲州金」についての説明は見当たらなかつた。

「系日」も例外であつうとは思えない。山梨中央銀行の「創業百年史」によれば、甲州金は、武田氏の貨幣制度の中核である。その完備した铸造は「日本の貨幣制度の嚆矢といわれている」。「占甲金」の貨幣単位は次の通りである。

▽分 一兩の四分の一
▽朱 一分の四分の一
▽朱中 一朱の一分の一
▽糸目 一朱中の二分の一
▽小糸目 「糸目の二分の一」
▽小糸目中 小糸目の二分の一
「糸目」が「占甲金」の単なる名目でなく、貨幣単位であることは、明らかである。なお、近世以前の所謂「新甲金」では糸目以下は貨幣されておらず、従つて「新甲金」に関しては糸目は「アブセント・マネー」の貨幣単位と理解したほうがよいだろう。私は、「糸目」あるいは「金に糸目を付けぬ」と書いた言葉は、この具体的な貨幣の単位から出発したものと考える。
徳川家康が、甲斐の領制を踏襲したことによく知られている通りで、徳川時代の戦争のない二百五十年間に「金に糸目を付けぬ人遊び」が行われたのも、納得のできないことではない。薄汚が行われたからこそ、明治という大転換を、日本はやつてのけられたのではないか。その余徳を喰い尽くしてしまったのが、昭和六年の満洲事変に始まり、二十年の政戦につながる「十五年戦争」ではなかつたらうか。

(山梨日日新聞記者E投稿)

□ 文献紹介

角川日本地名大辞典19 山梨県

本書は、去る九月二十日に発刊されたもので、完成までに八年の歳月を要した。

編集にあたっては、県内在住の歴史・地理・考古・民俗・国文学等各分野で活躍中の第一線研究者の能力を結集し、その上、県外の著名な研究者の協力をも得た大事業であつただけに、長くその完成が待たれていた。

近年、歴史的文化遺産の保存に対する関心は高まる一方で、旧町名の保存などのように市民運動に発展するケースも多く見受けられる。そうした中で、文化遺産としての地名を書きとめ、地域の現状を歴史として後世に伝える目的で編集されたこの辞典の意義は大きい。

本書は、大きくわけて総説・地名編・地誌編・資料編からなるが、山梨県の場合、これまで地名のもう意義を知る地名辞典・地方史誌としては、「甲斐國志」が唯一の存在としてあるが、使いやすさと読みやす

さという点に関しては、一般の人にはじみやすいといえる。

さという点に関しては、一般の人にはじみやすいといえる。

また、考古から現代まで取り扱っていることと、項目ごとに資料の出典が明瞭であることは、研究者には有難いことであり、良き伴侶となりうるであろう。

試みに、資料編の「小字一覧」と貞享元年（一六八四）の検地帳とで甲府の酒折、下積寺、荒川町について小字伝承の比較をしてみると、大部分がすでに該当地域に伝承されていない。市街化が進み土地の形状が変化している今日、我々は、地名の持つ意義、歴史性について直感に考えてみる必要があるようだ。（昭和五九年九月角川書店刊 著者二〇六頁 八八〇円）

内容は、「甲斐の古寺と仏像」「甲斐の歴史・妙」の二部に編集されたカラー写真を中心にして、「甲斐の歴史と風土について」と題した対談や、甲斐の歴史をコンパクトにまとめた「甲斐小史」などで構成されている。

企画の上で興味深いのは、序文に「古寺探訪」などの著者として知られる國筆家・

白州正子氏の記行文を載せていく点である。氏は県内の名所・山跡を訪ね歩き、新鮮な感覚でその印象を述べており、あまりにも身近にあるがために薄れがちな感激をもう一度呼びもどしてくれる

掲載されているカラー写真は一二四点を数え、仏教美術、特に仏像に焦点をあてている。中には、几帳拝観できない秘仏も紹介されている。大判の写真が多く迫力があり、仏像のかもしだす氣品をみると伝えてくれる。また、それぞれの写真には平易な解説が付されており、本書の目的である郷土の歴史・文化の可視化に役立つものといえよう。（昭和五九年九月 テレビ山梨刊 A5判一四〇頁 六〇〇円）

甲斐の国

四隅を深い山々に囲まれた甲斐の国は、その地理的閉鎖性ゆえに独自の文化や伝統を築いてきた。にもかかわらず、現在、緊密意識の中に「文化不毛の地」と曰われて居る傾向のあることは否定できない。本書は、こうしたイメージを払拭し、郷土の歴史・文化に対する認識を深めることを目指すものである。

〔事務局 M・K〕

甲府市史編さん大綱

一 編さん趣旨

甲府市は、明治二十二（一八八九）年七月に市制が施行され、昭和六四（一九八九）年七月で満一百〇〇年を迎える。

その記念事業として、先史時代から現在に至る本市のあゆみを明らかにし、広く一般に本市の歴史を理解するための資料を提供するとともに、郷土における文化の啓発と愛郷心の高揚を促して、将来の市政発展に資するため甲府市史を編さん刊行する。

二 編さん方針

- (1) 本市のこれまでのあゆみを通史編・史料編・別編に分けて編さんし、日本史全体のうごきと関連させながら本市発展の歴史を開拓を明らかにする。

- (2) 記述の立場を民衆の側面に置き、民衆の生活実態と推移を中心にして、表現は平易にする。

- (3) 市民に親しみ易いように写真・図版等をできるだけ多く掲載して、表現は平易にする。

三 規模及び規格

総巻数 一二三卷

A5版 各巻六〇〇頁～一〇〇〇頁

- (1) 市史の構成
通史編………四巻

第一巻 原始・古代・中世

第一卷 近世

第三卷 近代
第四卷 現代

(一巻当たり一〇〇〇頁とする。)

(2)

史料編……………七巻
第三卷 近世 I

第四卷 近世 II

第五卷 近代

第六卷 現代

第七卷 民俗・美術工芸

(一巻当たり八〇〇頁とする。)

(3)

別編……………一巻
一 「甲府の歴史」

二 年表・索引・目録

(一巻当たり六〇〇頁とする。)

五 編さん刊行期間

編さん刊行の期間は、昭和五八年度から昭和六六年度までの九か年とする。

(各別に編さん計画は別表のとおりとする。)

(1) 六機構

甲府市市史編さん委員会

市史の編さんについて、市民の立場にたった編さん方針を確立し、編さん事業を円滑に推進させる機関として学識経験者・市議会議員・市職員二十人以内で組織する「甲府市市史編さん委員会」を設置する。

区分	年 度	○印は刊行年度									
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
史料編第一巻	原始・古代・中世										○
タ 第二巻	近世1						○				
タ 第三巻	近世2					○					
タ 第四巻	近世3					○					
タ 第五巻	近代					○					
タ 第六巻	現代					○					
タ 第七巻	民俗・美術工芸					○					
通史編第一巻	原始・古代・中世									○	
タ 第二巻	近世						○				
タ 第三巻	近代						○				
タ 第四巻	現代						○				
別編1 「甲府の歴史」										○	
タ 2 年表・索引・日録										○	

〔編さん委員会議〕

市史編さん方針その他の編さんに関する重要事項を審議する。

〔専門委員〕

史料の調査・収集・ほん訳などを行うため委員会に専門委員を置く。

専門委員は、特に専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

〔部会〕

市史の編さんについて、固有の専門的事項を調査研究するため、時代別・部門別に部会を設ける。

部会は、委員及び専門委員によって構成する。

〔協力員〕

市史(資)料の調査・収集について、情報の提供など広く市民の協力を得るため、協力員を置く。

協力員は、市史(資)料所在等について精通している者のうちから、地域別に委員長が委嘱する。

〔2〕 市史編さん事務局

市長室(広報・市史編さん担当)で所管し、編さん業務を処理するとともに、史料の調査・収集・整理・保管などを行う。

七 市史の執筆

市史の原稿は主として編さん委員(学識経験者)と専門委員が執筆する。ただし、特別の専門については、委員外の専門家に原稿の執筆を依頼することとする。

甲府市市史編さん委員会設置条例

(昭和五十八年二月三十一日)
甲府市条例第十一号

(設置)

第一条 市史を編さんするため、甲府市市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、市史編さんに関する事項について市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内をもつて組織する。

一 学識経験者
二 市議会議員
三 市職員

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)
第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その

職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第七条 委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、特に専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第八条 委員会は、必要に応じ、部会を開くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、市長家において処理する。

(委任)

第十条 この条例で定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に詰って定める。

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。
2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

附 則

(昭和三十一年十月条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の一番の項の次に次のように加える。

110.2	市史編さん委員会	議員	本	日額 6,000円
		議員及び事務機関	日額 5,500円	

市史編さん調査協力員設置要綱

(昭和五十九年五月一日)
市 第一 号

(目的)

第一 この要綱は、甲府市史編さんに關し、その必要となるべき史料の新たな発掘と、甲府市史編さん委員会(以下「委員会」という。)で実施する史資料の調査・収集を効果的に行うため、市史編さん調査協力員(以下「協力員」という。)を置き、もつて市史編さん事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第二 市内に散在する、市史に必要な史資料の所在について調査し、その情報を提供するものとする。

(選任)

第三 協力員は、郷土史に関心を持ち、土地の事情に明るいもののうちから、「委員会」の推せんを得て市長が委嘱する。

(任期)

第四 協力員の任期は二年とする。ただし再任は妨げない。

(会議への出席)

第五 協力員相互の情報交換及び、「委員会」との連絡調整のため、会議の必要があるときは、「委員会」の委員長の要請に応じ会議へ出席する。

第六 協力員に関する庶務は、市長室広報担当が処理する。

附則

この要綱は、昭和五十九年五月一日から施行する。

甲府市史編さん関係者名簿

昭和五十九年十月一日現在

市史編さん委員会

○印 委員長 ○印 副委員長

板田文弥 山梨郷土研究会事務局長

伊東正義 山梨大学名誉教授

新藤典男 山梨大学教授

藤井一由 山梨英和短期大学教授

内藤謙夫 山梨大学助教授

小沢誠則 山梨大学教授

内藤秀治 法政大学教授

藤昭良 甲府市議会議員

新藤良甲府市助役

市史館さん調査協力員

富田 勲
滋郎 奇
甲府市長室長
甲府市調整管理部長

中達忠雄
生山正仁
甲府市教務部長
甲府市教育次長

市政局さん事記

敬 敬
山梨郷土研究会會員

有泉貞夫
伊藤祖孝
東京商船大学教授
山梨県文化財審議委員

植松光宏
小沢秀之
山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議委員

北原進 立正大學教授

坂本徳一
山梨郷土研究会会員

鳥袋善弘 山梨県立女子短期大学助教授

山梨郷土研究会会員

萩原三男 日本考古学協会会員

守屋正彦 山梨郷土研究会会員
大東克己 前甲府市役人

赤原克己前甲府市役入役

臨時議會

事務局（甲府市役所市長室内）

（庶務担当）

主查 事務員 高木伸也
嘱託 敦野雅彦
査獲 横田信子
保坂俊子
加賀美洋子

編集後記

◇あれほど暑かった夏も遠く忘れたよう、いま、盆地の空っぽいに広がる裏やかな秋。回りの山々も赤紫に色を変え、日に秋を深めています。

『甲府市史研究』創刊号をお届けします。

◇本号は来る十一月六日に開催する講演会で市史のタペックスにも使用する予定です。そのため、編集期間が短く、執筆者は大変猶豫をしました。お忙しいなが就身的な御執筆をいただき、本当に有難うございました。

◇市史本編の刊行は、編さん大綱にありますように昭和六十一年からです。それまでの刊行物としては、来年、三月に『甲府市史史料目録（近世）』十月には『武田関係史料目録』を予定しています。その間『編さん大綱』を年二回、本誌は、当面年一回の計画です。『史料目録』は研究資料、「だより」は編さん過程の記録と報告、「市史研究」は研究論文と史料紹介。それぞれ内容は違いますが御愛読いただければ幸いです。

◇「市史の広場」は、親しみのあるコ・ナ・ヒにしたいと思います。今は特に四人の方にお願ひしましたが、広く市民の投稿を歓迎します。四百字詰三枚程度でお気軽に寄せください。

次号の発行予定日は60年10月1日、原稿締切は7月末です。

◇史（資）料の調査では、所蔵者の方々をはじめ、調査協力員など多くの皆さんに御協力をいただいており、その状況は「編さん大綱」の中で報告してあります。

これからも、より良い市史づくりのため、かくれた史（資）料の掘り起しなどよろしく御支援をお願いする次第です。

◇本誌は編集小委員が担当しました。メンバーは、斎藤（典）・植松・秋山・斎藤（康）・萩原の各委員と事務局・高木・数野・斎藤（紳）の構成です。創刊号といふこともあり、編集・執筆要項、表記基準など上の上づくりから編集を進めました。内容はできるだけ親しみ易くと考えましたがいかがでしょうか。御意見・御感想をお聞かせください。

（高木）

甲府市史研究

創刊号

編集 甲府市市史編さん委員会

発行 甲府市役所市長室

〒400 甲府市丸の内一丁目18-1

☎ 0552 (37) 1161 内線315

発行日 昭和59年10月31日

印刷 株式会社 少国民社

（題字 甲府市長 原 忠二）

